

芥舟曰、直弼始入相府、無親黨可依、滿朝有司未暇辨其淑慝、及正議之士進立長之說、概疑其左袒於水黨、而按點傾巧之徒、乘之百方譏沮、欲得其歡心、正士排抑、而公勢孤立、固可與論大計者、遂至以一身當百難之衝、可惜、

同志之者共より御老中へ中立以者も有之にへ共不及力と之事此上の御家へ御縫り申上により致方無之とて巨細之譯柄申述悲歎に沈み申聞に次第不容易事柄に付只今より書狀相認め伊賀守老中松平忠周方へ遣しに間留守居之者使者に罷越に様用意為致置に様被仰いて與へ被為入七ツ半時御老中様方御連名之御奉書内藤紀伊守越後村上藩様より御到來の由にて御取次吉川軍左衛門差出に間御用使を以て差上御同席様方にも御用召之御方御坐に哉と御取次心得にて御使者へ為相尋に處外様には無之趣申聞に間御落手御請に此方様より可差出旨被相達に様軍左衛門へ申達す中略御城使富田權兵衛罷歸り申聞にには奥御右筆組頭加藤惣兵衛様にて内々承りに處御大老職被為蒙仰いと之事尤も今日迄少しも御様子無之俄事之由御申聞被成に由申歸りに間直様右次第奉申上に處此御時節大任恐入いと

公勅書を示し候に於ては御意を見

龍溪曰ク、誰カ知ラン、急流勇退ヲ誓フノ君臣、他日相與ニ千載未嘗有ノ奇禍ニ罹ラントハ、慨然掩卷、

の御意に付大厄難之折柄にて被仰付儀に付何卒御忠勤被為遊に様奉願に旨申上に處尤之儀如何にも粉骨碎身いたしめても忠勤可致との御意に付國家太平に歸しに候へば早々御辭職被為遊に様に申上に處是に如何ある事早き約束と被仰に間其期に及以てに難申上に間只今申上置いと申上にへバ尤之儀と御笑にて内膳家老三浦内へ右之次第申達し内々役割等為取調に様被仰出相達す公用方

直弼既に大老とあるの翌日直ちに勅書を諸侯に公示して其意見を諮りんとせり或は之を公示して物議の沸騰せんとを恐るゝ者ありしが直弼斷然自説を主張し異議を排して公發に決す

(證)長野主膳が島田左近に與へし秘書は左の如し曰く人目之暇に矢立之筆にて極密是迄之例に當分御用部屋入と稱して見習之上さらして御政事向に御預り候事無之由之處此度の廿三

日に大老職即刻より御用部屋にて御政談翌廿四日此度勅答之旨中には右を表へ出しては大事と申人も有之由之處御政事に私は無之筈表へ出して不宜事にていひ何故其場に至りい哉表にて被仰出し事を内證にて御取扱之筋者有間敷旨御爭論にて申上に相成し處即刻御治定相成昨廿五日諸大名國司方惣登城墨夷御處置に付存寄之旨の無腹藏申上し様將軍家御直に台命相成申し云々

夫れ繼嗣の議外交の論一時に紛起して之を處決するの任は擧て直弼の一身に歸したり而して其繼嗣に關するの持論の上來の記によりて之を見るに足るべく其外交の説に至りては僅かに品海砲臺の得失を言へる書を掲げたるのみにして未だ直弼の意を見るに足らず今溯りて其嘉永六年幕府の諮問に答へたる手記の草案を覽るに其持論の如何を見るに足るが故に其全文を左に掲ぐ

直弼の手記

中洲曰、用激脫之法、文法井然、

此書を呈せし前後の事情の本書の附録に掲ぐる中川祿耶の傳を參看して之を詳にすべし

別段存寄書下書

寛永十二年以前の長崎堺京都等に御朱印船九艘有之處大猷院様御代耶蘇御制禁に付右之九艘航海御停止閉洋鎖國之御法被爲立置通商の支那和蘭に限り其餘の一切御免許無之然るに當今の勢を以篤と相考し處近年外寇之萌芽を察し頻りに患國之英雄憤士之先識議論紛々たりしも今時之急變に相臨し而る御古代之如く前條閉洋之御法而已を押立天下靜謐皇國安穩之御所置可有之共不被存尤海防之全備年月を不經て難行届し抑慶長十四年五百石以上の兵船廢毀以來皇國沿海大砲を以外寇に可敵對之軍艦無之唯今にも八丈島大島其外獨立之島々足掛りに乘取し時其儘に難差置し得共兵艦あくては追討之術計何分無心許奉存し籠城に橋を引し得る居すくみに成始終の

香亭曰、所謂御朱印船、於長崎未次兵二隻、舟木兵一隻、荒木兵一隻、京屋兵一隻、於堺伊豫屋兵一隻、於京都茶屋兵一隻、角倉兵一隻、伏見屋兵一隻、通計九隻、共敵漢船之制、下文曰命大坂、兵庫堺家商者、即用此例也、

難保又川を隔戦ひにも渡して打て掛り以方勝利を得ると傳承以行く者の進取之勢あり待者の退縮之姿にて古今之勢必然に相見え以祖宗閉洋之御法に以得共支那和蘭之橋ばかりの残り被置以今此橋を幸ひに外國之御所置可有之事暫く兵端を不開年月を経て必勝萬全を得るの術計に出可申哉此度亞墨利加所望之石炭も九州に多く出以由及承申以當方にては必用云々之權道を以先去申上置以得共是等も彼れ洋中臨時急用之時の長崎に來て可求有餘りあら可遣薪水の惜しむ所にあらざ食料の國々豊凶ありといへ共漂流難民に以與ふべし又漂着之難民の近年撫育し送り返し以如く今更不及詮議萬事蘭人を以可申出扱又交易之儀は國禁なれど時世に古今の差あり有無相通ずるの天地之道也祖宗之神に告て己來の此方より商船を和蘭會所咬嚼吧之商館に遣して交易すべし交易之品是は亞墨利

加是はヲロシヤと分賣するは蘭人に任して互市をべし尤航海大艦を新造すれば今一兩年を経べしと大體蘭人同様之御取扱あつて之様に彼が不意に出置扱寛永以上之御朱印船を復古し先づ大坂兵庫堺等之豪商に被命其株を與へ堅實の大軍艦初蒸氣船を新造して日本無用之品を積込水主船頭は暫く蘭人を雇ひ剛直にして去かも心利たる者共を乗せ交へ大砲之矢利大船之取廻し針路之法を學ばせ表に商船を申立内實は専ら海軍之訓練を心得追々船數を増而習熟し日本人自在に大洋を乗回し蘭人の密訴を不待して彼地之容體を實見し他日海軍之全備をなし置又是迄恐嚇欺罔之憂を看破し奢侈空費之弊風を變改し武備嚴重に内を十分に相ととのへ勇威を海外に振ふ様に相成以のい末々居すくみに不相成内外充實却而皇國安體に可有之哉と奉存以此方より先んじて仕掛置以のい時宜により何時に

ても御制禁に成はん事寛永度之如く兎角彼を寄せ付ざる處
良策と被存し將又妖教の禁は如何様にも嚴密之御仕向も可有
之に亞墨利加亞魯刺も航海の術は近年習熟致し由吾皇國之人
性伶俐敏疾今より習練致さばいかで西洋人に劣り可申哉國脉
時勢を量り永世皇國蕃夷の憂さく海内靜謐に御守護被遊は
いたとへ祖宗の御法に沿革増損御座は共却而神慮に被爲叶
はん歟と奉存し尤今度の御所置専ら海内の信義を得させられ
ん事肝要と奉存しへば第一天朝に被達伊勢石清水鹿嶋等へ勅
使日光山に台使を被立海内靜謐國家安全之御裁斷可有を被
告兎角神慮に被爲任はん事神國之舊典且人心をして一致な
さしむべき御計ひ歟と奉存し今御府内近海之御軍配によつて
は不慮急變之前銘々之覺悟容易之筋に無御座は得ハ片時も難
被指置たどへ幾重之鐵壁を被築は共異變に臨は而ハ必人和に

不相及兎に角一同安堵之御裁斷あつて夫々之號令を可被示事
即今之御急務所仰に御座は右之趣御制禁に違ひ見込に付奉
恐入は得共無遺策十分之處申上は様被仰出はに付奉申上は以
上

八月

井伊掃部頭

香亭曰、此際列藩上書今尙
存矣、併見知其優劣、不必要
作者分解、
香亭曰、論文而其爲人、是
著者慣手、蓋百尺竿頭、更進
一步者也、

此書の如き今日より是を見るに陳腐疎雜の説に過ぎず然れども
嘉永の年代に在りて此脱穎の見を有し變通の計を立てし者三千
万衆中果して幾人ありしや特に此説を持して衆怒を冒し身を開
國の犠牲に供して悔いざりしに至りては其人と爲り如何を想見
すべきなり吾人明治の時期に生れて往事を追記し深く今日の進
歩を感喜して三十年前此普通の識すら尙ほ遽に行はれず是れを
以て身を殺す者ありしを悲まざるあらず初め直弼が幕府の諮問
を受くるや先づ藩臣を會して其意見を陳せしめしに攘夷の説を

彦中
川備
非議
つ議を立

正名
黨の
稱は各
互

龍溪曰ク、徳川氏ノ大老々
ル者、其計此ニ出テザルチ
得ズ、而シテ此計ニ出ル者
ハ亦狙撃ノ奇禍ヲ被ラザル
チ得ズ、是レ數ナリ、

進むる者多かりしが儒臣中川祿郎獨寛永以前の例を引きて外交
の拒絶す可からざるを言へり直弼衆議を排し祿郎の議を可と
して曰く世人或は近年外舶の至るを視て天保中攘夷の舊令を廢
し薪水食料を與ふるの致す所となす余を以て之を見るに殊に然
らず是蓋し宇内形勢の變遷に因る者なり然るに尙ほ舊套を墨守
せば恐くは意外の侮辱を受るに至らん徒らに祖法の外形を取り
て其精神を遺れ鎖國の舊典を引きて今日を規を可きに非ざるな
りと乃ち前掲の答議を呈せり後大老に任じ米人の説を聴くに及
びて益々此説を推擴せりと云ふ直弼既に出で、大老となり其家
系の由る所を顧み慨然幕政の萎靡せるを振ひ内外の難事を處す
るを以て己の任とあし此に外交及び繼嗣の説を異にする水尾越
土等の強藩及び是と説を同くするの儒者論客と争鬪するの端を
發せり近時の史傳彦根の黨を以て姦とあし水戸の黨を正となし

に他黨
に與へ
たり者

史家の
誤謬の

反對の
政敵の

中洲曰、先獲我心矣、

奇津曰、持平允協、

勘雲曰、一歩推擴、論得極妙、

口を極めて直弼の爲す所を責めざる者なし是れ皆當時互に争議
の間に用ゐたる名稱にして其遺文今に存する者ハ大抵儒士の手
に出で、此等の儒士ハ多く鎖攘の説を持して直弼の爲す所に服
せざりしが故に其記する所ハ一切彦根の黨派を非斥し之に與ふ
るに不良の名を以てせり其擅横と云ひ姦邪と云ふが如きハ皆反
對の政敵に與へたるの私稱あるに今日無識の史家其世代の真相
を察するの眼を有せず漫然其一方の稱呼を襲用するに至れるな
り水滸に正姦の二黨あり世に稱し予を以て當時の事態を評と
るに彦根の黨は齊昭を以て隠謀反計ありとなし水戸の黨は直弼
を以て擅權跋扈ありといふ共に反對者を見るの觀察にして今よ
り之を顧るに二者皆其執る所の説を異にして各其信ずる所を行
はんとせし政治上の敵に過ぎざるのみ嗚呼此争議を假に文明の
社會に移して自由政體の下に立しめば怒熱鐵を鎔し新辨岩を裂

香亭曰、横道理以兵刃、當時形勢可想見、

青澤曰、罵得痛快、

又曰、文藝得非稍淺複耶、

芥舟曰、至公至平、不挾以一毫私心、不愧于古之良史、

くも亦政黨言論の争に止まる可きに其遂に互に血を流して疾惡の情念を史氏に襲受せしむるに至りし、唯我往日未開の狀を嘆じて當時の不幸を悲むの外なし往時は既に逝きぬ然るに今日の史家此爭議の間に發したるの名稱を襲用して其由て來る所を尋ねず却て之を以て褒貶の標準とするに至りて、其陋見眞に笑ふべきあり予や郡縣政治の下に立ち舊時政界の熱情既に冷却せし今日に至り閑に其事實を觀察するに齊昭等の直弼等を見るや猶ほ直弼等の齊昭等を見るがごとく互に他を以て姦人としたるあり左の三書を見る者は予の批評を諒するあらん

安政五年四月三日島津齊彬の松平慶永に與へたる書に曰く水老公を反逆の様被思召儀御側向の内不忠の佞物有之と奉存氏家定の生母跡部へは此節猶又加様くと申上置以後様子相知は、又々可申上

い當年貴君阿州どもに御發駕に、哉此段も相伺申い云々○同五年五月九日宇津木六之丞が在京の長野主膳に與へたる書に曰く抑此度御役被爲蒙り直弼の大老さな起元は陰謀の方より種々手を盡し相働いへども何分十分に行届不申に付き越前家を御大老職にいたし天下の大政自由に可致どの奸計大半成就致い處家柄と申人物といひ非伊家を指置越前へ可被仰付儀如何の上意出忠義之徒力を得火急に御役被仰付い哉に相聞え逆黨大に望を失ひ種々惡計を工みいへども天下の權柄御掌握正路之御政道に插付い事難相成伏從之姿にいへども妬心隱謀秘術をめぐらし今度之上使君上御勤被遊い様仕掛御留守中に志を遂い工みも有之哉に相聞え忠義の衆は君上の御蔭身に添ひ逆黨を御防ぎ被成い趣に相聞え申い諸大名の内には水老公の御書付如何にも正常の御論に付眞に天下之御爲を被爲思召

百四十四
以御方と被思召以て一橋を御立被遊はは可然と御見込被成
以御方も多分有之哉に相聞え以間御直に段々御談じ隠謀之次
第初めて御承知御後悔之御方も有之如何にも書面には理を盡
し被仰立以御方御直談には是非善惡之御辨別も無之御方も有
之是等は深く國家之御爲を被思召以には無之今度之御存寄書
は諸侯の賢愚顯れ以事に付大事と心得家臣之内に文才有之者
に爲書綴甚敷は浪人儒者等以爲書以向も有之哉に相聞え是等
は取に不足御方に以へども書而にては誠に頼母敷方と相見え
申以前文忠義之御方御迷ひも追々御晴れ被成以趣に付其内に
御居合付以様可相成と奉存以云々○同七年閏三月鹽谷甲藏陰岩
と號の建議に曰く一橋刑部卿様を御養君被爲遊度趣企望仕以
も外夷の事御心配の折柄御長年にて御英明に被爲在以御方様
何卒將軍家に御備被遊以様仰望被成以義と奉存以刑部卿様兼

幕副定
まるを
告ぐ

勅允期
日に來
らす

中洲曰忙中挿論蘇家實手

て御聰明にて御家門様方の御中にて御長年にて被爲在以に付
世上の人望歸し以事は七八年以前よりの事に御座以當公方様
御養君被仰出以後箇様申上はは不届に以へ共其以前より企
望仕以者に於ては更に惡意には無御座以云々
六月朔日幕府定嗣の内旨を三家及び溜問詰の諸侯に傳達し二日
之を京師に奏し其勅允を得て公布すべき日を十八日と豫定した
り是の當時道程往來の日數を測るに朝廷に異議あければ允許の
勅書十四日に江戸に達すべきが故に斯く定めしといふ然るに十
五日に至れども勅允來らざるを以て同日人を京師に發せり憶ふ
に紀伊慶福を迎立するの議關東に定まれりと雖も一橋慶喜を奉
ぜんとの説諸藩及び京師に盛にして幕營の内又之を助くる者あ
りしを以て勅允半途にて梗阻せしむるべし定嗣の事半途にして
決せず恰も小舟急流に横はりて進退定まらず浮沈測られざるの

米艦露
艦相艦露
す入港

青澤曰、忽播比喩、便覺文路
不呆笨、西文多有此種、

米使訂
約の得
策を勤
告す

香亭曰、露使求黑龍江畔地
於清、亦在此際、所說大同小
異、

狀あるに際し六月十三日急報ありて米艦二隻下田港に入り其一
隻は進みて小柴沖に碇せりと告ぐ十六日露艦も亦下田に來り英
佛も亦沓至せんとするの報あり外國應接掛下田奉行井上清直目
付岩瀬震米使と神奈川に應接す米使二人に説きて曰く英佛の二
國清國と戦ひ大に勝ちて城下の盟を成せり二國將に清國の海岸
に集めたるの戰艦を驅り來りて貴國に開港を促がさんとす余貴
國が新捷に乗じて來る所の強項の二國に接して處置其當を得る
の頗る難からんとを恐る貴國今に及びて我米國の請を聽るさば
米國は日英佛の三國に對し均しく友交の邦國たるべし余故に此
三國の間に周旋して貴國の爲めに不虞の變おきを保たんと欲す
卿等之を貴國の政府に上言して豫め是事を熟計せんことを請ふ
と十九日二人神奈川より歸りて之を報ず幕府乃ち有司を會して
米使の言の可否を議す衆皆事急にして一たび機を過たば悔ゆと

直弼有
司の議
しに同
約を訂
するに
決す

青澤曰、躊躇不决、則知其非
擅權自恣者矣、看者諒其心
可也、
齋藤曰、此斷此決、非直弼決
不能得、

假約の
署名

香亭曰、直弼學生大決斷、知
我者其惟假條約乎、即我者
其惟假條約乎、
龍溪曰、己獨り宇内ノ勢
ニ通ジテ、而シテ時人之ニ
通セズ、井伊氏チシテ其身
チ全クセンナ思ヒ、天下チ
以テ自ラ任セザラシメバ、
時人ト其愚チ同クスルニ如
カザルナリ、井伊氏タル者
其レ之チ肯セン乎、

も及ぶかし假約に署名して之を與ふるに如かずと言ふ直弼未だ
奏可を経ざるを以て速に決せざりしが諸吏頻りに前議を陳して
已まず直弼苦考して以爲へらく今や宇内の勢大に變じて航海の
術攻戦の法復た昔日の外人に同からず故に一旦其交通を拒絶そ
ども終に許さずして己むと能はず若し兵を交へて幸に一時の勝
を制すども諸國艦を連ね勢を合はせて來寇せば恐くは清國の覆
轍を履まん不幸にして敗を取らば地を割き金を償ひて和を我よ
り請ふに至らん其屈辱之より甚きはなし一旦拒絶して永く國辱
を貽さんよりは寧ろ勅允を待たずども國家を保全するに如かず
抑大政は朝廷より關東に委任せらるゝ所あり政權を執る者臨機
の處分を爲すと亦己むを得ざる者あり許允を経ずして約を締す
るの責は寧ろ之を一身に負はんと遂に議を決して井上清直岩瀬
震を神奈川に遣はし條約書に署名せしめて米使の請に應じたり

世是を稱して假條約と曰ふ

(證)今日應接掛り井上信濃守岩瀬肥後守金川より罷歸り申出
 り近々英佛の軍艦數十艘渡來致し趣尤清國に十分打勝勢ひ
 に乘じ押懸けし事に付應接方甚御面倒に可相成乍去假條約書
 に御調印濟御渡しに相成は如何様にも骨折御迷惑に相成
 不申様取計可申旨申聞は間三奉行始御役人中一同御評議に相
 成は處軍艦數十艘渡來之上御免しと相成はては御國威も不相
 立に付只今御免しに相成は方可然旨異口同音に御申立被成
 は間天朝へ御伺濟に不相成内は如何程御迷惑に相成はとも假
 條約調印は難相成旨被仰は處御尤と御同心被成は若年寄本
 多越中守陸奥泉藩主 名は忠徳様計にて其餘之衆は何分數十艘引請は上
 之應接と相成はては假條約丈けにては相濟不申様相成可申實
 以不容易儀天朝より被仰進は義も御國體を穢し不申様との御

勤王曰、一語斷決所由出、

芥舟曰、立約一事、雖當時迫
 乎騎虎之勢、而萬不得已者、
 非公以一身為犧牲果決斷
 之、則府下百萬生靈、乍稱乎
 鋒鏑之慘、而或至賂金割地、
 受城下之盟以了局、未可知、
 公有大勳勞於天下、豈可沒
 哉世之淺見腐儒、弗是之思、
 而及今猶喋々告其擅制妄
 肆、妄亦甚矣、

趣意に付古制に泥み居はては憂患今日に十倍可致無據御譯柄
 御申解は如何程も可有之はへども一旦爭端を開きはては皇居
 初沿海御手當も行届不申事に付調印致相渡はより外無之旨御
 申立に付猶御考可被遊旨被仰御用部屋へ御歸り尙御評議被成
 は處堀田備中守様松平伊賀守様には素より御許し可被成御底
 意其餘の方々様にも差當り致方も無之に付成丈け為引延は方
 可然趣を以て井上岩瀬之兩人御呼如何様にも骨折天朝へ御伺
 濟に相成は迄引延しは様にと被仰は處信濃守被申は仰之趣
 奉畏はへども不及是非節には調印可被仰付哉と御伺被成は間
 其節は致方無之はへども成丈け相働は様被仰はへば肥後守御
 申には初より左様之了簡にては迎も行届不申に付是非共引延
 しは覺悟にて應接可致趣御申被成則其趣を以て御伺濟に相成
 兩人には御申立被成は由御歸館之上被仰はに付御前に罷出下

數行字津譬へ公方様へ伺濟ありとて天朝之御沙汰を不被遊御待條約書に調印御達し被遊いは全く隠謀方之術中に御落入被遊いと申ものにて御違勅と申唱へ必ず議奏可致實に御家之御大事其罪御前御壹人に御引受被遊い様可相成に付急速神奈川へ御使を以て調印御差留被遊い様申上し處公方様へ伺之上既に相達し事に付今更私に差留し譯には難相成と之御意に付猶又平常天朝を御尊敬被遊い御前にて京都之御沙汰を不被遊御待右様被遊御達いは如何之御次第に御坐し哉と段々御迫り申上し處其方共申處一理尤にはいへども事危急に迫り勅許を待以餘日も無之猶又海外諸蕃之形勢を考察致し以に古昔と違ひ航海之術に達し萬里も比隣の如く交易通商を開き其外兵器軍制等皆實戰に試み國富み兵強く強て之を拒絶し兵端を開き幸ひに一時勝を得い共海外皆敵と爲す時は全勝孰れも在るや豫

香亭曰、名實二政府不可兩立、至是見其端、

中洲曰、勅書貴撰夷者欲不辱國體也、不辱國體是主言、而撰夷方畧也、然從撰夷方畧、則必至辱國體、是直辨所以從其主言而不從其方畧也、余詩所謂違勅心元奉勅心、亦謂此已、直辨而有知、必將曰獲我心矣、又曰、當時邦人皆不知外情、少知之者、獨有幕吏、故主張和好、其他諸侯及草野之士、猶盲人不畏蛇、主張撰夷妄說、况京師久不關國政、內事且不知、何知外情、但爲諸侯及草野之士所強迫、不得已勸至辱發勅書耳、然則直辨非違勅書也、違諸侯及處士之論也、非違諸侯處士之論也、不用妄說而已、

め量る可からず苟も敗を取り地を割き償はざるを得ざる場合よ至らば國辱焉より大なるはなし今日拒絶して永く國體を辱かしむると勅許を待ずして國體を辱めざると孰れか重き只今にては海防軍備充分ならず暫時彼が願意を取捨して害あきものを擇み許すのみ且朝廷より被仰進い儀は御國體を穢さる様との御趣意に有之抑大政は關東へ御委任政を執る者臨機の權道あかる可からず然りと雖も勅許を待ざる重罪は甘じて我等壹人に受い決意に付又云ふ事勿かれとの御意有之夜も追々更けいに付御休息可被遊様申上直様與へ被爲入公用方條錄六一日を越えて同月二十一日齊昭書を大老及老中に贈りて假條約の不可を言へり其書に曰く

魯墨兩夷より書付差出い由何事を申上し哉は不相知いへ共若假條約御取極之義願出いにも可有之哉万々一京師御伺濟に無

之關東限りに御決にも相成し而は東照宮御初御代々天朝御尊
 崇之御大義今日に至り御闕き被遊し事に相成御忠孝に御違ひ
 被遊しへば隨而天下之人心も居合不中は指見に而且如何様御
 逆鱗被爲在問敷とも難申至而御大切之義と奉存し間彌條約御
 取極之義にも有之しは是非大老老中之内速に上京敷慮爲御
 伺に相成し様にと奉存し扱又條約中五畿内近く不入様ミニス
 トル指置直交易不致様開きし港之外無限遊歩不致様切支丹寺
 建立不致様此義の後患眼前にしへば御斷に相成其他無御據の
 爲御濟御坐し様致度それにて承知不致しは十五年と歎廿年
 と歎人心居合し迄御延し之義夷狄へも御諭し京師へも御申上
 に相成御聞濟之上御取極に相成し様仕度奉存し何れ之道御伺
 に不相成爲御濟に而は御違勅と申に相成三家共に至迄深く恐
 入奉存し問くれくも早々大老老中之内發足敷慮爲御伺に相

成し様仕度彼より何程火急に申立し共京師御伺に相成問承
 伏不致事も有之間敷設尤各方にて御如才の有之間敷存し得共
 痛心之餘り不取敢此段申進し也

中洲曰、洵然々々、是余所以
 有前評也、
 又曰、齊昭之於勅書、取其名
 也、直稱之於勅書、取其實也、
 取實乎、取名乎、知事務者判
 之矣、

責任を
 歸すべ
 し乎抑
 執政自
 らん
 乎

勅書曰、雖正弘之賢、猶不免
 貽誤、
 中洲曰、寧任其於己、不歸責
 於聖上、是之謂忠臣、

此書を一見するに齊昭も亦鎖攘の行ひ難きを覺知せしもの、如
 し書中無御據の爲御濟御座し様と云へるは其米國の請を峻拒す
 べからざるを承認したるものあり此一點意見畧相同じ故に直彌
 と説を異にせし所は勅許を竣つと否との一點に在り試みに外交
 の峻拒すべからざるを承認し之を京師に請ふとも遽に勅許を得
 ざると正陸の先きに上京せし時の如くならんには果して如何に
 之を處すべきや假令訂約の國利を保つを知り峻拒の失計たるを
 信ずとも一に其利害を朝裁に仰げば責聖斷に在るが故に執政者
 與かり知らずと言ひて一身の責を辭す可き乎抑一身其責に當り
 て國安を保つ方向を取るべき乎是れ至難の問題にして當路者

聞老の
奏言

中洲曰、勅書精神論與余暗
合、

の熟計す可き者なりとす加之此時英佛の軍艦陸續到らんとする
の機既に迫れり之を先に正陸が上京せし時に比するに一層事情
の困難を覺ゆる者あり是れ直弼が責に上下に任じ身を以て是れ
に當れる所以あるべし一歩を進めて之を考ふるに勅書既に國體に拘
此精神を推すに訂約の事暗に朝旨を同月二十二日幕府驛を飛して訂
約の事を京師に奏す其書に曰く

亞墨利加條約之次第先達て別段御使を以て被仰進み處深く被
爲惱慮慮以御次第被仰出以段御尤之御儀に付再應御三家以下
諸大名へ赤心御尋に相成今少しにて存意書出揃以間其上篤と
御勘考之上御決定可被遊思召にて精々御差急ぎ被爲在以折柄
今度魯西亞亞墨利加兩國之船渡來申立以趣は英吉利佛蘭西之
軍艦近日渡來可致尤清國に十分打勝其勢に乗じて押懸以事に
付應接方甚面倒に可相成と御案思申上以併假條約之通御承知

締約の
旨を告
ぐに
直弼を
齊昭に
贈る

に相成調印も相濟しは、英佛には如何様とも申諭御迷惑に相
成不申様取計可申旨亞國使節申立以に付御勘考被遊以處如何
程御迷惑に相成以とも朝廷へ御申上濟に相成不申以ては御取
計難被遊御儀乍去忽ち争端を開き萬一清國之覆轍を蹈以様之
儀出來以ては不容易御儀に付井上信濃守岩瀬肥後守於神奈川
調印致し使節へ相渡以誠に無御據御場合に付右様之御取計に
は相成以へ共朝廷にて御配慮之段は實以御尤之御儀に付此後
之御取締方沿海御手當等充實に相成被爲安慮慮以様可被遊思
召に以委細之儀は猶追々可被仰進以へ共先此段可被遠奏聞以
事

同日又大小名を幕府に召集して訂約の旨を告ぐると大約京師へ
奏上せる者の如くにして更に各其意見を上陳すべき旨を達し廿
三日直弼左の手書を齊昭に贈りて假約の止む可からざるを述べ

たり即ち二十一日の書に答へしあり

御書付謹而奉拜見し然者魯墨兩夷より書付指出し儀若假條約御取極之義願出に可有之哉萬々一京師御伺濟に無之關東限り御決にも相成し而者東照宮御初御代々天朝御尊崇之御大儀今日に至り御欠き被遊し事に相成御忠孝に御違ひ被遊し得べ隨而天下之人心も居合不申且如何程御逆鱗被爲在間敷とも難中至而御大切之義と思召し間條約御取極之義にも有之しは是非私共之内速に上京敷慮御伺に相成し様可仕旨扱又條約中五畿内近く不入様ミヌストル指置直交易不致様開きし港之外無限遊歩不致様切支丹寺建立不致し様此儀は後患眼前に得べ御斷に相成其他無御據者爲相濟し様致し夫にて承知不致しハ十五年と歎廿年と歎人心居合し迄御延し之義夷狄にも申論し京師にも御申上に相成御聞濟之上御取極に相成し様可

仕何れの道御伺に不相成爲御濟に而り御違敷と申に相成於御三家も深く被忍入し間吳々も早々私共之内發足敷慮御伺に相成し様被成度彼より何程火急に申立し共京師御伺に相成し間承伏不致事も有之間敷と思召し段一々御尤之御儀に奉存し乍去今日之御所置公邊にても素より御心外成御事にし得共繼夷の形勢往古に違ひ蒸氣船等發明いたし天涯も比隣之如き航海の術相開け軍制兵器等實戰に試み追々強國と相成し趣に付古制に根着致居し今日に増し憂患可生も難計に付彼より申立し個條成丈取締假に條約いたし先達而天朝へ被仰進し處敷慮被爲腦し趣を以件々被仰出之次第御尤之御儀に付再び諸侯之存慮御尋に相成し處今時爭端を開きし可然と申上し者無之此後の御取締向肝要之旨多分申立今少しにて書付も出揃申し諸大名右之見込に得ば人心居合方に於ては御心配にも

及間敷哉右書付類并繼夷之形勢具に達敵聞猶御伺之上御取計可被遊思召之處今度魯亞兩國之船渡來申立以趣無御據御次第に付御許し相成以譯柄は昨日御家老を以指上以通り以間右にて御承知可被下置實に難默止御場合御賢察可被成下置以京都に御使之義の何れ共急々取極以心得に御座以何分不肖之私共今日之御場合御大切之職掌奉忍入以尙思召之處爲御國幾應も御教示可被成下置以様伏て奉希以恐惶謹言

六月廿三日

井伊掃部頭

是日奥右筆組頭志賀金八郎紀伊慶福を以て幕嗣と定むるの勅允京師より達せりと告げて其書を閣老に呈せりと之を閱するに同月八日京師を發せし者にして同日に發せし諸文書は皆十四日を以て既に江戸に達したるに繼嗣の勅允獨後れたるは此事を阻格して別に謀る所あらんとする者ありて之を掩匿せしに由るか如し

勅允の運達

芥舟曰、京師往復文書、例奥右筆組頭開封呈之閣老、志賀氏受領田之内命而掩匿、及堀田罷自居以謝之、當時予所聞如此、
勅雲曰、金八郎之居腹、及讀此書、始悉其因、

志賀の自殺

正陸忠固、田資始、間部詮勝、松平乗全、中老

香亭曰、天保中資始詮勝相尋爲閣老、與水野忠邦不協、不久而罷、至此再任、
又曰、道醇白哲中身有儀容、頭已斑白、而不雜額髮、當時著額髮者、室有景山公、閣老有道醇、士大夫有勝義邦而已、義邦今勝公舊名、詮勝號松堂、清瀨船長、年六十左右、素好文學、長筆札、前數歲没、數字翁撰碑文、履歷略可見、
又曰、橋公才略不必言、然三節之朝、歲不過數次、其入由後門、去亦由後門、未曾接外廷之吏也、當時稱其才異者、率傳聞耳、

後數日志賀自殺せり事は七月朔日にあり

當時世人其故を詳にせずと雖も勅允掩匿の罪を恐れて此に至れりといふ勅允既に江戸に達せしを以て廿五日を期して之を公發するに決したるが水尾越侯及び是と議を同くする者尙ほ前説を執りて一橋慶喜を入れんとするの志は未だ衰へざりき是日幕府正陸忠固の二人を罷め太田資始道醇と號し備後守といふ、間部詮勝下守越前守、松平乗全和泉守、三河の藩主を以て老中となす蓋し正陸は先きに京師に使して要領を得ざりしが爲めに家定の信任を失ひ又水藩の勢力京師に強大にして之を動かすの難きを思ひ慶喜を迎へて儲貳となし是によりて勅允を得るの途を開かんとあして忠固も亦此説に傾きたるが如し而して直弼の持論は固と家定の志を助くるに在りて其任用せられたるは此持論實に其理由の一に居れり是に於てか繼嗣の疑問に關して閣議に分裂を生じ遂に二人

の退職となりたるなり

(參)慶喜を立てんとするの説を唱へし人々の中には幾種の異見を包含する者ありと見ゆ慶喜の才略を悦び之をして大權を握らしめば是によりて攘夷を行ふを得べしと信じたりし者當時論者普通の意中の人を迎立し是によりて幕府の勢力を張り大藩の異議を絶ちて以て開港を遂ぐるを得べしと信じたりし者岩二種如水井等の水黨の勢力京師及び諸藩の間に盛あるを見又幕府外交の處分は京師及び諸藩より異議抗論を受くるが爲めに慶喜を迎へて之を調停せんとせし者三種堀田等あり而して鎖國論者の中にも二種あるが如し中心外人を疾みて之を攘めんとせし者一種攘夷を唱ふれば衆望を博して勢力を得和交を説けば物議を招きて衆怨を受くるが故に暫く攘夷説を唱へて無責任の位置に立たんとせし者二種なり而して直弼は一意其持論を固執

青澤曰、同一職也、而其質所執各異、叙述者之困難、莫甚於此、乃能區分條舉、提醒眉目、全然無混亂之患、信乎才之大者、其心必細也、

勳曰、評得當、

して衆敵を一身に受けたるが如し是れ其擅權の名を得たる所以なり世多く直弼を以て權數に富む者の如く評すと雖も其實を精査するに軍ろ智略に短なるの嘲を受くべきも權數に富めるの人に非ず直情徑行自信に篤くして却て自家の利害と人事の成敗とを忘却せる者あり安政五年三月廿八日彦藩の老臣岡本半介即ちが直弼の少しく持論を曲んとを望みたる建議は此事情を證するに足るべし其書を左に掲ぐ曰く京都一條誠は以て不容易御儀定て御驚歎可被遊と奉存し奉申上しも恐多き次第に御座しへ共實以御國家御安危の御場合乍恐深く御案思奉申上し堀田侯御歸府に相成しへば勅命に就て諸御大名様方へ御所存御尋に相成義と奉恐察し其節の御答振實に御一大事に奉存し此度内膳方へ大略申遣し間乍恐御聞取可被下置し様奉願上し何分にも天朝の御勢ひ殊の外強く夫と申も水府公并

青澤曰、言直旨婉、洵井氏忠
臣、今世難得者、

薩州越前其餘列國の諸藩中にも大分内訌御座し趣に付彌御勢
ひ強き形ちと奉恐察し西九様も一橋様と御内定に相成し趣是
も天朝より御内々被仰出御座し由彌右様相成しへば外國との
御和議は御止めに相成し事決然と奉存し右一橋様之御事兼て
水府老公御私有之趣潜に承知御座し以之外の御義と奉存し
乍併天朝への御上書面等御尤至極天朝にては殊之外御受宜敷
由其上諸藩中御同志の方々も御座し趣萬々一も内亂出来し節
は天朝の威を御かり被成しへば天下無敵の道理歟と奉存し誠
に以恐多奉申上兼しへども此後追々水府公へ御取入御同志被
下置し様仕度奉願上し是迄上慮も奉伺居右様の義奉願上しは
定而不埒と思召の程萬々奉恐入しへ共何分御國家御一大事の
御場合且は列國外様の方にしへばたとへ如何様の事御座しと
も御同志杯の義ハ毛頭申上し存念は無御座し水府公は正敷御

三家の一東照宮より御血統御續の方にしへば今更御同志被遊
しともしも御構ひ無御座し事歟と奉存し堀田侯初め惣て御
役家其餘にも和議の方には此後追々御遠ざかり被遊とかく第
一に天朝を御推尊御守護職御嚴重御大切に被遊しへ者自然の
節は所謂挾天子號令諸侯之道理戰伐のことは外諸侯の持て相
成申し東照宮御深密の御趣意も御守護より無外と奉存し仍て
御守護の義者只今より御賢考被下置御人數も多分被爲増事に
寄はては御前も一年一度位ツ、は御上京御陣屋御見廻并に天
機御伺御守護向彌御大切に被遊しと申程に是迄とはウツテ替
りし様不相成し而は他の面目も改る間敷歟と奉存し水府公御
上書中に近國有志之大名有之と申しは越前侯津侯との由に御
座し津侯杯も専ら禁廷へ御手を被入御守護御座し由既に先日
天朝より四條被仰出の由第二條に皇居御手薄御不安心に被思

召し間畿内並近國の内皇居四方に可然大祿の大名堅固に警衛
 出来し様との被仰出江戸表よりの御答に當時關東にて専ら御
 取調と御座し間津侯越前侯杯其撰に御入被成し難計仍て前
 にも奉申上し通り上意には萬々被爲叶間敷いへども枉げて此
 後は水府公へ御取入被下置其上敕命に仍ての御存寄御尋の御
 答者外國との御和議は斷て御止めと申様に被仰立はは後には
 却て御安心の場に至りし事必然と奉存し惣て物は究すれば
 變ずる天地萬物の理に御座し何分事急に逼り居し間御深考御
 英斷被下置し様幾重にも奉希上し右様過言の事共奉申上御大
 怒を蒙りし歟と深く奉恐入しへ共何分先頃より晝夜心痛仕不
 堪憂苦し處より不願恐奉申上し義に御座し間此段は御寛容被
 下置し様奉願上し

假條約を訂せし事を齊昭等の聞知するや反對の説に一層の勢力

を加へたり廿四日松平慶永櫻田の邸に來り直弼を責むるに勅裁
 を俟たずして條約を訂せしとを以てし且長君を立つるの説を主
 張す直弼之に對して反覆辨論すれども慶永服せずして談論數刻
 に涉れり直弼登營の時到りし旨を以て之を辭す慶永曰く今や國
 家の大事を論じて未だ意を盡さるに時の迫まるを以て止む可
 きに非ずと直弼辨論の遂に決す可からざるを以て袂を拂ひて起
 ししかば慶永快々として去り歸途齊昭其子慶篤權中納言常陸水戸藩主徳川慶
 恕後慶勝といふ權中納言尾張名古屋藩主と共に急ぎ登營すと聞きて亦直ちに入る蓋
 し幕府の制に於て諸侯の登營より一定の日あり之を外ししての
 豫め登營を告ぐるを例とす是日四侯遽入りしを以て滿營大に
 驚けり營吏走りて其事の尋常な非ざるを大老老中と告ぐ間部詮
 勝等直弼を謂て曰く尾水諸公の敵とし視る者の卿あり卿今公等
 に面せば爭論愈々劇からんとす僕等出でて諸公を對せん直弼曰

く諸公大老老中に面せんと請ふに僕獨辭して面せざれば畏れて
避くる者と謂れん僕の一身の言ふに足らざるも大老の職威を
辱かしむるを奈何せん請ふ卿等と共に出てんと乃ち大廊下の上
局も出て、齊昭等を見しに齊昭假條約の擅斷も出て、違勅の責
逃れ難きとを論ず直弼曰く朝旨固と國跡も拘らずして後難なか
らんとを期するに在り今日内外の形勢を視るも外人の請求を峻
拒して安んず争端を發すべきも非ず先ん一たび和戰の決を諸侯も
諍ひ尋で再び其意見を上つらしむるも共ん戰議を主張する者少
し夫れ將軍の意既も和も在りて諸侯の説も亦戰も非ざるが故も
之を京師も奏して處決せんとするも際し遽に英佛の軍艦渡來せ
んとするの報あり事情極めて切迫して米使の説く所大に理ある
を見る是れ訂約に決する所以にして此間に訂約を猶豫するは決
して國利を保つ所以に非ざるなり事情此の如し之を詳にして京

鼎軒曰ク、辨論ヲ以テ敵ヲ
風ス、文明社會政治家ノ伎
倆、
又曰、此討論ヲシテ世ニ公
ナラシメバ、彦侯兇刃ニ斃
ル、ノ慘無カラシ、吾人今
日此書ニヨリテ始メテ是事
實ヲ知ル、是レ侯ノ禍ヲ被
ル所以、而シテ幕府ノ覆滅
ヲ取ル所以ナリ、

師に奏せば朝廷も亦此義を諒せられんと知るべし豈違勅の責を
被むるの理あらんやと齊昭勢稍屈を即ち慶永を延きて共に事を
論ぜんとせしに直弼例格を執りて之を拒めり慶恕曰く年長の儲
貳を立つるの朝廷の意あり一橋慶喜長もして且賢なり之を立て
ば以て朝意を慰むるも足るべくして訂約の事も亦因て聽納せら
るゝに至らんと直弼立嗣の事の將軍の意に決して宰臣の敢て異
議を容るべきも非ざるを言ひて之を辭せしかば慶恕將軍に謁し
て言ふ所あらんとせり直弼曰く將軍疾あり諸公の強て講するを
許さず且儲貳既に定まりて明日之を公達するとに決せり今に及
びて異議を建つるは事の允常を得る者に非ざるあり齊昭曰く訂
約の事は朝旨に違ふの迹あり故に其朝允を得るに至るまで立
嗣の公達を猶豫して幕府謹慎の意を表すべきなり直弼曰く訂約
の事情を詳奏せば朝允を得んと必せり且久く儲位を空くするは

朝意に非ざるなり齊昭曰く然らば何ぞ速に奏上の使を發して訂約の事を分疏せざるやと直弼答ふるに詮勝西上すべきの事既に決せる旨を以てす齊昭乃ち論鋒を轉じて慶永を大老に任ずべきの議を建てしに資始其要なきを辨じ詮勝又交ふるに諧諛の言を以てせしかば一坐笑を發するに至りて齊昭等乃ち退けり而して慶永は大廊下の下局に居りて上局の對論に參席せず別に詮勝を見て退けり其論せし所は蓋し亦齊昭等の言ひしが如しといふ

(證)松平越前守様御出御逢有之今度假條約に調印相濟に付ては兼て京都より被仰進み御趣意に相觸れ不容易御儀此儘にては難相濟との儀被仰み故左様の譯には無之此程御達申し通り之次第無御據事柄京都にて御承知に相成はば尤と御聞取も可被遊旨御答被遊み處中々御聞入無之其中御附人歸りし間其旨申上御斷被成み處今暫御談じ被成度との事に付最早登城刻

芥舟曰、當日之事、慶永、齋藤、亦爲予、據斷言之、與此如合符節、
香亭曰、他日、削封、未必不由此、
香亭曰、予亦嘗聞之一幕臣、曰當時、幕中之議、彦老、侃々辨論、辭色俱厲、水俣尾侯皆不能當、今讀此秘錄、知其不誣、



東京府東陽堂印刷

直弼齊昭寺殿中對論ノ圖

に相成い間是非御斷と申切被遊い處殊之外御立腹にて左様い
は只今より登城可致間御逢被下い様に御申に付左様之儀
は決して難相成儀時刻も移りい間御送りは御斷被成い旨御挨拶
被遊御引取被遊い越前守様には殊之外御立腹之體にて御歸
り御中門にて御供頭へ御手紙様之物御渡し被成い儀を見請け
し者有之跡にて承りいば水戸様へ早馬にて被参い由四ツ半
頃水戸中納言様尾張中納言様水戸前中納言様御登城御大老御
老中へ御逢被成度旨被仰入松平越前守様にも御登城久世大和
周下松平様へ御逢被成度旨被仰入御三家方御廊下にて此度假
條約へ調印致い儀は御違勅に付今日は掃部頭に腹切らせ不申
ては退出不致迎大音に御晋り被成御役方退々聞付御用部屋へ
御注進被成いに付間部下總守様被仰いは私共罷出如何様にも
御なだめ可申間掃部頭殿には御逢無之様いたし度旨御申被成

いへば御同列にも如何にも左様被成い方可然旨同音に被仰い
 處御前被仰いは私初御逢被成度旨被仰い處御斷申しては臆し
 い様に被思召しては上之御威權にも拘り可申私切腹いたし上
 之御用に立儀にはは厭ひ譯にも無之各御一同可罷出と
 被仰いへば左いはは一同罷出可申との御談じに相成御逢被成
 い處前中納言様被仰いは條約一條に付ては京都にて厚御配慮
 被仰進も有之處勅答も不相濟内に調印爲致して御渡に相成
 ては御進勅に相成以之外之儀三家の場合にては聞捨に難相成
 今日登城致存寄承り御目通りも御願被成趣にて嚴敷御談じ
 に付御前御答被遊いは仰之趣一應御尤には相聞えいへども京
 都より被仰進儀は素々御國體に拘り不申様にと御配慮の處
 より被仰進儀に有之然る處蠻夷の形勢往古と變革致し天涯
 も比隣の如き航海の術相開け軍制兵器等實戰に試み追々強國

と相成諸蠻交易通商相願いに付古制を御守り手強く御斷に相
 成いへば忽ち争端を開き可申左いへば手薄の場所々々諸夷亂
 妨致し諸大名御固め方に當惑致し可申い尤四方海岸の御國に
 て沿海充實之御備容易に難出來に付彼が懇願成丈け御取縮め
 通商御免し可被遊思召にて諸大名之存寄御尋に相成い處今日
 及戰爭可然との見込之者無之朝廷へ御伺に相成い處大變革の
 儀に付今一應諸侯の赤心相尋い様被仰進い間再應御尋に相成
 い處前同様之見込在國之向今少しにて出揃い間左いはは再應
 可被仰進御思召之處英佛之軍艦近日渡來可致尤清國に打勝勢
 に乘じ渡來剛訴可致左いては争端を開い場にも至り可申其期
 に臨み條約御取結びに相成いては實に御迷惑に可相成趣亞夷
 使節より申立儀尤に相聞え諸大名の存意も和を主といたし
 上にも和と御決し被遊い御儀京都へ不被仰進御取計之段は何

とも被悉入の御儀と深く御心配も被遊いへども一旦争端を開
きいへば百萬之生靈塗炭に困み終に清國之覆轍を蹈い様可相
成朝廷にも素より御國體を被思召いての御儀に付委細の譯柄
被仰進いは尤と御承知可被遊との思召にて被遊の御儀御違
勅と申儀にては更に無之由段々理を盡し事をわけ被仰いへば
流石之老公も被仰方無之越前守儀は格別の者に有之今日登城
致し居の間此席へ呼い様被仰いに付越前守家柄之者にはいへ
共此席へ呼い儀如何可有之哉と被仰いへば尾張様御申被成
には西丸へは御年長の御方御立被成可然との京都の思召に有
之處紀伊殿には御幼年の事に付一橋殿御立被成可然御同人は
御年長と申御賢明にも有之右を御立被成いは朝廷にも御満
悦可被遊左いへば今度之御申解も御聽分可宜と被仰の間西城
之御儀は上之思召より出儀に付私共取計には難相成旨被仰

いへば左いへば御目見相願いと被仰の間上様には少々御様體
にも被爲在の御儀殊に紀伊殿には御血統と申御聰明に被爲涉
の御事既に明日御發しと相成の儀只今彼是被仰の儀は甚不穩
御儀に付御扣被成の方可然と被仰いへば老公御申被成いは今
日之形勢無御據處より假條約書調印御渡に相成共何れにも
朝廷より被仰進の御主意に觸れは段は將軍家にも被悉入の御
譯柄に付右御申解相濟の迄は御慎被爲在可然御儀左すれば西
城御發し之儀も右御申解相濟の迄御見合せに相成可然と被仰
の間此儀は只今段々申上の通無據御場合に到り御許しに相成
の御儀にて委細之事柄御承知に相成いへば尤と御聞請被成
は必定之御儀西城も久々御明き有之に付ては早々御取極相
成の方可然旨備中守上京之節御内意も御座の事故少むも早く
御取極相成の儀京都之思召にも被爲叶の御次第に付御延しに

可相成筋とは相心得不申旨被仰いへば左様なれば何故早く御申解之御使不被差越哉と被仰いに付此儀は宿繼飛脚を以て早速被仰進猶御使可被進旨御答被成いへば右様之御使は少しも早く被進い方可然未だ御使は定まり不申哉と御尋に付此儀は間部下總守可被遣御内定にて明日被仰付い御合と被仰いへば老公又被仰いは松平越前守儀は格別之者に付御大老に被仰付いはい可然と御申被成い間此儀私同役に被仰付い事に付何とも御請申上兼い間年寄共へ御尋被下置い様にと被仰い處太田備後守様御申被成いは掃部頭格別入はまり出精御用便いたし居い事に付越前守被仰付いにも及申間敷旨被仰上い處老公被仰いには如何にも左様に可有之乍去諸繼引續き渡來不容易御時節に付成丈御手厚に相成い方可然と被仰いへば間部下總守様御答被成いは仰之趣一應御尤にはいへ共神祖以來深き思召

被爲在大老老中どもに限り御座い儀御三家を立被爲置いも是亦深き思召被爲在い御儀今時御連枝方之内に格別之御方有之迎御三家を御四家に被遊い事も難相成儀と滑稽交りに御申被成御一同御笑と相成御談じ相濟御三家様方には八ッ時過御退出松平越前守様には御三家方御對話之御様子御聞被成最早御一同へは御逢不被成久世大和守様へ御逢七ッ時頃御退出被成委細之譯柄藥師寺筑前守様より承り申い公用方秘録○今の議官大久保一翁は當時伊勢守と云ひ禁裏附を命ぜられ至急上京すべしとの事にて委細の公用は大老より直ちに申合めらるゝに因り是日四ッ半時頃登營すべしとの令を受けしが登營の時營中非常の混雜なり其事實を問合はするに尾州侯水戸侯水戸老侯俄に登城し大老老中に而會し京都への御答不當あるが故に掃部頭に腹切らせ申すべしとて御迫りの爲めなりといふ大老老

中も出會の模様にて其内水老侯の御聲にて越前々々と呼ばれしを渡れ聞ぬ其後一時餘りを経て三侯俱に退出せられ更に半時程経て七ツ時頃井伊大老に面したるに大老の直話に圖らず待たせたり今日尾水二侯及び水老侯并に松平越前守にも登城ありて我等及び老中々々京都へ伺を經ずして假條約に調印せしめしは違勅なりと申さる我等言ふ英佛の軍艦數艘清國に打勝たる勢に乗じ新に渡來せんとす今日の事情切迫經伺の時日さく無據調印相成たる次第に付其事情具さに奏上せば必ず御水解可相成且御國體に拘らず後患なき様との勅旨なれば決して違勅の筋に無之其事情は既に昨日仰進せられたる等段々陳辨したるに老侯大聲にて越前々々と呼ばれたれども越前は越前の席にて閣老面會仕るべく此席へ呼び入るべき格に無之旨申したり云々其他は公用方秘録に因て三侯退出せられたりとの

直話ありて引續き京都に上りし御内意を申合められぬ是日殿中の問答は予が直接に見聞せし所此の如し世上記載の文とは大に異なれりと大久保一 ○在崎祭時巖蟾洲寄書密告井伊元老與水戸烈公舌戰一事幅可數尺蟾洲妙措詞當日情景縷晰如繪後欲觀之搜索几上蟾洲書版紛披盈篋只此一紙不見僅記其中有烈公語塞大呼越前者三廷中洵々幾不異乎戰場之語其事極秘密外人絕不得知焉惟蟾洲以諳熟外事時備顧問在屏後聞之其言爲確耳余性過於縝密恐觸外人耳目蓋焚之至今懊悔莫及黃梁一夢卷九
(參)殿中の問答は安政年間史上の一事件なるを以て本書を著すに際し其事實を精査して確證を得んと欲し之を當時の遺老と遺書とに求めたるに幸にして各箇獨立の證を得て其要旨符合するに逢へり文書には公用方秘錄黃梁一夢あり遺老の言には大久保一翁の說話越前の傳説には渡邊洪基の說話參照には栗

本鋤雲河田熙の考案あり而して公用方秘録最も詳密なるを以て主として之を本書に引用し次に大久保の説話及び黄梁一夢の文を掲げて秘録の説憑據あるを證し更に左の諸説を併録して其下に予の考案を附記し以て本文紀事の據る所を示す

御三家方御廊下にて此度假條約へ調印致し儀は御達勅に付今日は掃部頭に腹切らせ不中では退出不致迎大音に御晉り被成御役方追々聞付御用部屋へ御注進被成し云々公用方予秘録

此一段を擧げて栗本河田の二人に其事の如何を問ひしに二人の評する所左の如し殿廷上恐無此狂暴粗率必出于時人想像臆測之言而敷衍之耳評 栗本余之ヲ聞クコトアリ三家ノ登營別ニ休憩ノ室アリテ以テ群侯ト室ヲ異ニス齊昭此日ノ言其室内ニ在リテ發セシヲ殿中趨走ノ用ニ供スル坊主ト稱スル者之ヲ聞テ洩セシナリト是モ亦一説ナリ然レモ大關係ナシ

闕如亦可評河田 ○一日水藩茅根伊豫之助越藩中根鞆負宅へ來りて尾張殿水戸殿御父子近日登城ありて外國交際の儀を天朝へ奏聞すべき事を諫言せんと決せり越前公にも御同伴被下度何れ日限極まりし上は早速鞆負まで報知すべしと云ふ其翌日越侯彦根邸に到りて條約繼嗣の二事を論ぜしも彦侯辨論して屈せず既にして四ツ時前今の太鼓響き最早登城の時なりとて急に談論を斷はり他日を俟て對話せんと云ふにより越侯不平の色を現して儲貳條約の二事は全國の大事に關する件あれば登城の時刻なりとて平生の規則に拘るべきに非ず且老中は太鼓時刻に登城するを要するも大老は第一の執權あれば區々の例格に束縛せられざるべし是非とも談論せんと言ひしに彦侯怒を發して席を辭し去らんとす越侯も亦怒り彦侯の袂を痛く掴みて引き留めんとせしに強て

起ちしを以て袂の縫目少く破れたり世に引切れたり越侯
 其説を言ひ盡さず快々として歸り櫻田門前に至りし時中根
 鞞負來りて越侯に告げて曰く主公御出門の後尾張殿水戸殿
 より御使來り尾張殿より田宮彌太郎水戸殿より安嶋帶刀なりに付私面會ひ
 處儲貳條約の二事は一日遅延すれば天下の安危と徳川氏の
 興廢とに關するが故に主公今日速に登城して之を論ぜんと
 そ然れども儲貳の件は水藩に於ては御父子御兄弟の事故主
 張するを憚る所なきに非ず尾越兩侯にて御引受有り度尾侯
 は御同意の由條約の件は尾水越一同にて天下の爲めに御討
 論せられ度と申入れに付急に此事を申上げん爲めには迄
 罷出い云々越侯乃ち急に登營すれば尾水侯先づ在りて既に
 大老々中へ對面を申入れ且越前守も後刻登營すべきが故に
 同席にて談話せられたき旨申込み置かれし由にて是日は平

日と異にして水戸の家臣安島武田等も大廊下柳の間邊まで
 参りしが家臣より何か申上げたりとありては主人の誠意如
 何にも差響く故に参らざる方然るべしとて退けられぬ殿中
 にては此不時の登營は何事の起りしにやとて中々の騒ぎ坊
 主共は足を空にして周章せし由亦れども大廊下の上下局と
 もに隔たりたれば物靜にて平常に異ならず夕七時半今午後
 五頃大老老中は上局にて尾水三侯と對話あり越侯は下局詰
 なれば同席を許されず別席にて間部下總守と對話して引取
 られしと言ひ傳ふ越藩の傳説なり○御三家にては尾張殿水
 戸殿御三卿にては田安殿一橋殿御家門にては越前殿忠誠無
 二の御方々一同御登城に相成將軍家へ御對顔被爲願ひ處御
 所勞にて御逢無之依之大老井伊掃部頭始め御呼出し天子の
 勅命御遵奉無之假條約を差許し相成いては將軍家御違勅の

御罪御遁れ被遊間敷上東照宮以來御代々様へ御對し被遊い
ても如何可有之哉各方の了簡承り度と御一同に御演述相成
い處御前にては掃部頭始め長服仕いへども執頭の威權を以
て不日に條約差許し云々三月三日暴徒の憤○烈公與南山公中せし素憤憤憤憤
及尾公急入請謁不許請面執政自已至申時儲君議已定將以
明日立紀公執政疑三公之意在儲君乃待其部署已定徐出見三
公三公責以夷狄盟好之事且謂汝等以一時苟安之念壞德川氏
數百年之天下可乎今天子震怒于上萬民憤激于下内之祖宗之
靈與外之諸侯之議將謂之何若天地神人俱怒禍延宗社雖萬段
汝輩將何辭以謝之為聲色俱厲執政不能答伏地辭謝久之曰是
皆備中所為臣輩始不識也今已罷備中以謝朝廷且謝天下臣輩
又將不日西上以有所陳奏公等請少寬之且明日立儲君其儀重
密處分方繁願俟慶成之後仰聽指揮言畢趨入三公知言不行而

退越前侯獨留論辯執政不服侯曰大事去矣乃出矣備中者佐倉
侯也原忠成の督
府紀畧卷上

(案)近史の記する所大抵一樣なるが就中督府紀略尊攘紀事最も
詳にして最も事實に背けり下に引用する尊攘紀事の文は上に
引用せし督府紀略の文と暴徒の懷にせし素懷痛憤書の旨とに
略同じ惟ふに水藩激徒の間に傳ふる所此の如くにして尊攘紀
事は暴徒の書と督府紀畧とを襲用して更に文飾を加へしなる
べし而して公用方秘録は之に對する彦藩の傳説あれば是等二
説の眞偽を決せんとせば他の傳説を參酌して之を事情に照考
せざる可からず而して大久保の説話は其人の出處進退を考ふ
るに何れの黨にも偏せざるを保すべく越藩の傳説は寧ろ水黨
の説と言ふを得べく黄梁一夢の説は巖瀬震の書翰に基くとき
は其彦黨に偏せざると論を俟たず黄梁一夢の作者は幕府の目付
より平權奉行に進みたる木村

米穀にして此人初め勘助といひ後に攝津守と稱し萬延元年正月幕使の者にして今芥舟と稱す嚴瀬霞等の友な是等の諸説大抵公用方秘録に同じければ予は本書に於て水藩の傳説を捨て、是等の諸説に取らざるを得ず但慶永が彦邸より歸るの途中急使を水邸に遣せしと及び齊昭が掃部頭に腹切らせんと大呼せしと此二事は公用方秘録が誤傳を其儘掲げしものゝ如し現に慶永の登營は齊昭慶恕等に後れしを見れば水藩に使を遣して其登營を促せしに非ると知るべく齊昭等の登營するや其意辨論に止まりて暴に相争ふに非れば此の如く粗暴の言を發すべきに非ず憶ふに當時兩黨の間人心頗る動きたりしが故に種々の謬傳訛言もありて越の藩臣中根鞞負が途上に慶永に見へしを彦人は却て慶永が急使を途上より發せしと思ひ殿中坊主等の驚きて言傳へし説に據りて齊昭が此の如き語を發せしと幕吏并に彦

原撰紀事の釋

香亭曰、原撰二字在旨而後起筆、得莫誤、

中洲曰、余聞之舊主、云此日吾以奏者直營中、水戸老公及水尾越諸公聞勅書下、欲有所爭登營、請見大老、大老知其意、謝多事、不即見、先奉勅旨立家茂公爲儲貳、令之營中、然後見諸公、時既近晚、諸公與大老爭論數刻、然令既發、無奈之何而退、此日之論實係儲貳事、而外間專爲外交事者誤、然此時舊主未參閣議、所阻係營中誰傳、亦不可知、姑書以供參考、

人は一般に思ひしあるべし

世之を推參登城又は殿中の大問答と稱して安政年間の事を記せる書皆是を録せざるはあし然れども一も其眞を傳ふる者あらず而して晚出の尊攘紀事最其實を失へり

(參)井伊氏之許外國條約烈公曰此使幕府陷途勅之罪也天下謂之何烈祖置三藩何爲與尾張一橋二氏登營請見將軍病辭請見大老以公務辭三氏不敢退自己至申是時井伊氏與諸老議立紀侯爲儲貳以爲三氏請見漏聞是事將有所論也乃出見三氏責其許外國條約曰不經勅許擅與外國結條約聖上震怒勅列藩責幕府以違勅之罪則卿輩何以謝天下大老俯地辭謝曰此皆備州在職時所爲臣始不與知今已罷備州以謝朝廷尋應上京陳奏事情諸君少寬之三氏盛氣謂讓總州見烈公意色頗決擁井伊氏而退三氏曰國事去矣大息而退是日越前氏亦登營見閣老久世氏斥其擅許條約及驛傳上

奏之不敬。且曰。此既往之不可追咎者。如聞立紀侯爲儲貳。方今國家多事。非幼主所能任。况朝旨諭備州立一橋氏乎。而今議立紀侯。此重罪於朝廷也。久世氏亦然之。入論。井伊氏大怒。聲達外舍。紀宰水野氏有權謀。將擁立其主入執大權。陰結井伊氏。有司亦憚一橋氏賢明。多利紀侯年少。附和曰。紀侯屬尤親。決議爲儲貳。至是監察池田氏私井伊氏曰。事不速決。則破矣。彦老然之。直告將軍。翌日立紀侯爲儲貳。中外愕然。是爲六月二十四日。尊攘紀事其記する所此の如し之を公用方秘録に照すに一見して二説の眞偽判然たるを得べし夫れ尾紀水三家の席の大廊下又松の廊下上局にして所謂表殿なり田安一橋清水三卿の席の竹之間又いふして所謂裏殿なり二席の間と極めて嚴として決して相混ざるを許さず。越前家の大廊下下局きも尙ほ直弼が越前守は家柄の者なれども此席へ呼ぶと如何尊攘紀あらんとて齊昭等と同席するを拒みしを以て之を見るべし

事又一橋氏も齊昭等と同席して直弼等と對論せし如く記したるは幕府營内の例規をも知らざる無稽の想像も出たるあり况んや事情よりて之を推す一橋氏の其身儲貳の候補たれば繼嗣の事を論じて自己の進退を争ふの理ある可からざるよ於てをや是日同席せしは尾侯慶恕水老侯齊昭及其子慶篤あり又勅許を待たずして米國に結約せしは十九日の衆議に定まりて直弼實に之を斷じ自ら其責に任ずるとを明言し三十二日驛を馳せて京師に上つりし書に其理由を明書し同日大小名に示し書にも之を言ひ齊昭に贈れるの答書にも亦之を詳記せり堀田正陸固より同議の人なりと雖も直弼大老を以て其上に居れば之を正陸の責に歸すべきの理なし既し此事なければ直弼辭届し詮勝の調停を待て退きしとなきも亦推て知るべし紀侯慶福を幕嗣とせしと及び勅允既に到りて明日之を公發するに決

假約條約
得失の
概評す

香亭曰、二者自有輕重、

せしとの既に二十三日の事あり久世氏尙ほ其可否を論じて直
弼と争ふとあるの理なきと斷じて知るべし况や監察池田某の
直弼に私語して匆卒に之を決するの事ある可けんや其認傳に
して憑據なきと辨ぜずして明あり但慶永と相見たりし老中の
公用方秘録より久世廣周とありて越前の傳説より間部詮勝と
あり今暫く越前の傳説又從て本文を記せり
此の如き順序を経て繼嗣外交の二事一時に決したりと雖も此二
事に關するの異議は是と共に消滅せざるあり唯消滅せざるのみ
ならずして却て數層の激昂を加へたり夫れ繼嗣の疑問は單に主
張し得べき者に非ずして二黨公然の争點は専ら外交の得失に在
り直弼の毀貶を世論に得たりし所以の者の唯勅允を経ずして訂
約せるの一點に存するあり抑訂約の事たる之を二段に分て評す
るに至當となす其勅允を経ざる所以の者の之を経るを得べきに

ハリスの
心事
如何

勳曰、至公平之論、

香亭曰、疊用數疑問使人語
風氣沮、文勢似學所謂殿中
大問答、

經ずして妄斷せる者なる乎其訂約の果して如何の結果を生ぜし
乎此二者を論ぜば以て三十年間未了の疑問を決するを得ん夫れ
時機切迫して猶豫す可からず之を猶豫するの國利に非ずとなし
て訂約せし事情の上來の記によりて之を知るに足るべく而して
此訂約の結果の利益を我に與へしことも亦疑ふべきにあらざる
あり此利益を見んと欲せば訂約を拒むによりて我國が遭遇すべ
きの運命を考ふるより善きはなし請ふ試に左の數問を下さん米
使ハリスの我に訂約を促すに當り其説き勸めたる所は全く虚偽
の恫喝なる乎日本の利益を犠牲として米國の私欲を遂げたる乎
抑事實を根據として自國の冀望を達したるもの乎而して直弼が
專斷其請求に應じて訂約せるは無根の言に怯惶して日本の大計
を誤りし乎抑是によりて國利を保全し大に我面目を毀損せざり
し乎是等の疑問たる評者の言を費して區々の答解を附せんより

の寧ろ事迹の自然に得失を表し得るに如かざるべし

(參)井伊氏恃權勢張威福不知詔敕之爲何物。視魄於英佛之虛喝。落膽於朦朧之虛聲。印兩國條約於一恐嚇之下。此約一成不可再變。此辱一受不可再雪。以是始之。以是終之。雖有善者。無如之何。及聖上戡定大亂。創大法。開萬世不拔之大基。尙不免爲彼所強制也。噫。此評の如き之をして安政年間の筆に出でしめば予別に之を怪まらずと雖も明治十年以後に在て此説を立て是を以て梨棗に災する者あるに至りては眞に奇と謂ふべし是れ予が此書に於て反覆評説を費す所以あり

ハリスの國書を帯び來りて訂約を我に求むるや其他國に先だちて使命を遂げんとするに銳意なりしが爲めに時機を利用して辨論の巧を極め以て勸説の功を奏せしならん外交官の伎倆素と當に此の如くなるべきあり而して當時進歩の思想を懐ける正陸の

勸説曰、發議紀事之陋不言亦好、然世人猶有信之者、不得一語不排之、

英人ハリスの行爲を評す

如き直弼の如きも未だ國外の形勢を詳悉せずハリスの説を聽きて過度の憂苦を胸中に生じたるも亦疑ふべきに非ざるあり抑ハリスの勸説に關して是非の評を下す者は獨り安政年間の論客のみならず英人も亦之を嘲りてハリスが口を英佛の兵力に藉りて以て幕府を威嚇し巧に其欲る所を遂げたりと言ふ者あり

(註)ハリス氏は英佛の支那に捷ちたるを好機とあし二國の使節來りて支那に對せしが如き處置を爲すと言ひ以て日本人を威嚇して條約を訂したり云々ハリス氏は暫時江戸に滞留し都合よき條約を爲さんと盡力しドンクル、キェルシヌス氏領事も亦ハリス氏の決意を見て其後へに立たざらんと江戸に在りて盡力せしが共に要領を得ず困却してキェルシヌス氏は長崎に向ひハリス氏は下田に歸りしが此際米艦ポーハタン號天津條約成りしとの新報を齎らし來りければハリス氏は此機失ふべからずとな

米國の好
政のハ
スビの意

し直ちに江戸に來りて之を示し頼に其目的を達したり云々
ラフ
らシク日本近世事情和蘭領事ドナルド、キルシュ、ハリスの江戸に來り
しは此後和蘭條約の整ひし時でありて余最も其事に與りたり此時は
和蘭領事江戸に來らず唯英軍清國に勝ち其勢に乘じて日本にも來り
べきの風説あり容易ならずとのを書面にて申出せしとありし故に
日本近世事情は其れを誤り傳へて和蘭領事江戸に來りしと書せし故に
らん永井
介堂脱話

蓋しハリスが日本に對するや巧辨と壓力とを假用せざるに非ず
と雖も非常の忍耐を以て徐ろに其得失を解説し米國の利益を計
ると同時に日本の利益を度外に置かざりしとは當時の事情を公
平に査察する者の知り難き所に非ずして其勸告も亦虚構の譚に
屬せざるなり夫れ米國の外交に寛裕にして小弱國を強壓せず地
疆を遠方に拓くの政畧を取らざるとは諸國の明知する所にして
ハリスが日本に對して好情を表したるの迹も亦歴々記すべき者
あるあり

香亭曰、尺氏詳知此事、今亡
矣、無由問也、

香亭曰、一言不及賠償、是米
國可感處、如歐洲列國、則不
然矣、

(證)萬延元年十二月米國公使館附譯官ヒースケンが赤羽にて襲
殺せられし時老中安藤對島守信陸陸奥縣城主はハリスに面して
哀悼の意を表し且曰く今や外交を疾む者内地に充滿して施治
に困難を極む此間内地の事情を外入に通じて彼我の交義を破
るに至らしめざるの中間に介する譯官の力多きに居れり然
るにヒースケン氏が暴徒の手に死したるは是れ直接には日本
國が外人保護の任を缺くの責を受くるのみならず間接には日
米兩國の交義を繋ぐべき人を失ひて談判是れより困難を感ず
べし是れヒースケン氏の不幸のみにあらず實に日本の不幸に
して僕の憂苦嘆息の卿が友人を失へるの憂苦嘆息に減ぜざる
ありと言ひて切に哀情を吐露したりければハリス其惻誠に感
じ又深く日本政治の困難を察し是れを咎めずして一言賠償の
談に及ばず又此際英佛の公使は日本政府保護の全からざるを

抗言詰責せんとせしにハリス獨り不同意を唱へて此決議に與からざりき文久元年五月暴徒英公使假館高輪寺を襲ひ英人二名を傷せし時英公使は日本政府の依頼するに足らざるを責め佛蘭二公使と共に國旗を仰して横濱に退去せしにハリスは之に同意せずして獨り江戸に留りたりき須藤時一郎の語及び英公使アルフレックスの三年間日本在留記を參照す拙者が常に日本人民の幸福に關する事件に意を用ふるの衷情の實に言詞に述べ難くは夫の千八百五十八年江戸條約の附録税則の悉皆拙者の作業に成るものには其内一箇條も日本官員にて異議をも容れられず改正をも加へられは事之おく然る所以の全く其頃まで日本にての輸入税並海關收税の法不案内ありし故餘儀なき次第より相起りは事にて有體に其不慣れの旨を明し拙者の適宜に取計ふべきを信ぜらるゝ由にて依頼相成は抑通商を開くに當りての先づ輸入税額を定め置

ずしての大に混雜を生ずるの患之あるべくと了察しに付き拙者の趣意の開港前に於て貿易規則を設立する事に之ありは他日條約改正の時到来するまでに事慣れ業に熟し日本人自己にて能く事を處し得るにも至り又十年の期限の人間の一生に取りての重すべきも國脈の久きに比すれば些々たる時間に過ぎざるの次第兼々拙者官員へ説得し儀に之ありは拙者に於て一體他國の政治に關する事柄に立ち入るの權利を求めは事聊之なく元來他の國政に立ち入る儀の征服したる國に於てあすべくして各國の間に於ての之あるまじき事に條約中日本在留の米國人へ治外法權を附與するの箇條を載するは拙者の本意に之なく嘗て千八百五十五年中國務卿ガゼルノルマルザと拙者面談の際同卿の説に右の箇條の即ち他國の法律に立入るものにして箇條の儀の西洋各國に於ての決して許すべき事

に之なく左りながら此箇條を加へずしての東洋國と條約を結
 び難き所あるべしとの事あり則ち土耳其格比爾西亞及び巴黎國
 と結びたる條約の前例之あるが故に上院に於て此箇條を捨て
 ざりしもの之のありは拙者儀の條約中より此不正なる箇條の
 刪除せらるゝ迄存生の儀覺束なく存し就ての貴下に於ての全
 く其廢弛する機會を見給へんと祈る所に云々(我明治八年三月
 二十二日ハリスガニコロクに在
 リて在東京の米人某に與へたる書)
 米使の稟質と云ひ米國の政畧と云ひ親懇を以て其主義とあすと
 此の如し然るに其初めハリスの談判威嚇に涉りしの述あるは何
 ぞや蓋し此の如くするに非ざれば訂約を遂げ國命を全くする能
 はざりしによらずのあらざり荷蘭の忠告の其精神畧ハリスの勸説
 に同じかりしかども蘭人の言前に聽かれずして米使の説後に行
 へれし何ぞや甲は忠告に止りて乙の威嚇の狀ありしによれり

中洲曰、所謂方便以濟度衆
 生者歟、

歐洲の諸國は先づ
 力に先づ

勸告曰、如出入港税、ハリス
 所定、頗益於我、而諸藩砲擊
 外艦以來、英佛爲置護衛兵、
 是以減稅補其費、所以陷于
 今日之厄也、

青萍曰、可爲寒心、

亦以て其威嚇の己むを得ざるに出で、其中心一片の懇情を含み
 たるを見認めざる可からざるなり嗚呼若し是をして他國の使節
 たらしめば其談判に一層の嚴を加へ是が爲めに鎖鑰家の憤怒を
 して如何の熱度に昇らしめしかを知らず而して其極或は彼我の
 衝突破裂を致して以て支那の覆轍を招くとなきを保たざるなり
 夫れ歐洲諸國の東洋政畧に威力を用うるの歐人中にも亦往々不
 服の説を立つる者あり廣東再度の變亂の支那官吏が英船乗組の
 支那水夫を拘執せしに端を發して其極北京の陷落に終れり此變
 や英清の紛議に始りて其白河を溯れる者の實に英佛同盟の軍さ
 りき此間米艦過ちて支那兵の砲撃に遭ひしかども僅に其砲壘を
 返撃するに止りて米兵は此同盟に加へらざりき我長藩の攘夷を
 唱へたるや佛米蘭の船舶を撃ちて英船を襲ひざりしかども下の
 關を砲撃したる連合艦隊の英船其多數を占めたり亦以て米國の

外交政署歐洲諸強國の爲を所に異なるの一端を見るに足るべし
 (參廣東の亂源を尋ねるに千八百五十六年九月八日支那の官吏
 數名漁船アルロー號に入り來りて其旗を奪ひ支那水夫を拘へ
 んどす英船長及び英領事之を拒みたれども聽かずして水夫を
 拘へ去れり此船の香港に於て領事館の簿冊に登録せられ其證
 書あれども其免許の期限の此事件の一ヶ月以前に盡き居りし
 ものあり英人は之を英船と云ひ支那人は否らずと云ひて此に
 争端を開きしが領事パークスの此期限盡きし後本船の未だ香
 港に來らざるが故に英國保護の下に立つ者なりと主張し此事
 を香港太守ポーショング及び提督セイヤムールに通じ且廣東總督
 に掛合ひしも總督は之を聽かずして其英船に非ず又彼の水夫
 の海盜ありと云ひて拒みたりければ遂に一場の紛議を生じて
 戦争の後一旦和を締むしが此時に際して我國は米國と支那との通商條約を締むしなり支那の之を

實行せず却て其談判に赴きたるの外人を襲ひしかば遂に英佛
 の同盟軍天津より白河を溯りて北京に入り圓明園を焚き城下
 の盟を締む税則を更定し新港を開き軍費を辨じ償金を出すに
 至りたり此戦争の初めに當り支那兵は商船軍艦の區別なく又
 何れの國の旗席にも拘らずして之を打ち米國船を砲撃したり
 しかば提督アームストロング大に怒り其砲臺を襲ひて之を毀
 ちしか此に事を了れりとなし幾くもなく書を廣東太守に與
 へて其交誼を復せりオリファントのモルギン隨行記
 而して我國の港門を開きて東洋の日本をして萬國交際之列に入
 らしめたるは露に非ず佛に非ず英に非ずして米國の誘導によれ
 る者あり是が爲めに我外交に便宜を得て大に當時の困難の度を
 減じたりし豈我國の幸運にあらずや然れども商人の忠告も亦
 與りて功ありとせざるなり

（參）日本の世界に向ひて門戸を鎖して閉居したるが此間僅に一の小門を開きたり即ち支那人荷蘭人の爲めに長崎の一港を以て僅々たる少額の貿易に供せしが世界は非常の變化を受けしも日本は之を知らざりき其發明の地は支那に在るも數千年間未熟にて功なかりし者三あり即ち活版羅針盤火藥にして此三者の爲めに三百年に滿たざる間に歐洲は其局面を一變し又新に發見せし大陸に大邦を建設したり既にして蒸氣電氣の發明あり此二者は三十年間にして數百年の事業を成就すべく時間と距離とを短縮し大洋を坦途となし遠邦を隣國となすの力を現せり支那日本は東洋自尊の夢を結び孤立の位を守り此絶大の變化を知らずして過ぎたりしが忽ち其海岸に瀛艦の隊を望見し歐洲諸國の陸續沓至して即時に開國を促すの聲に驚覺せられたり而して支那は之を抗拒せしが爲めに其門戸を破摧せ

大戦を
経す寸
土を削

貫堂曰、此言實然、余唯冀維
千萬年之後亦如斯、

らる日本は支那に比するに能く助言勸告を受くるの力ありて東西洋の關係大に變じたるの形勢を理解するに足りたり是れ一部分は其敏捷の性質ありて目前の事件の真相を察する氣象あるによると雖も夫の蘭人と絶えず貿易の關係を有したる者其重なる理由たらずはあらず日本は海外に如何なる變遷あるかを聞知するに信據すべき報告の門戸を有したり千八百四十五年英國が初めて支那と戦へる以來蘭人は世界必然の變遷を告知して日本人の耳目を開くの準備を爲せり外人が日本に入るの道を準備せし荷蘭政府の公平の處置は歐洲諸國より感謝を受くべき權あり就中千八百五十四年提督ペリーが開港の功を奏したるは蘭人豫告の力與りて功なきにあらざ

日本在
留記

英公使アル
コック三年間

抑東洋に國する者多しと雖も大戦を経ず寸土を削られずして萬

しられず
外す
交を開

龍溪曰ク、日本が削土ノ愛
ヲ免レテ以テ今日ニ至ル、
著者ノ意蓋シ其功ヲ歸スル
所アルナリ、靜穩ナル開港
通商ノ大功ヲ買フニハ、幾
人ノ血ヲ以テセザル可カラ
ズ、吉田橋本梅田諸氏ノ血
ハ、王政復古ノ爲メニ之ヲ
流シ、井伊佐久間諸氏ノ血
ハ、靜穩通商ノ爲メニ之ヲ流
シタルモノニアラザル歟、
非歟、
香亭曰、橋府即位烈公得志、
覺攘夷不可而不戰、則衆畔
親離、諸侯鳴鼓責其食言、喪
亂竟不已、若夫與無名軍與
外人交戰、濟國覆轍可徵焉、
後年薩長決行攘夷、不過曰
一侯國過學、廟堂而有此事、
其禍將有不止價金者、自今
言之彦侯出而烈公敗、幸矣、
又曰、或云、宰相趨角時、初謂
慎徳公、公携世子及宰相、賞
菊内苑、苑中之法、非公父子
不許從刀、宰相幼弱不知之、
願呼其刀、公微笑許之、因

二百二
國友交の列に入りたる者は日本を除きて何れの國かあるや印度
は英に屬し安南は佛に隸し支那は一戰して香港の要津を失ひ再
戰して城下締盟の辱を貽せり而して此危難屈辱を免れて一線の
平和を終始繼續せしは固より一原因に止まらずと雖も米人が首
として訂約の功を奏せしによる者多しとす予や蘭人の勸告を徳
としペリーの談判を徳とし就中ハッスの訂約を徳とせずはあら
ず而して此間に處して困難の衝に當れる者の苦心想ふべくして
其勞も亦決して忘るべきに非ざるあり豈事實を精査せずして妄
に之を追咎するの理あらんや
二十五日幕府紀伊宰相慶福を養ひて嗣子とあし之を諸侯に告ぐ
時に年十三あり七月二日諸侯登營して立嗣を賀し家定慶福並に
出て、之を受く是夜將軍家定俄に病起り翌日に至り勢益々劇し
四日病少しく間あり諸老を寢室に招きて尾水越三家の處分を議

幕嗣を
定めて
諸侯に
家定の
病起る

水滸の
實す

三家大
老召

命すの
詔召

征夷大
將軍家
定

外人を
至す

事務を
分疎す

分疎の
文

謂世子曰、他日汝無子當養
此兒、世子曰、誰誰、至此竟成
其命矣、

し五日齊昭を別邸に移し慶恕慶永を退老せしめて並に皆謹慎を
命じ慶篤慶喜の登營を停め六日若年寄本郷泰固川丹後守駿河側用
取次石河政平土佐を罷免す皆繼嗣の異議に坐するあり是日假條
約の奏書に關し三家及び大老の中、上京すべきの詔命江戸に達す
是夜家定薨じ營中洵々變將さに測られざらんとして外交の事も
亦頗る頻繁なり是より先き七月四日英船三隻品川に入り露人も
亦同日江戸に來りて愛宕下の眞福寺に館せり幕府乃ち一方に於
ては事情を分疎して三家大老の上京し難き所以を京師に奏し
〔參〕勅書に曰く六月二十一日老中奉書を以て言上之儀に付三家
并大老之内早々上京可有之様被遊度此旨大樹公へ被仰進
事之に對して老中が傳奏に呈せし分疎の文に曰く六月廿一日
奉書を以て言上之儀に付御三家并大老之内早々上京可有之
様被遊度此旨被仰進以段被慮之趣御領掌被遊以然處御三家之

内尾張中納言殿水戸前中納言殿に不束之事共被在之隠居之上下屋敷に居住急度愼罷在様被仰出水戸中納言殿にも愼罷在其外若輩の仁體に付いづれも上京難被仰付大老井伊掃部頭儀の御守護御警衛向一體之取締爲取調兼而上京被仰付御舍も被爲在折柄傍以早速上京被仰付度思召然處魯亞英三國の船神奈川品川へ入津猶英佛等の軍艦數十艘追々渡來可致趣にも相聞當節之要務諸般引請罷在間暫時御猶豫の義被仰進度以尤廿一日言上之儀に付て間部下總守爲御使上京被仰付委細之事柄言上様去月廿六日被仰出酒井若狹守儀も差急罷登以等に間先づ下總守被差登にて可有之に間委細之事柄御垂問被爲在様被遊度思召此段兩卿御心得以而宜被達獻聞以様被遊度以事

又太田資始をして英使に接して談判を開かしめ一方に於ては水

見度候し使登
る見候をて
日英の
條約成

内外人
の記事
り記事
も米約
に條約
に便り
得たり
合はせ
しむる

藩及び其同議の諸侯に對して備ふる所あり且將軍嗣立の勅允に支障なからんとを計れり七月十二日露使登營す將軍薨すと雖も喪を秘して未だ嗣立の禮を行はざるを以て病ありと稱し慶福將軍に代りて露使を接見せり七月十六日英國の應接局を結び條約を訂するに米國に對する者の如し

(參)公用方秘録七月十六日の記に曰く英吉利應接都て亞人條約の通にて相濟同月十九日の記に曰く英吉利使節應接相濟今日退帆致し但し英人支那の振合を以て條約取結度旨申立以得共亞人條約通より御許無之旨嚴敷被仰渡承伏致し歸帆致以事云々と又英使エルキンの秘書官オリファントの隨行記に曰く吾人が江戸に到りし時頗る鄭重の待遇に遭ひたり是れは日本人の心中争を起さば印度の運命頭に垂下せんと思ひ之を避けんとせば唯吾人が曩きに支那より強取せし讓與を爲すの外也

しと信ぜしならん然れども是れハ日本人の誤信あり米國との
條約既に締結せられたれば吾人が此轍に従ふハ勿論の儀あり
云々此二人の記組語の熟あれども其米國の條約ありしが爲め
に續て來る所の外人に對し談判に便利を得て區々の紛議を免
れしを證するに足るべし

此際幕府京師に奏するの文を草し之を間部詮勝に付して上京せ
しめんとせしも將軍薨じたるが爲めに直に詮勝を遣るとを得ず
因て先づ書を呈して關白尙忠の觀覽に供し尋て詮勝を遣して其
缺漏を補説せしめんとせり其觀覽に供せし書に曰く

先般備中守儀外國御取扱方之儀に付敎慮爲御伺御使被仰付上
京之節亞墨利加條約一條委細及言上ハ處神州之大患國家之安
危に係り誠に不容易奉始神宮御代々ハ被爲對恐多被思召東照
宮以來之良法を變革之儀は闔國人心之歸向にも相拘り永世安

分狀白覽にのを供の

文疎の

青邱曰、當局者所知、局外者
率不知之、滔々天下皆是也、
如此書不可輕々看過、

全難最深被惱敎慮ハ尤往年下田開港之條約不容易之上今度假
條約之趣にては御國威難立被思召ハ且諸卿群議にも今度之條
々殊に御國體に拘り後患難測之由言上ハに付猶御三家以下諸
大名ハ被仰出再應衆議之上可有言上旨敎慮之趣御尤之次第に
思召ハ依之勅説之通御三家以下諸大名ハ被仰出ハ處各存意別
冊之通言上ハ右之内凡外洋各國之形勢變革に隨ひ蒸氣船等致
發明航海之術益相開天涯も比隣と相成加之軍制兵器等實戰に
相試み往古とは強弱勢を異にし異人は禽獸同様に唱來ハハ共
今に至り以ては各國往々非常之人材も出來全く強大國と相成
世界中割據之勢ひを振ひハ折柄是より容易に兵端を開以ては
勝算有之間敷との見込も當然の理に有之併無憂之夷情近付ハ
ては後患難測此上神祇冥睇其恐不少ハに付段々衆議相建ハハ
共何分彼が懇願種々有之精々談判之上取縮漸く今日迄之御慮

青澤曰、可知開國之弊萬不可已、
香亭曰、兵庫開港、至慶應中
尙不得准許、以地處畿内也、
今先就四港、而後方及兵
庫、不得一併設去、時勢可略
見、

置に相成以儀警へ舊染之弊有之以共一時に改復致し唯今無謀
之爭端を開以而は一旦戦には勝利を得以共忽洋外之各國仇讐
之思をなし若皇國四面之海岸を襲來通船運漕を妨げ竟には御
國力疲弊之時を窺ひ諸蠻之軍艦一時に差向以は如何成大事
に及び可申も難計以間假條約案文之趣御差許相成先づ神奈川
長崎箱館新潟等にて交易御差許有之得失利害御試之上無別條
以のい五六十年之後兵庫も御開相成以共其間には京師を始め諸
國海岸之御警備も相整凡十三年之内御試可有之尤外國々よ
り使者差越以のい墨夷之例に倣ひ江戸表へ被召寄西洋各國之
風俗情態其様子をも篤と御糺可有之其内防禦之手術十分相整
以上は時宜に寄り和戰之二道何れ共御心に可被任哉以は共
只今之處にては穩當之御沙汰に無之以ては難相成次第衆評之
趣言上之爲御使可被差登御用意以處去月十七日下田表へ渡來

又曰、朝議每々久而不決、如
佐介侯上奏、共一體也、彼此
云々一句陰指之、

之亞船へ彼の國之使者ハルリス並通辨之者乘組神奈川へ入津
致し書翰指出今度英佛之軍艦清國之戦に勝其勢に乗じ近々彌
御國へ渡來致し強訴之企有之由及注進以尤昨年来相願以假
條約案文之趣御差許有之調印相濟以は如何程之軍艦渡來以共
御心配無之様取扱可致之由申立以に付諸役人中評議にも假令
忽及戦争以共被爲遠奏聞以上に無之以ては調印不成は勿論之
事に以へ共併彼是手間取以内英佛等之軍艦渡來自然混雜致し
無據兵端を開萬一清國之覆轍を踐以様之儀有之以ては憂患今
日に十倍致し汚辱を後代に傳へ以共相雪以術無之實以不容易
儀に以間非を見て進むも道にあらず何分危急の場合に迫り應
接掛井上信濃守巖瀬肥後守調印致し以儀御差許相成以然處先
般勅説之趣も有之假令一時之御計策に以共不被爲遠奏聞以て
右様御取計有之以儀は愼慮之程も如何可有之と恐入思召以へ

齊澤曰、當時諸侯建請如此、而幕府首爲攘夷論所礙、命

取旨の
大要

共諸大名建議にも只今争端を開いては不容易御一大事之由尤
壹兩人は別段之存意も申立いへ共今日之形勢御採用難相成次
第は前文之通にいへば只紙上之當理而已に有之實に無御據次
第宜被達御聞い猶被仰出い條々之御旨は左に被仰進い

被仰出之條々

- 一 永世安全可被安御慮之事
- 一 不拘國體後患無之方略之事
- 一 下田條約之外不被遊御許容い節は自然及異變いも難計に付
防禦之處置被聞食度事
- 一 衆議言上之上御慮猶難被決いはい伊勢神宮神慮可被伺定儀
も可有之哉之事

右者弘安度蒙古之寇襲來い時之如く一國之儀にいはい如何様
にも可奉安宸襟襟様之手術も可有之いへ共方今洋外各國之形勢

又曰、此般辭疏、最見筆者之
苦心、

を御洞察有之いでは容易之御處置も難相成又此後御國港内に
夷族を必不寄様可致儀い決して難相成時勢に付御熟考衆評之
上堅艦強兵を内に蓄へ外には永世平安之術を行ふに道を以て
爲べきの爲め條約再議年限之間西洋各國に和親御取結相成い
い素より利欲に走る夷情退年御國に多分之品無之一同に其
利を得い事不能事實を辨知致いはい是に於て銘々奇特之懇儀
を結ひ獨自由之志願を起し可申事必然之儀にいへば其期に及
び漸々皇統至尊の徳を示し神國清淨之風儀に懐け自然と尊信
之志を生じ我より彼を可制御威勢に相成い上り洋外諸蠻之大
軍も不可恐中にも拔群に歸服致し獻貢の品を持來い時は交易
に倍して報い遣い様御處置有之いはい交易の名を改獻貢と
して諸品持來い國も出來可申右を第一の遠客として別段厚く
御取扱有之御撫恤を加へられいはい其餘之諸蠻も隨て相倣い

可申其上不敬之國も有之はは服従の國々に謀り御制御有之内には御國禁を嚴重にして従ひしめは様御取計有之はは幾許之年を経ずして海外之諸蠻此方之掌中に納るゝ事三韓掌握の往古に復すべし縱令時勢其儀迄には不及は共各港に嚴禁之制度を立犯者の嚴重に罰し守者は撫恤を加へて彌懐け漸々皇國之風に從はしめ開闢以來相承の神武を以て海外に御威光を示し天壤と與に無窮の皇統萬代に餘慶を傳へ給ふべき程の事は難かる間敷歟然ば方今之場合に臨み強て僅之兵庫一港を閉しども若此上異變出來し危急に迫り無據畿内近邊迄數港を御開有之は様相成はては此上幾許可奉驚宸襟程之御大事出來之程も難計はへば假令五六年之後一度は兵庫を開大阪も商賣のため居留は御差許相成しども前條之通嚴禁を立終に夷人を此方之策に入は様致はは行々御心配之筋無之様可相成設實

香亭曰、進兵庫開港説、如斯其難、

幕府の略は非難の事あり、其の言はるるは實難なり

に方今之形勢猥りに兵端を開いては其害永世に及ぶべく寛裕穩當の御取計有之漸々至尊の徳を示し術を以て懐けし時は宇内無比類皇統至尊其實を辨へはは夷狄といへども尊信之心を生ぜずはあるべからず左はは永世安全可奉安敵慮基本且御國體に不拘後患無之方略に可有御座と思召は右之通十三四年の後條約改正迄之間篤と御試精々人力を盡しは上彌國家之御大事に及び自然和戰兩條難被決儀も有之はは伊勢神宮の神慮御伺に相成無二之御決定被遊度思召は右之趣宜被達敵聞

世多く幕府は平和を得んが爲めに朝廷を欺罔し摸稜の手段を以て外交を處せしといふ此批評は事實を得たるものなり然れども之を以て正弘正陸直彌信睦等を非難するの辭とするに至りては大に過てり蓋し此等の諸人宇内の形勢大に變ずるを見て外交の

青澤曰、至以正弘正陸以下諸侯爲能通宇内形勢者、則亦或屬過獎、

無餘儀
京の字面
容れらに

龍溪曰ク、上言實ヲ以テセザルノ一事、即チ後來破綻ノ端ヲ爲ス、若者叙述ノ際、殊ニ意ヲ用井ルヲ見ル、

已む可からざるを知ると雖も之を明言するときは邦内の人心を服する能はざるを察し往々矯飾の説を爲したるの迹を見るなり正陸全く京師の事情を知らざるに非ざりしも尙ほ其京師に對するに當り經驗あきの地に立ちて外國の強大を眞率に説きたるが爲に非常の反對を激生したり其使命の敗れたるは職として之に由るといふ當時關東の京師に對する公文に屢々無餘儀の字面を用ゐたるが爲に京師の意を満たすこと能はず直弼是事を覺るに及び特に意を用ゐて開港は國威を輝す所以の方畧たることを示せり是に於てか幕府が外人に對するの政略は京師に對するの公文と趣を異にするに至れり尙忠の觀覽に供したる文書は誇張の語氣を帯び特に其中に通商を變じて入貢となさんとを期すと云ふが如き亦此權畧に出たるが如し予此傳を草するに際し屢々當時の遺老に面して往事を叩き又直弼の人と爲りを問ふに往々其

直弼を
評す
る者
の理
由

須藤時一郎曰ク、當時余ハ直弼ヲ以テ鎖國黨ノ一人ト思惟シテ心甚ク之ヲ厭思セリ、何トナレバ幕府内閣諸論者ノ慶瀬永井等ヲ揶揄シタリシヲ以テナリ、今ヨリ之ヲ回顧スルニ、直弼ハ公卿諸侯ノ鎖國論ニ圍繞セラレテ未ダ大ニ其伎倆ヲ示スニ至ラザルニ、兎徒ノ刃ニ斃レシハ、千歳ノ遺徳ト謂フベシ、今ヤ此著アリ、其心事始メテ世ニ白スルヲ得タリ、直弼地下ニ瞑スルヲ得ベシ、

開港家に非ざるを説く者あり其言によるに直弼の外交を思み外人を疾めるとは常に辭色の間に現れ其假條約を結びしは騎虎の勢に出で、其本心に非ざるなりと

(參)世谷井伊元老權訂外國盟約、以爲其主議在開港。此大謬。元老嫌忌外蕃、不啻蛇蝎、然以前有假約而其期既迫、許之、乃出於涕出而女於吳之舉耳。余以事屢謁元老、威稜氣焰、殆若不可近、而温言慰諭、莫不至、其才力足以籠絡一世、宜矣、以門望之隆、立廟堂之上、百僚屏息、靡與之抗也、然時艱艱兀、不務收拾人心、輒欲以權謀威力壓制一時、此所以中道罹禍而不能遂其志也、歟、要之雖其學識不及李贊皇、張江陵、而才力幾過之、世人愛及屋上之烏、憎及儲胥、皆一偏之論耳、

卷一
九

此評も亦故あき者に非ず先きに假條約を訂せんとするや諸有司皆勅允を待つ暇なきを言ひしも直弼遽かに之に同せず苦考し

て後に之を斷じたるに殆ど外交を好まざるの狀あり後に神奈川
驛の諸侯往來の途に當るを以て互市場を横濱に移すに際し痛く
外人と爭論したるが如き傍に立つ者より之を見れば外交を思む
者ありとの感を發せしあるべし

(證)米國が我港灣を開くの條約を訂せし時神奈川は實に五港の
一とされり蓋し此地東海道の一驛にして當時諸侯往來の途に
當れり幕府居留地を此に建て、以て外人と諸侯の從士との間
に紛擾を生ぜんことを恐れ之を横濱に移さんとせしに米公使ハ
リス固く條約の文を執りて動かず其意は關商が長崎の出島に
閉居して足を内地に入る、能はざりしを見て之に懲り一步に
ても内地の方に居留地を定めんと熱望せしにあり是に於て幕
府は横濱も亦神奈川の内にして居留地を此に開くは敢て條約
の文に違はざることを辨じ兩者の爭議久くして決せざりしが横

居留地に
横濱につ
にみ
神奈川
縣廳
由來
する

濱の灣水深くして碇泊に便なると遠く神奈川に過ぐるを以て
外人遂に幕府の説に同意して居留地を横濱に建つるに至れり
而して今日の地方廳現に横濱に在るに拘らず神奈川縣廳と稱
するは條約文中神奈川とあるを以て横濱を神奈川以内と主張
せしより起りしなり嗚呼横濱の港地は人烟稠密にして尺土も
數金の價を有し五港の魁と稱せらる此商業地に據りて巨利を
博し富公侯を凌ぐ者少しとせず此等の中に於て往時の政治家
が幾多の艱難に逢ひ其結果今日の繁榮を致したる事情を想起
する者果して幾人あるや左の記録は當時應接の一斑を窺ふに
足るべし

亞夷條約之内に五月に至り金川開港と御取極に相成有之ハ
へども右宿開港と相成ハ時には宿驛付替不申ては難相成交
易願立ハ夷人之爲に古來より之往還付替ハと申儀如何に付

横濱にいたしは様に君上直稱をより被仰出永井玄蕃頭井
 上信濃守兩人於金川ハルリスへ應接致し處何分承伏不致強
 て申へば各國へ相談の上返答可致との由依て右御兩人被
 仰立は此上強て申へば各國申合せ剛訴可致其場に及御
 許しに相成はては御體裁不宜に付金川に御取極に相成は方
 可然と申立御評議と相成は處諸役人方一同御兩人御申立の
 通り御許に相成は方可然被仰上備後守様太田始御老中様方
 にも右申立の方に御泥み被成はへ共御前直には左様に不被
 思召飽迄金川は不相成と御拒絕の譯には無之當方不都合の
 譯を申論し談判致し事に付彼れより軍艦差向剛訴可致譯も
 無之万一數十艘渡來致し迎此方よりは飽迄穩に應接致し居
 りて宜義彼が意に違ひは時には恐嚇可致に付其意を迎へ只
 今許しは迎御體裁宜とは不被存十分に事を盡しは上無據次

第承知の上許しは方可然兎角彼がいふなり次第に致置は様
 京都の思召も有之歟に被察しに付十分に應接いたし承伏致
 しへば重疊の儀夫共不許ては難相成事にしは其場に至り
 許しは方可然旨斷然と被仰立御閣老方にも御承服被成はに
 付水野筑後守堀織部正村垣淡路守三人被召呼御趣意の所篤
 と被仰合は處御尤と承伏いたしに付永井井上と引替右三
 人十一日より金川へ御出張被成は右の御評議に付十日之御
 退出夜五ツ半に相成申し安政六年二月十六日津木が長野に與へし書〇八月四日
 外國奉行永井玄蕃頭岩瀬肥後守同兼帶下田奉行井上信濃守
 同兼帶箱館奉行堀織部正御目付津田半三郎支配向其外役々
 一同神奈川へ參し事岩瀬肥後守見込には神奈川市中を差置
 横濱邊を聞は儀は迎も難出來旨申聞は間海道筋異人居留致
 しては通行に差支可申はに付居留場は向地之方可然旨此方

直溯自より申談ハ所神奈川港並町を開くと申條約に對し此地は難相成と申辭柄は無之旨肥後守申聞ハに付素より相對にて地面を借り又は家を借りハ譯にて持主不承知を無理に借ハ筋は素より無之故向地を貸シハ談判可申旨尙又此方より申談ハ所神奈川を開ハを御許容にて大君御調印も被遊ハ上は兼て其見居も有之譯に付其場所を難貸渡筋は有之間敷旨肥後守申聞ハに付神奈川之方は遠淺にて船着不宜横濱之方は船着宜敷右之廉を以申談ハハハ神奈川と申は素より一灣中を指ハ儀に付強て不相當之儀も有之間敷旨又ハ此方より申聞ハ事肥後守は何分神奈川を除き向地と申論ハ立兼殊に條約ハ神奈川横濱と認度旨ハルリス申聞ハを横濱を爲除神奈川と計り申談條約ハ掲げハ間場所を狭く貸ハは格別只今に至り神奈川は難相成とは申兼ハ譯に有之ハ段申聞ハに

付併便利の譯を以能々申論ハハハ存之外速に承知可致も難計旨此方より申聞ハ處其儀は何とも難申旨信濃守申聞ハに付長崎港を開くと認有之ハても稻佐を居留場に貸シ兵庫を開くと認有之ハても和田の岬を貸シハも同様に付其邊より申論可然旨をも申談ハ事但横濱を除キ構との談判ハ對話書には相見不申ハ間強て辭柄を起シハ程之儀は有之間敷何れ繪圖面を以談判致可然と存ハ事品川を開ハ儀を頼ハハルリス申立ハ所遠淺にて船付不宜段再應申入地形會得之上同所ハ思ハ絶ハ旨ハルリス申立ハ間神奈川宿も右同様地形會得致ハハハ思ハ絶可申旨申談ハ事神奈川開港場の儀評議の末尙又實地見分に被遊ハ節の評議覺書然れども廻りて嘉永六年幕府の諮問に答へたるの文を見るに大船の建造を允許して商賈を海外に遣らんと云ハ特に時世に古今の差あり有無相通ずるハ天地の道なりと明言するを見るに其初

政議の不安
港家の開
留家の解
事を易く
せざる

佐久間
象山も
亦貿易
の本旨
を解せ
ずんば

海舟の
評する
之の言
はるる
之を直
に評す
るに當
つては

今日の
社会の
開港の
功を評
ふに非
ずんば

直に
論議す
るに非
ずんば
人の心
を論議
するに
非ずん
ば

より開港の主義を執りしとは疑ふべきに非ざるあり但當時所謂
開港家ある者は意偏へに政治上の交通に存して慮多く貿易上の
實利に及べる者なし其政治上の交通も亦巨砲大艦等而下の利
器を取るに在りて其他に属目する者あると亦其貿易に至りて
は物品を政府に囊括し多寡を量りて之を分與せんとするに過ぎ
ずして商民相互の利益自然に貿易の權衡を維持するの理を覺る
者は未だ嘗てあらざりしなり佐久間修理の如きは學問宏博識慮
超絶開港家の巨擘と稱せられて今に至る迄何人も其持論如何に
異評を立る者なし修理嘗て曰く予年二十以後乃知匹夫有繫一國
三十以後乃知有繫天下四十以後乃知有繫五世界其自ら負ふ所此
の如く其れ重し然れども其所謂開港説は亦取彼之長補我之短と
言ふにありて其長と言ふ所の者は歐西形而下の學藝に存じ主と
する所は邊防の砲艦に属目せしに過ぎざるなり勝海舟が象山の

中洲曰、當時書生間攘夷論
最盛、遂に輿論和戰如何、若
是利者、非罵詈、則排斥之
曰、彼怯夫也、小人也、甚則至
暗刺之、故其心雖是和、而其
口則曰攘夷々々、然知已相
逢、則嘔吐露心腹、是以似開
鎖論者甚多、直漸似兩論
亦得非此類乎、

遺文に題する中に言へるあり曰く嗚呼説之魁于衆者、不免遭厄。今
世人若以此書爲平々無奇耶。則余將曰子之見識。至此者豈非遭厄者
之賜耶。是れ其に象山の爲に知己の公贊と謂ふべし嗚呼此
語や移して以て直弼の外交政略を評するの辭に代ふべくして泰
西の文物を以て裝飾せらるゝ今日の新社會は豈此等諸人の血に
成れる紀功碑にあらざるべきを得んや直弼の説開港に在りて雖
も其政略國威を示さんとするに存するが故に其京師に對するの
文辭に至りては特に誇揚の體を用ゐ其外人に對して強辨抗言せ
しと殆ど外交を疾むが如きの狀ありしあるべし是れ此人が一方
に於ては夷狄又狎昵するの誹謗を受くると同時に他の一方に於
ては鎖攘の精神ありしとの批評を取りたる所以あり抑予が此評
を爲す所以の者は一片の想像に非ずして事實の憑據するに足る
者あり左に掲ぐる大久保長野二人の書の如き亦其一端を窺ふに

足るべし

前當節異國の御處置被爲仰進し御文言の内無御餘儀と申御文
 屢御坐し所右の彼方強く此御方御手薄にて無御餘儀と申御事
 のみ御聞取に相成御所御英氣に相障し哉之御様子に奉伺し間
 無御餘儀と申御文言は寛永以來の御定に被爲對しての無御餘
 儀と申に相取し方之御文言可然其上當今の御處置の却て富國
 強兵の御本にて從來の鎖法にては籠城に相類し士氣も振間敷
 くに付追々御國威被爲張し御見据と申御振合に被爲仰進し方
 御所御受も可然哉と奉存し云々（安政五年七月廿六日大久保伊勢守
 即ち一書より直弼に呈せし手翰）
 略彼外夷御處置の奥の手は知らせ不申様間部侯被仰しに付御
 尤とは申上置しへども只今の様子にては若州侯（酒井若狹守忠義
 の事にして當時
 所司代として上
 京せし人なり）御上着の上は内々御前思召之次第有之若州限り
 に含ませ置し様密々被仰付しと申て行々外洋各國御掌握の御

手立御咄し申置し方可然奉存し此儀の間部侯へも御咄し置被
 下置し様仕度無左にては若州家之思召立にては迎も京都の人
 氣治り申間敷其上間部侯御上着之節俄に手を替作言を致しし
 様思召とられしにては御一大事に付右の御趣意を以て御内々之
 所十分に拵置し方可然云々（同年八月五日長野が
 直弼に呈せし手翰）
 此文を通覽するに直弼が關白尙忠の觀覽に供せし書が他の諸書
 と趣を異にして國威を誇揚するの語氣ある所以を知るに足るべ
 し其此に及べる所以の者蓋し己むを得ざるの權畧に出で同時に
 事に當れる酒井忠義の如きも亦其外形を窺ふに止りて其精神を
 解せざりしものゝ如し忠義にして尙ほ然り况んや其他の有司を
 や而して此の如き樞要の秘計往々主膳の方寸より涌出し來り之
 を行ふに直弼の果斷を以てして一時天下を制するに至り京紳幕
 吏も亦直弼の掌中に運動して自ら覺らざりしが如し

詮論廷
に對忠
し對
て對
府外
交好
まな
かた
る好
陽の
まな
かた
る好
神陽
に示
す京

(參)此後安政五年十月二十四日間部詮勝が參内して外交の事を
奏するに當り關白尙忠が外交拒絕の策あらざるやを問ひし時
詮勝の之に對へし狀を長野が記したる文に曰く今日の御首尾
至極よろしく殊更宮中に於て殿下より御格別に嚴敷被仰いに
付妙滿侯詮勝京師に入りて妙滿寺も彌烈敷御勢ひにて兩傳奏も
列座御討論に相成いに付關東にても外夷の事ハ甚いやにてい
へども只今の處にては迎も打拂の場には及不申先近付置其内
官武合體して追て御國威相立に様之御計ひに被遊度温恭院様
の家定の思召の旨御演述相成に處さすの万里小路殿にも申分
無之其理にせまり尤と被申に云々十月廿五日是れ蓋し尙忠詮
勝豫め相謀りて公然問答を爲し陽に和約は幕府の本意に非ざ
ることを示して京師鎖港の氣に投じ以て反對者の異議を制せ
んとするの政畧にして直弼の意を承けて主膳が計策したるも

主膳
以て人
を以て
然らば
非偶

家定の
喪を發
す

中洲曰、直弼一譽一毀、皆主
膳一身職之由、

實室曰、評得透徹、

中洲曰、見肺肝之見、

のかり然らずは氣脈を通ずるの尙忠が特に壯語して廷に詮勝
を詰り詮勝が張膽之れを辨解するの理あらんや而して公卿多
く此事の豫謀に出でしを知らずして詮勝の答に同意せしなる
べし

吁主膳一陪臣の身を以て天下の樞機を動かせり是れ衆妬を其身
に集めて姦諂の名を取れる所以の大原因にして其人と爲り好み
て權略を用ひ奇功を悦びたると疑ふ可きに非ずと雖も其才略の
絶倫想ふべくして膽力の眞に恐るべきを見るあり而して幕府が
朝廷を欺罔して外交を處せしとの論も亦是等に原因せずはあら
ず然れども直弼の胸中是を外にして外交を圓滑に處分するの方
畧なきを信ぜしに外ならざれば予は却て當時政途の困難を思は
ずはあらざるなり外事の計畫此に至りて略ぼ定まりぬ乃ち八月
八日を以て家定の喪を發す世子家茂七月廿一日慶福牙城に入り田

安慶頼納言^中を以て後見職と爲す此時に當り幕府水藩垂離の度は
前日に倍して幕府は齊昭の舉止を視察し尾紀の宰臣竹腰正謀^{兵部}
少水野忠央^{土佐}の二人をして其藩政を監督せしめ又高松^平平説^松
守山^{陸奥}松平^中常陸^{松平}三支藩の士をして齊昭閉居の邸を
護せしめたるに藩議紛然として其水戸に居る者最も激昂の状を
現せり蓋し幕府の此に出でし所以の者は京師の嚴勅は水藩の内
奏に基くことを知り齊昭閉居の後に至りても尙ほ京師に通信し或
は救によりて其禁錮を解くあらんには幕府の政略維持し難きを
恐れしによれり而して幕府水藩の人心も亦一樣ならず幕吏の中
或は隠然齊昭を助けて水藩の冀望を遂げしめんと計る者あり或
は齊昭の政略に與せざるも慶喜の才器を喜びて心を歸する者あ
り水藩の中にも亦齊昭の計畫を非として竊に其舉止を幕府に告
ぐる者あり物情洵々として衆口器々たり此の如きの紛擾は唯江

中洲曰、當時事情如目晴、
又曰、京師元無心、一旦爲兩
黨所強迫、朝水暮彦、其苦心
可想、
香亭曰、說天皇關白關係、後
而婉、

戸水戸に止るに非ず是より先き京師縉紳の間も開鎖の兩議に分
裂し幕水の二説に左袒して隠然二大黨を現出せり初め正陸の上
京して開港の赦允を請ふに當り關白尙忠は幕議を助け其臣島田
左近は長野主膳の意を承けて共に諸事を經畫せしが是に反對し
て水藩及び同議の者を接くるの一黨ありて鷹司父子近衛三條の
諸氏之が領袖たり而して鎖國の氣焰京畿に熾あるの故を以て京
紳多くは鷹司氏等に黨して其勢甚だ鋭し正陸の使命が京師に敗
れたるは主として鷹司氏等の反對に逢へるによれり然れども尙
忠は關白の位に居りて直弼は大老の職に就き東西の要機二人の
掌中に運轉して左近主膳又此間に周旋せしが故に百里を隔てし
事情の通ずると掌を指すが如く又相對して話するものに似たり
此間二黨の勝敗を決する者は唯至尊の號令に在りて其號令も亦
關白を經由するが故に關白の與みする所は能く他を制して其政

鼎軒曰ク、此般ノ事實ハ時務ヲ知ル者ニ非レハ看破スル能ハズ、

中洲曰、政黨變為私黨、從是幕事口非、

龍溪曰ク、上ニ廷議ノ掣肘スルアリ、内ニ族藩ノ事ヲ拒ムアリ、此際一身ヲ以テ託孤ノ責ニ當ル、其困難果シテ如何ゾヤ、當時ノ事態ヲ回想セバ、既ニ井伊氏ノ人ト爲リテ謀スニ足ル、

略を仰ぶるを得べし是に於てか關白の職は二黨消長を決するの轉機とありて天下の事尙忠一身の進退に係るの勢を成せり關東に於ては直弼職を有すれば反對の説行ふに由なくして救命の外又能く直弼の位置を動かすに足るものあり而して此救も亦關白を經由せざる可からざるが故に尙忠職を去るに非ざれば直弼の權動かす能はざるあり事情此の如し是れ齊昭の勢力京師に震ひ水藩の謀畧公卿を動かすに拘らず家茂を幕副に定むるを得たる所以にして幕副の事内決せしが爲に反對黨の直弼を怒る者既に多きに際し米國に約を訂したるの報京師に達したりしかば京師の直弼を憤り水藩の幕議を惡むと更に一層の熱度を加へたり七月八日鷹司輔熙右大臣にして尙忠の邸に至り病と告げて自ら關白職を辭せんことを勸む尙忠既に強大の反對に遭ひて其位置を保つゝの難きを思ひしかども遲疑して未だ遂に決せざりしが九日に

齊昭の地を東に失ひ西に之を移す

及び幕副決定の公報京師に達し又直弼の決心愈々固きを知りたりければ尙忠も亦此に辭職の意を回したり蓋し左近が主膳の意を受けて尙忠を勸勵したるの力多きに居れり水尾越の三家幕議を受けて直弼の權關東に行はるゝや尙忠の勢も亦京師に盛にして鷹司氏等益々平かならず齊昭も亦屢々直弼の爲に其計を挫折せられて既に關東に争地を全く失ひしかば更に之を西方に移して以て幕威を制せんことを計れり是時に至り京師及び水藩の關係益々密にして鷹司氏等と水藩とは同一の運命を有したること恰も直弼と尙忠と運命を同くするが如く水藩勢を東に失へば鷹司氏等權を西に失はざる可からず故に水藩をして力を此間に伸さしめんとせば其れをして直接に朝旨を受けしむるに如くは亦是れ先きに三家大老を召すの命出でたる所以にして尙忠の之を沮止せんと欲したりしも亦二黨の關係如何を窺ふに足るべし若し三家又

は大老西上して訂約の是非を京師に論ぜば直弼の位置は變じて齊昭の位置となり既に決せるの幕嗣此に動き既に訂せるの條約此に破れて其身も亦廢錮の運に遭へんとは豫想の外に非ざるなり直弼蓋し此機を察して温言以て之を避けんとせり意ふに其西上を辭して詮勝を遣るに決せる所以の者は外事の急なるによると言ふと雖も其自ら足を擧げて正睦の覆轍を踐まんとを恐れしる亦其理由の一に居るなるべし

(參)此後五年文久二年八月慶喜將軍家茂の後見職に任じ慶永此後此時の記録は皆春嶽といへり幕府の政事總裁職とありて幕政の要務二人の掌握に歸せしに際し救して慶永の西上を促されしに政務に着手するの日淺き故に上京するも其詮なしとして猶豫を乞ひしは頗る直弼の進退に類するを見るなり慶喜慶永等の傳奏廣橋坊城二氏に呈せる文此書は徳川刑部卿松平春嶽

香淳曰、將二公之事、照彦侯之事、較甚、

野和泉守板倉周に曰く此度以救書被仰出い通り今般の儀は只管奉推戴救意心力を盡し誠精勉勵偏以公武一和天下一致萬民致安堵の様取計何卒奉安淑慮度と刑部卿始一同日夜心痛罷在い事に御坐い未だ事業に拘りい儀無之故被安宸襟兼い御儀も可被爲在哉と奉存い幕府之新政不容易次第に付百思千慮盡評議い故之事にて此段御差圖有之い様いたし度い借又春嶽登京の儀も被仰出いへども前書の通り政體得と据相親い上ならでは上京仕いても可奉伺淑慮様も無之いに付此儀は暫御猶豫之儀相願度い是迄深被憐宸襟い儀も畢竟久世大和守安藤對馬守不束之取扱有之い事故大樹公にも深恐入思召い私共一同に於ても不堪恐懼之至奉存い事に御坐い自今以後は偏以公武御合體之儀精誠粉骨可仕い様伺淑慮も被爲在いはい私共一同へ被仰出度御至當之儀は何分とも遵奉可仕自然於時勢難被行い儀

も御坐いはゞ乍恐從是御斷申上儀も可有御坐い間此段其許にも厚御含有之儀いたし度以上此書中に於時勢難被行云々どあるは暗に攘夷の嚴令急に下らんとを患へて豫め之を辭せんとしたるものゝ如し抑慶喜慶永の黨友は先きに直弼を責むるに訂約を擅斷したるを以てし又其西上を辭したるを尤めあがら其自ら政權を執るに及び直に敕旨に對して西上の猶豫を請ひ又攘夷の決行を難しとして之れを辭せんとするの地を爲せり世の論者或は此行爲の迹を見て二人を責むるに食言の罪を以てす自關東來書の末文至當の儀は御請可仕時勢難被行儀は外夷拒絶之次第に相係いての事は申送し無之御請可相成義と奉存いて之實事は不相立云々(毛利氏父子が京師に呈せし御書)然れども予は二人の心事を察して其決して責むべきに非ざるを知る蓋し局に當り外事の困難を覺りて勢此に出でざるを得ざりしのみ

者曰、所謂言之身行之難

慶喜の心
事可なり
史家の
無識の
笑ひ

予是に於てか益今日の史家が安政萬延年間の直弼信睦等の舉止を責むるの無識あるを思はずはあらざるあり

(參)幕府の政權を執る間には東洋擅制政府の常として政機を秘するの極、廟堂の要務多くは世に知られず眞說埋没して史上の記事誤聞多きに居れり其朝廷幕府の間柄に關する事に至りては此の弊特に甚しとす寛政年間中山愛親前權大が松平定信與白川の城主にして左近衛權少將に任じ越中守と尊號の議を幕營に稱し幕府の後見となり致仕して樂翁と號すと尊號の議を幕營に爭論せしは史上に記する所なれども世人其事實を知る者寡なし而して定信が勅書を拜見せずして論端を開き以て違勅の責を免かれたるの用心は頗ぶる直弼が西上を辭したるに類する者ありて且定信の逸事を世に知らしむるの便あるを以て因みに此に淺野氏の秘記を抄して史家の材料に供せん寛政五年癸丑に中山前權大納言愛親卿の關東に來られしことはふかく其

松平定信の逸事

定信の辨
信を以て
辨を以て
定を以て
信を以て

ゆえ秘してあらはには知られねども尊號延議さといふ秘記い
て、今上光格天皇の御實父親王仁を仙洞の位につけまらせむ
との事なりけるを時の執政白川侯源定信朝臣これとわけつら
ひてけるよし申傳ふる其事をひそかにきくに愛親卿この事を
口演せられて詔書こゝにあり御拜見あれといはれければ定信
朝臣あななめなることいひたまふあかしこくも詔書などをた
やすく拜見することやあるべきと床の上のせて始終拜見あ
らでたゝなるまじきよしの議論のみせられけるとぞこれは詔
書によりて議し申さば違勅の罪を申さむとの愛親卿のかねて
の心がまへなりけるを察せられてかくなされければ此たくみ
つひにむだ事となりけるとかきこえし大凡侯のかくこぼみ
まひしは故あることにて時の將軍家は家齊を家茂一橋儀同一
位公家茂の父治の御子にてましませば今上の御父君仙洞にあ

香亭曰、初文恭公欲上一橋
一位大御所號、聞老松平定
信竊謂己稱大御所、勢不得
不奉之城中、是遂過也、固執
爲不可事遂疑、後一位院、葬
于東叡山、蓋最樹院、後清橋
院例、別立廟、祭准將軍、至明
治初年毀之、今大師堂北有
樹林、即其地也、

りたまはんには一位公にも大御所になしまるらせんとの議起
らんを患てかくはわけつらみたまひし事とぞもろことし宋の世
に漢議とかいふありけんが是はずでに世にいまさぬ父うへの
事なりさるをいま現在にいます御事あればいかに定信朝臣の
心ぐるしかりけんおしはかるべしその後立花出雲守、秋元隼人
正理忠鍛冶右衛門等の一時に罪かうぶりし事も詭秘の事わざ
にて人しらぬことあがら大よそは埋忠が一橋邸にしたしくゆ
きかひせしより立花氏あどのそこの事奨賛せられけん事も
ありてのよしをいふなりさもありけるにやと思はるゝは出雲
守の御咎被りけるどきの御書付も御間柄の義をも憚からず鹿
忽の中分仕し事重き御役義をも相勤いに不似合の致方にて依
之御役被召放逼塞仰つけらるゝよし書のせたり淺野長祿筆記
さいひ後、備前守と稱す弘化嘉永の頃浦賀奉行京都町奉行
等を勤め安政六年慶瀬等と共に直稱に黜けられし人なり

直弼西上を辭して詮勝を遣るに決せしかば水藩及び鷹司氏等の計畫再び敗れて此黨の直弼を憤るや更に一層の深きを加へ而して直弼が朝旨に應ぜざるの迹再度に至りて議者の之を責むるも亦愈々烈し八月十四日佛船三隻品川に入り使節江戸に來りて即日太田資始に會見し英國の條約に準せんことを請ふ將軍薨ずるの故を以て訂約を延期すと雖も彼我の間に異議なきを以て談判に力を費さず翌月三日に至りて條約の署名成れり八月十八日故將軍を寛永寺に葬る十九日京師よりの敕書到れり其大旨は三家大老の命に應じて上京せざるを責め又外交の處分旨に協はずと云ふに在り同日水藩より幕府に告げて曰く詔旨を受けたり故に幕府に向ひて詢る所あらんと幕議謂らく今や水府の二公幕議を受けて謹慎せらる此間老中の其邸に到るは如何あるべきやと然れども其敕旨なりと告ぐるを以て之に違はんとを恐れ太田資始聞

佛船三隻品川に入る

佛國條約成る

三家大老上京せざるを責むる

水藩勅旨を受くる

慶長内訌を詮す

香亭曰、竊聞天子有詔、臣僚寫之策、不敢增損一字、謂之勅書、後世稱勅書者、蓋按其筆法、如大臣承旨傳之者、不知詔勅別有此體否、

部詮勝其邸に到りしに慶篤二人を延見して示すに左の二書を以てせり其文に曰く
 一先般墨夷假條約無餘儀次第にて於加奈川調印使節へ被渡儀尙又委細間部下總守被爲上京言上以趣に以へ共先達て敕答諸大名衆議被聞召度被仰出以詮も無之誠に皇國重大之儀調印後言上大樹公勸慮御親之御趣意も不相立尤敕答之次第に相背輕卒之取計大樹公賢明之處有司心得如何と御不審被思召以右様之次第にては墨夷之儀は暫差置方今御國內之治亂如何と殊更深く被惱慮慮以何卒公武御實情を被盡御合體永久安全の様偏に被思召以處三家或ハ大老上京被仰出以處水戸尾張兩家慎中之趣被聞召且亦其餘之向々も同様御沙汰之由右者何等之罪狀に以裁難計以得共柳營羽翼之面々方今外夷追々入津不容易之時節既に人心之歸向にも可相拘旁被爲惱宸襟以兼て三家以下

諸大名衆議被聞召度被仰出以の全永世安全公武御合體にて被
 安慮慮は様被思召以儀外虜計之義にも無之内憂有之以ての殊
 更深く被爲惱宸襟以彼是國家之大事に以間大老閣老其他三家
 兩卿家門列藩外様譜代とも一同群議評定有之誠忠之心を以て
 得と相正し國內治平公武御合休愈長久之様徳川家を扶助有之
 内を整外夷之侮を不受様よと被思召以早々可致商議勅定以事
 午八月八日
 御別紙勅詔之趣被仰出以右者國家之大事者勿論徳川家御扶助
 之思召以間會議有之御安全之様可有勘考之旨出格之思召を以
 被仰出以間猶同列之方并兩卿家門衆以上隠居に至る迄列藩へ
 も御趣意相心得以様向々へ御達可有之旨被仰出以以上
 八月八日

近衛左大臣忠熙

水に下れるに
 勅諭の副書
 のに副書
 なに副書
 以て副書
 之を疑ふ

中洲曰、太極生兩儀、兩儀生
 四象、支分派裂、不知所底止、
 天下益多事、
 香亭曰、烈公任用藤田東湖、
 更革藩政、結城寅次郎等不悅
 之、公業與夫人惡、寅次郎夫
 人抗之、後公毀梵鐘製巨砲、
 幕府疑其有異圖、幽之駒籠
 第、公及再出、謂寅次郎曰、乃
 引出斬之、其黨朝比奈泰尚
 市川弘美等奉中納言、隱然
 與藤田餘黨相款視、

幕府に下れるの勅諭も大旨此の如くなりといふ然るに幕府に下
 れる者にの公武確執あるに非ずとの傳奏の副翰ありて水藩に下
 れる者にの之なきを以て慶篤も亦頗る之を疑ひ其處分を二人に
 問ふ蓋し齊昭、幕議によりて既に老を告げしと雖も藩政多く其
 意に決して強項有力の臣亦之に屬せり而して其幕旨を奉ずる藩
 臣の慶篤を戴きて齊昭と説を異にするもの、如し故に此勅書の
 下れるの齊昭能く其由來を知ると雖も慶篤の之を詳にせず且勅
 を受けて之を幕府に告げされば是が爲に嫌疑を招かんとを恐れ

- 鷹司右大臣輔熙
- 一條内大臣忠喬
- 三條前内大臣實萬
- 二條大納言齊政
- 近衛大納言忠房

さればとて之を奉せざれば違救の責を免れざらんとを患ふるが故に資始詮勝に向て此間を獲せしあるべし二人乃ち直躬と處分を議せんと答へて退けり

(證)今日京都より飛脚到着異國へ條約調印一條に付御三家大老之内上京致し様被仰進み處上京不致爲御使間部下總守罷登りし趣之處今以て上京不致異國への條約何分赦慮に不應どの趣嚴敷救諭之旨被仰下置し右救諭之趣にては迎も御申解御聞届無之哉と被存し程之御文言に以て共傳奏衆より添狀有之右様被仰出いへども決して御隔意被爲在し譯柄には無之旨申來りし猶又水戸殿より御書を以て救命の趣も有之御爲筋申上度し間同列之内兩人罷出し様被仰下し間此節御愼之御方へ老中罷越し儀は有之間敷事にいへども救命と承はり以ては御斷申上し事も難相成しに付自分太田資始下總守同道にて罷出い處中

中洲曰、有副書、可以知其非出聖旨矣當時詔勅多是成於諸藩士強請、

納言殿御逢給旨拜見仕し處老中へ被下しと御同文言にて傳奏衆よりの添狀も無之故中納言殿にも甚御驚如何可致し哉と御尋に付右救諭之趣は拙者共へ被下しと御同様之御儀奉忍入し只今右様取計可仕と申見据えも付不申誠に不容易御儀此程より掃部頭も不快にて登城不致しへ共明日は押して登城の儀申遣篤と評議可仕旨申上し處如何にも尤の儀自分にも深く心配いたしし間何分上の御爲め宜敷様取計被吳し様致度救答之致方當惑致し間今日之處にては受取同様之事に致置しとの御沙汰にて深く御案思被爲在し太田資始津木六之丞對話、
(參)吉田寅次郎の正氣歌文天祥の正氣歌を和したるものなりに曰く從墨夷事起諸公實不力已破妖教禁議港州南北天子荐軫念四海妖氛黑奉勅三名侯とあり予嘗て之を讀みて三名侯とは水戸侯其一なることは史上に明蹟あれども他の二は某々侯にやと思ひ居りしが本

書を著すに際し諸家の藏書を涉獵したるに適き勝安芳より借り受けたる安政記事手記は恐ろ木某のと題する書に水藩受勅の始末并返勅の議起るに及び藩論沸騰せし詳狀を掲げたり其水藩某の論中に左の言あり

尾張様にては午七月廿二日勅書御到來の處外山へ御隠居御慎にて成瀬竹腰御側御用人等兩三輩のみにて尊封をも切らず御名宛被爲在在段奉申上御火中御取計之上可然御受被申上上以哉に承知仕仕又薩州へも同八月廿日頃勅書到來是ハ中將殿宰相殿兩名にて御下げに相成成以處中將殿は其節卒去隱居宰相殿御請此月廿六日江戸出立京師へ自分罷出御請被申上國許へ引取取以趣無相違事相聞申申云々
此言たる水藩某が返勅の事を議したる語中にありて且無相違相聞申申云々と記しあれば他より聞込たる儘を語れるに過ぎ

詮上京の
期勝すの
謝るの

ずして是を以て尾薩二藩に勅書下りたるの確證となすべからずと雖も足侯へ勅命下りしとの事は本世下文に引當時此説ありしとは疑ふべきに非ずして正氣歌中三名侯とは薩尾水を指したることを知れり此に附記して史家の参考とす

翌二十日詮勝の上京を延期するの理由を傳奏に告げて其事情を陳謝す其書の略に曰く

御三家大老之内上京仕仕以様先達て被仰下置奉畏畏以へ共無據譯柄有之御猶豫之儀申上兼て被仰付付以御使間部下總守近々上京致致以段申上置置以間早速發足可仕之處公方様俄に御大病御内實薨御に付忌服之恐れも御坐坐以間上京之節旅中にて忌明け之頃合相考發足可仕之心得にて御躰仕居居以儀に御坐坐以中昨日も申進進以通忌中にて不苦どの儀ににへば早速上京仕仕云々
二十二日主膳京師の狀を報じて云ふ八月七日關白尙忠參朝せず

鷹司氏等遂に議を決して幕府及び水滸に教を下すに至れり尙忠初めより其議に参せず之を聞き大に驚き入りて之を争はんとせしが反對黨の氣勢甚だ熾にして却て逆勅と告げられんとを恐れて敢て言はず間部氏の東京を待て是に應ずるの計を定めんと因て喪に拘らずして詮勝の發途を促せり是月廿九日諸老幕營に會して傳奏に呈するの文を議せしが直筋は左の案を出して之を閣議に付せり

今度被仰下し敕諭墨夷條約調印一條先達而諸大名衆議被聞食度被仰出之詮も無之誠に皇國重大之義調印之後言上敕慮御伺之御趣意も不相立尤救答之御次第に相背輕卒之取計大樹公賢明之處有司心得如何と御不審思召右様之次第にては蠻夷の義は暫差置方今御國內の治亂如何と更に深被惱慮何卒公武御實情を被盡御合體永久安全の様にと偏に被思召三家或は大老

香亭曰、條約調印不經勅裁、我自存辭、

上京被仰出し處水戸尾張兩家慎中之趣被聞食且又其餘宗室之向々も同様御沙汰之趣被及聞食右は何等の罪狀に以哉難被計しへ共柳營羽翼之面々當今外夷退々入津不容易時節既に人心之歸向にも可相拘被惱慮兼て三家以下諸大名衆議被聞召度被仰出しは全永世安全公武御合體にて被安慮慮は様思召之外虜計り之義にて無之内憂有之以ては殊更深被惱慮兼彼是國家の大事に以問大老閣老其他三家三卿家門列藩外様譜代共一同群議評定有之誠忠之心を以て得と相正し國內治平公武御合體彌御長久之様徳川御家を扶助有之内を整外夷之侮を不受様被思召早々可致商議敕諭之趣奉畏し右は御國體を深く被爲思召以て之御儀乍恐御尤至極に奉存し一體御政務万端御委任之御儀には以へ共如何にも重大之御事柄に付諸大名之建議をも被聞召し處蠻夷之形勢往古と變革致し航海之術相開け軍制兵

香亭曰、輕躁之舉、不得默然看過、

器等實職に相試強弱勢を異にし世界中割據之勢を振ひ以折柄漫りに争端を開いては不可然との見込多分に有之尤打拂ひを申立以向も有之以へども必勝之算無之皇國四面之海岸へ群蠻引受以ては一旦之勝利は有之以へども終には奔命に疲れ御國體に拘り可申との衆議一決之上假條約一件竅慮御伺に相成以處今一應諸侯赤心相尋以様被仰出以に付則御尋に相成以處同様之見込に有之以今少々出揃不申以に付御返答不相濟之内亞國之使者申立以次第も有之假條約調印爲致以譯柄難盡筆紙爲上使間部下總守被差登以等に相成以處御不例引續御中陰に相成彼是延引にて事情御分り不被遊に付又々勅詔被成下以段乍恐御尤之御儀と奉存以乍去再應迄御尋に相成以儀殊に古例にも無之別救別して慎中之水戸家へ被成下以様之義は實以不容易御儀乍恐國內治平公武御合體との厚き慮慮も却て御主意に

詮勝の採案をの

觸れ争亂之基に可相成に付御中陰中には以へ共不日に下總守上京委細言上仕以依而水戸殿へ救詔之趣も列藩へ被達以事は御差止被成以間此旨宜被達奏聞以様可被取計以詮勝も亦其草する所の案を出す其體裁は詳狀を口陳に譲りて文書を略するを便としたる者なり而して西上の事は詮勝の專任たるを以て直爾の案を廢して詮勝の起草を採用するに決す詮勝九月三日江戸を發して西上す此に至りて京師に於ける二黨の争ひ愈劇くして水藩の士益々京師に入て計畫する所あり處士には梅田定明源次梁川孟緯星廉新頼醇通稱を三樹三郎と稱せしもの手翰及び安政六年の裁判宣旨書共人に三樹八郎と稱せし梅田の生れ時に入あり酒八升を其父襄に贈れり蓋して造酒と三木と稱せしが京都三木に住するに及びて三木八郎といひ因て造酒と三木と國音相通するが故なるべし其後兄復二郎の次に立つの義に取れて三樹三郎といひし等ありそ此既により其始め三樹八郎後に三樹三郎といひし等あり又薩の日下部次三西郷吉之長の吉田寅次大樂源太越の橋本内左の如

き諸藩士の隠然是と氣脈を通ずる者あり僧侶には月照洛山東清寺山内成水
 就職京紳の臣には小林長典大輔いひ民部高橋常安大輔いひ兵部金田伊
 稱す三國某大司馬稱す以六物空萬宮の臣大伊丹重賢稱す背いひ藏人
 臣の池内稱す知恩院宮の臣森寺某稱す狹守富田某稱す部丹羽某稱す豊前守
 係上三人は三入江某一條頭稱す等あり近衛氏の老女村岡も亦其主
 の爲に周旋して水藩の主義を助け幕府の計畫を沮せんとあし所
 司代及び京都町奉行は大に偵吏を發ちて此等諸人の動靜を候察
 し二黨の間屹然對壘の狀を現して兩陣の未だ戰端を開かざる者
 に類せり而して主膳は京師彦根の間に往來出沒して廷中公卿の
 動靜より閩巷處士の密議に至るまで探知して之を關東に通ぜり
 抑詮勝の西上を決したるは關東の情實を陳疏し朝廷の責問を辨
 謝せんとするに在りて京師に諸人を捕ふるに在らず又初めより
 嘗て此意無かりしなり然れども其江戸を發する頃に至りての事

二黨の
争闘の

詮勝の
初西

捕縛の
起る

詮勝の
決

詮勝の上京の
情師の上京の
切迫をな

情一變して逮捕亂訊の説漸く起れり二黨の争闘此に至りて又更
 に一層の劇度を加へたるを見るなり然れども詮勝の胸中未だ此
 決意あらずして其此に決せるは京師の詳狀を途上に知るの後に
 在るが如し

(証)九月朔日宇津木六之丞が詮勝に謁して呈したる意見書に曰
 く昨晦日飛脚到着長野主膳より申越しに隠謀方危急に迫り
 種々奸計を廻らし手先多分有之兎角殿下を落し可申と必死と
 相働し者の内に梅田源次郎安藤石見介入江伊織梁川星巖與村
 春平と申者尤相働居に趣に付御上洛之上品に寄御召捕に相成
 不申ては治り中間敷哉云々公用方秘録九是より僅に一日を越
 えて九月三日詮勝江戸を發したるあり以て其初めより逮捕に
 決し居らざりしを見るに足れり
 京師の水藩を助くる者は詮勝の西上近きに在るを聞き事漸く追

關白尙
忠野道
忠野道
表呈

二黨の
特機

直野の
處分案

るとかし其未だ京に入らざるに及びて急に關白に迫り辭職を勸めしかば尙忠己むを得ず遂に辭表を呈して此報の關東に達せしは九月八日に在り抑直弼が依頼する所は獨尙忠に在りて詮勝が京師に辨疏して一線の活路を九重の天に開くべきは關白一人に是れ頼れり故に其辭職の報の關東に達するや二黨勝敗の機此に轉ずるの運に迫りて直弼の驚駭一方ならず是時詮勝西上の途に在りて未だ此一大變局を知らざるなり直弼直ちに書を裁して變を詮勝に報じ且是に應ずるの處分を定めて之を指示せり其大意の關白既に辭表を呈すと雖も未だ職を去らざるが故に外交條約の奏疏は宜く尙忠の手を經べしと言ふに在り

(證)九月十日直弼が詮勝に與へたる書に曰く去る二日二條殿關白殿へ被參無理無體に御押付無是非御辭職御願被成由察する處所可代京着以前に關白殿を押のけ不申ての奸黨之邪魔に

相成ゆ故右様無體之儀出來し事と被存ゆ就ては今度被仰合ゆ御趣意も貫通不致關東にての諸夷を恐れ朝廷を輕蔑し猥りに條約致しゆ杯と主上豪邁之御氣質を伺ひ是を非に申成しゆ様可成行と實に御迷惑之程御察し申ゆ關白殿御辭職御願とゆ乍中未御當職中之御儀天下之安危に拘りゆ御大切之儀に付殿下を以て關東の御處置分明に申上ゆ様御先代様將軍家定被仰合ゆ御趣意も御座ゆ事に付右御一條ゆ是非御取扱御坐ゆ様相成不申てゆ何分御先代様之思召も相立不申關東にて御國體を厚く被思召ゆゆの御處置も却て蠻夷に驚恐嚇朝廷を御蔑視被成ゆゆの御疑念御解兼折角御國體を思召ゆ難有御慮も却て爭端之基と可相成に付如何様にも御丹精關東の御處置御國體を厚く思召ゆ處より救答も不濟内條約御許しに相成ゆと申所の御趣意御聞に達しゆゆ御疑念御晴れ公武御一致にも可至左無

關白の
白辭を
關白の
白辭を
關白の
白辭を

主膳の
見膳の
猶直の
見膳の

之てハ奸賊之爲に萬民塗炭に落入ハ様可成行と歎息仕ハ
蓋し直弼が嚴に反對の謀士を處するの心此に至りて決せるが如
し是より先き主膳京師の狀の容易に非ざることを告げ關白の身に
變あらんことを恐れ迅速の手段を施して豫め此變を防がんとを勸
めしも直弼是を爲とを憚りて其勸告に聽ハざりしが此に至りて
梅田等を捕ふるに決せり

(證)八月十二日主膳書を以て京狀を報じ且處分の策を進めしに
同月二十五日六之丞直弼の意を承けて之に報じたる文に曰く
殿下非常の御辭職にも相成ハハ直ちに惡謀之方宮中出入を
止め置殿下を以て奸惡之始末言上に相成ハハ非道之救命は
出申間敷其儀御手後れに相成方一非道之儀にても一旦救命出
ハ上にては違救之唱へに相成りハては不容易との御配慮御尤
に奉存ハ乍去下として攝家並門跡方を押籠ハ事は公儀の御失

中洲曰、兼非之旨可畏、

徳を萬代に流シハ儀にて何共奉恐入ハ事に付右邊の所ハ成丈
け未然に防不申ては不相成儀に付御所司代へ篤と被仰置ハ様
仕度奉存ハ○九月十四日六之丞が主膳に與ハし書に曰く水府
より京地へ御手入有之逆是程には有之間敷との御油斷も御坐
ハ處御辭職には御驚關東にても必死の御勢ハに相成ハ間程な
く御吉左右可被下と夫而已御待申居ハ○同月十六日六之丞が
左近に與ハし書に曰く御身柄之御方に疵付ハ様相成ハてハ乍
恐天子を始め將軍家の御失徳にも相成ハ事に付可成丈は波風
不立様被致度主人にも心配被致ハ事御坐ハ

(案)以上の文書を見るに直弼の決心は關白辭職の時期に在りて
其意は梅田等の謀士を捕へ以て間接に京紳の勢力を挫するに
在りしを知るに足れり嗚呼攝家に對するも尙ほ逡巡するの直
弼にして承久の故事を追ふの意あるべきの理なし世或は此事

齊昭の運命は忠進の退れ

流血の機に動け

速捕の事起る

を以て直弼を悪するは事實を精査せざる史家の誤に外ならず
 此等の秘翰は直弼の爲に千古の冤を洗ふに足るべし
 蓋し尙忠に代りて關白に昇るべきの人は近衛忠熙にして此事略
 内決せり齊昭直弼の運命は忠熙尙忠の進退に繫りて幕府水藩の
 成敗も亦此二人の去就に属せり直弼齊昭の間是に至り水火相容
 れざるの狀に類して我彼を制するに非ざれば彼我を制するの勢
 に迫り血を流すの機既に其足底に震動せり是より先き九月五日
 町奉行の屬吏信濃の人近藤茂左衛門信濃松本市人米屋を堤屋と
いひ曾て京神の家に入らせし
 一耶を紹介せし者なりを京師木屋町の寓居に捕ふ茂左衛門の弟
 に山本貞一郎といふ者あり是歳五月水藩の士竹村儀兵衛目付役
勤め
 いふ杉浦仁右衛門の囑を受けて京師に來り幕嗣外交の事を水藩
 及京神の間に通信せしが八月二十八日或は山本は病で寓居に沒
 しぬ九月十五日鶴岡吉左衛門が安島帶刀に與へたる書に梁川は流行山
病にて没し山本貞一郎は肝病にて黄泉の客となる云々を見えたり

山本の手記に梅田の落ち手

主膳梅田を捕ふ

本は處士にして江戸向島に住せしが詠歌を善くし筆蹟に巧なる
 を以て此等の技を教ふると稱し姓名を砂村六二と變じて京神の
 邸に入らせしあり蓋し其兄近藤の紹介によるといふ山本死して
 後近藤捕に就きしが山本手記の文書幕吏の手に落てより水藩京
 神の關係露はるゝの端を發し梅田が故友坪内に與へたるの書翰
 主膳に得られて諸士の計畫其迹を知らる主膳乃ち梅田を捕へて
 之を鞠せんとを所司代酒井忠義に迫る忠義梅田の近衛氏に容ら
 るゝとを知り又九條近衛二氏の勝敗未だ測られざるを以て遲疑
 して遽かに發せず主膳以爲へらく關白の位置固からざれば政變
 未だ測る可からずして梅田等を除かざれば尙忠其の位置を保ち
 難しと具に京神及び水藩の關係を關東に報じて事情の迫れるを
 告げ又京都町奉行小笠原長門守等と共に反對黨の動靜を候察し
 て遂に九月八日を以て梅田を捕へ十九日鶴岡父子を拘ふ其夜鶴

梅田小田林鶴
等皆捕ら
へらるに
謀略の報
告主を得
るに

中洲曰、梅田之變已兆于此、

龍溪曰、犯ス者武力ニ頼ル
ノ迷顯レテ、而シテ防ケ者
亦武力ニ出ツ、兩者交モ失
シ、亂階茲ニ成ル、

飼吉左衛門の密使を草津に獲て其水藩に報ずるの秘書を得たり
書中井伊氏を襲撃して其膽を奪ひ機に乗じて齊昭等の禁錮を解
き以て大に政途を變ずるの詔命を請はんとする旨を記せり而し
て其書意京紳の身に關するを以て遂に其臣を捕ふるの議起り二
十二日鷹司氏の臣小林等を拘致するに至れり

(證)九月十五日に鶴飼吉左衛門が書して十八日密使に托し安島
帯刀に與へし書に曰く赤鬼の方へ一發切込もの有之いへば直
ちに林志を出す事安きとの内話も御坐し云々井伊氏の兵皆赤
伊氏を指して赤鬼といふ
林志は繪旨の暗號なり

是歲八月十一日曉彗星西北に見はる長さ三四尺漸く南して漸く
長し殆ど數丈に至る月を陰ゆれども滅せず六物空萬上書して謀
反の兆となす或は彦藩異圖を懐くと告ぐる者ありて訛言大に京
畿の間に起れり

彗星
言を生

彦藩
言の訛

川路の巧
時日の一
辨の意外
に結果を
生ず

正睦の
心事

中洲曰、開正睦淳良而乏膽
氣、與此記符合、

(案)此訛言の起れる原因一にあらざるべしと雖も是より先き幕
吏川路左衛門尉聖謨が堀田備中守正睦に隨ひて上京せし際京
紳某に謁して關東には承久の例を追はんどの議ありしが某之
を諫止したりと語りしと其大原因となれるもの、如し川路が
なせしとの話ハ小林民部權大輔の法廷陳述畧書
及び安政六年正月廿九日宇津木の法輪に據る蓋し是時關東の政
權を執りしは堀田正睦にして直弼未だ大老に任せず正睦が公
卿に對し京師に周旋せし狀を見るに一向に外交の己むを得ざ
る事情を陳疏するに在りて其進退甚だ謹めり唯公卿の反對に
遭ひて條約允許の下らざるを思ひたる迹を見るのみ寧ろ勇敢
の氣象に乏しとの譏を受くべきも此不祥の議不敬の言を幕營
に建つる者に非ず况や未だ出でざるの直弼が此説を爲すに由
なきをや當時幕營に此議を爲す者無かりしと斷じて知るべし
蓋し川路は才畧に富む者あれば其才を過用して戰國遊説の士

川路遊
意の本

直弼、
疾し

香亭曰、聖賢少有才畧、然學問淺薄、詩文和歌共不足、初自普請役起身、爲評定所留役、天保六年斷仙石左京職、名聲高一時、累遷至勘定奉行、嘉永以後奔走國事、頗受水府老公知遇、以尊王意厚也、佐倉侯之上京師、幕府擇聖賢及岩瀨慶副之、以一通外事、一勤王室也、聖賢雖負才、又有毅然不動之節、決非造爲隨言以嚇京師者、意亦當時隱傳不可信也、明治元年德川氏開江戶城、聖賢歎曰、三百年之曠、將委和議、吾不忍割也、伏死而死、其氣節可以昭焉、

貫堂曰、川路不可目以益人、然術數極多、一時之詭言或有之歟、

中洲曰、公平之評、川路可以既矣、

に類せるの巧辨を逞くし此妄言の誤に陥りしものある乎抑川路は繼嗣に於ては一橋氏を立つるに意あり外交に於ては條約允許を得んとするに在りしを以て暗に幕議の朝廷に利ならざるの状を京紳に諷し一橋氏を立て、此勢を挽回するの要を示し又救允の必ず與へらるべきを説き與へられれば不利の結果ありとの意を示さんとして此言を發するに至りしあるべし直弼が川路を疾みて姦人といへるは此事ありしを聞知せしによれり安政五年二月廿六日直弼が主權に與へし書に曰川路左衛門尉申風聞當人耳にも入りし様子川路が齊昭の知遇を受け又藤田彪と親交ありしとは東湖の文にも徴すべく又慶喜を器として之を迎へんとせしは世の知る所あり抑直弼が川路を評して姦人とせしは反對論者を見るの偏言にして決して公評に非ざるあり安政元年正月閏宿藩士某の書翰中に川路士も英士と御目利速居に明公齊昭を指すへも度々謁見流石の同公も英士と御目利速居

二破
白の
辭表の
田及の
密書の
起入る
手に

又曰、正論、

川路は渠内心甚好曲頗る王安石に類し人物の由云々見たり蓋しと怡も長野主膳が多くの敵を受け姦人然れども川路が一時の巧辨遂に有害の訛言を生じ轉じて世事に非常の影響を與へ今日の史氏をして其由來を知るに迷はしむるに至れるは眞なり予故に之を詳記して史上の一大疑案を解き併せて權略を政治に用うるの慎むべきを讀者に告げんとす
直弼等以爲へらく是必ず反對黨の流言より出で、是によりて横に關東の奏請を沮し水藩の力を西方に伸べんとするが爲ならんと既にして彦根襲撃大命降下の密書を草津驛に得たるの報に接して益其謀計の尋常ならざるに驚けり抑二黨の争鬪久く京師江戸の間に行はれしと雖も互に謀を伐ち計を挫かんとするに止まりて未だ手を下すに至らざりしが其破裂は光を關白の辭表を呈せしに萌し端を梅田の逮捕に發して主膳が襲撃の密書を得るに

梅田源
大郎の
入さな
り如何

梅田の
手翰

成れり梅田は若狭の人にして酒井氏の臣なりしが本藩に仕へず
處士を以て帷を京師に下せり其學問齋を宗とし外交の議起るに
及びて幕府非戦の政略を非とし四方慷慨の士と共に大に尊攘の
説を唱ふ安政元年九月露艦の攝海に入るに當り大和十津川の郷
士等之を撃たんとするや梅田を推して其謀主とあせしが露艦去
るを以て發せずして止みたり梅田處士を以て京師に教授すと雖
も酒井氏の舊臣たるを以て忠義の直弼に推薦せられて所司代に
任じ幕旨を京師に行はんとすることを思へ書を忠義の臣坪内孫兵
衛小波の藩にて弓術の師に與へて去就の撰むべきを論ぜり其文
衛總役を勤めしと聞けりに曰く

陳者太守様御所司代御再勤被爲蒙仰し段奉恐悦し其儀に付申
上しは此度の御役は誠以て御大切と奉存し關東にては救説
の旨に御背被成いて既に先月廿一日墨夷願之通條約御調印相

濟申しよし定て主上御逆鱗と申沙汰には無程上使として間部
侯御上京彦根侯専ら交易説に以故救説に背一橋公を押のけ紀
公を押立終に尾州公御隠居御再勤之太田侯久世侯和泉侯も當
七日又御退役其外押込切腹思之儘に御振舞にて是も無程御上
京に付御家中一統より血判御取に相成申し家老庵原主税助岡
本半介等極諫いたししへ共御用無之御國の殿様彦根侯に御同
意被成いては朝敵と申者にて萬世逆臣之罪名を御蒙り可被成
し御家中之者も相濟不申し是等之事は靖獻遺言にて御覺悟可
有之奉存し岸本省吾公用人に被成し由如何心得られし哉豊後
殿は御大任と存し何卒大森十右衛門殿へ御相談被成し物御
評議御立可被成し當地此節情實委敷は御存有之間敷し若御聞
被成度しは下拙懇意之者頼山陽之男三樹三郎と中學者何時
にても御國へ差出し可申し間御相談之上急々御返答可被仰下

以彦根藩忠義之人御同意可被成以様奉存以此事下拙申上以は如何に以へども御國の御安危此時に有之事故不願恐直に申述以不一

七月十七日

梅田定明

坪内孫兵衛先生

別紙

御○此二字原文不分明と御同意之正論家者粟田王近衛左府公中山大納言尤力あり久我大納言方里小路大納言徳大寺大納言野宮宰相八條三位大原三位

右も次に名高し

三條内府公是も同斷之九條關白殿下是は彦根侯へ内通也鷹司右府公是も随分よし御上使御登りに相成以は又大もめと被存以殿様は如何之御心得にて御登に以哉御家來衆殿様を皇國

の罪人に被致以ては濟不申以一統腹を御切被成以御覺悟より外無之以

又内敕降下の狀を告ぐる文に曰く

七日主上敕書を以て列卿を被召以九條左府公鷹司右府公近衛左府公三條内府公中山公其外議奏傳奏御掛之諸卿不殘御參内之處主上出御にて赦慮之趣被仰出以處何れも御敬伏にて廟議一決仕以九條公は兼て彦根侯と御同意にて關東へ御内通之處昨日廟堂にて一言も御出し被成以事出來不申以殊に御畏縮被成以由依て救命宣旨の御使今八日早朝早打にて出發に以御使は江戸御老中方之手をはなれ尾張公水戸公へ宣旨を被下以此度何之仔細にて尾張公水老公越前侯を押籠以哉言上可仕どの事救命に違條約調印取とのへ天下を誤以姦者之役人共を尾張前中納言當攝津守水戸前中納言當中納言其外同志之連枝有

志之諸侯へ救命を傳へ速に右之者を可相除との事尾水兩家より天下有志之諸侯存寄を速に朝廷へ言上可仕旨尾水御兩家之御父子より可申傳との事右三ヶ條に實に古今獨歩の御英斷奉恐悦い右は相違無之い今朝粟田様より伊丹藏人御使にて源次郎へ急に爲知との御沙汰にて難有奉存い五六日の間に江戸は勿論天下不日に大震動可致い當月三四日に尾張より二千餘人二手にわかれ出發いて中納言様を御國へ迎歸い覺悟之由御歸國いへば直に御上京と申沙汰に付元より當所へ先日より大道寺始歷々三四人二百人計にて參居い御國太守公は兼て彦根侯とは無二之御合體にいへば如何にも甚御危事と奉恐察い何卒早々深栖大夫君小波の家老に深栖典膳といふを始め御一同に御覺悟御定被成い様奉存い下拙放退之身として可申上事には無之いへども胡馬北風に嘶之情不能止此段貴公様迄御心得の

香亭曰、織田開國皆同其說、

直對の反をのた政の制の
出づ勢敵る捕討對の
にる相はへ士黨の

中洲曰、騎虎之勢欲止而不能、

爲申上以上

八月八日

梅田源次郎

此二書を覽るに鷹司氏等及び水藩の黨が計畫する所の如何を見るべし直躬が意を決して梅田等を捕へたるは實に此等の事情あるが爲にして他の發するに先だち我より發して其政敵を制したるなり世の儒流が當時の事を記して羅織に出づるが如くに傳ふるは一は事實を精査せざるの過ちに出で一は有爲の士が政論に坐して刑せられしを憐むの情に出づる者にして坦懐の公論虛心の史評に非ざるあり

(證)十九日鶴飼御召捕に相成いに付同夜同人の書狀手に入い次第若今一兩日後れかの書狀水府へ回りいへば不容易之處誠に以て天運御盛成御事是と申も間部侯之御決斷惡敷いへば父子召捕も右様に神速之計ひい出來中間敷とあもへば難有扱々大

青萍曰、方今現多此種之士人、
龍溪曰、今人ヲ以テ古人ノ爲ス所ヲ見ルニ、往々兒戯ニ類スル者多シ、焉ソ知ラシ今人ノ爲ス所モ、亦後人ニ其ノ兒戯ヲ笑ハルノ日アルコトナ、
中洲曰、仲尼云、君子不以言譽人、不以人譽言、余平生論當時橫議之士曰、其人可取而其言不可取、其人苟可取、一朝悔悟改其說、則必可大用、是今日中興輔翼之士、所以或出于當時橫議家也、此書所論先獲我心矣、

事の場を逃れし事と大悦奉存し九月廿五日長野の予が我、彼を制せざれば彼、我を制すとの評言は偶然に非ざるを知るべし梅田の此二書ハ唯當時論客の持説と其計畫とを見るに足るべき耳からず又梅田其人の資性を推想するを得べし其危険を履みて國事を策し此間尙ほ舊主の身に倦倦として故友舊僚に死諫を勸告するに至る其勇敢にして惻誠の性あるに非ざれば此の如くなる能はざるべし嗚呼此類の人をして三十年後の今日に在らしめば其嘗て開國を疾めるの心を移して文明の指導者となり國利を長じ民福を増すの業を立つるなるべきに當時社會の氣運否塞して上下の事情通達せず學術湮晦して固陋の雲霧全國を蔽ひ其身を處するの典型ハ靖獻遺言に過ぎずして其國に盡すの指針は春秋に在りとなし遂に開國論者と相容るゝと能はず各自國を利せんとするの心を懷きて互に反對黨を死地に置くに至りしハ唯二

青萍曰、江湖論者動信誤聞、議當世、概此類也、可不慎乎、

黨名士の不幸のみに非ず抑亦我國の一大不幸に非ずや試に更に梅田の書を執りて之を再讀せよ當時太田久世松平和泉守等皆老中の職に居りて其他有司の罷免廢黜せられし者あらざるに書中にハ三氏罷免せられしと云ひ當時屠腹禁錮の罰に罹りし者あらざるに書中にハ此事ありといへり

(案)堀田正睦松平忠固の二人が罷められしハ太田間部松平全三氏の老中に任ぜられし時に在りて堀田が開港説を持して京師に容られざりし事實ハ梅田等の熟知せし所あるべし松平忠固も亦外交の意見畧ぼ堀田の説に同じければ其罷免ハ此に直屬を尤むるの理由とあす可きにあらざり且梅田の書翰に當七日と書すれば七月七日に罷免せられたる者ありと云ふに在り而して正睦忠固の罷免せられしハ實に六月二十三日に在れば彼此相混すべきにあらざりして此後にハ老中に更迭あるを然らば

中洲曰、志賀自殺之原由始
瞭然、
香亭曰、水府察人開繼嗣勅
書下、要志賀金八郎、深秘之、
欲別有所奏請、居數月、志賀
悔其非獲之、欲抵大老邸、疏
陳時事、留二晝夜、歸家、召親
族開宴、即夜自刃、於是大老
悉知水府計畫、遂制之、志賀
死後、官厚資養者以此也、是
大番組萬年綱一節所語云、
萬年養志賀子爲嗣、曾與訣
別安者也、
中洲曰、大久保諸官話、與我
舊主言異同、

書中に退職ありしと云ふは何人を指したるにや但し久世廣周
七月五日より病み依りて引籠りしが十月二十七日に至りて終
に願意を聽可し老中を免さる其免職は是より後の事なれど引
籠りしを斯くの訛り傳へし乎又與右筆組頭志賀金八郎の自殺
の正陸の内囑によりて幕嗣允許の書を公發せざりしによる蓋
し正陸此時期に際して外交の爲に調停の考案を立て繼嗣を一
橋氏に定めんとせしが故に紀伊慶福を嗣とするの勅允を公發
するを差止めしなるべし然るに正陸罷められて金八郎其事情
を告ぐるの人名なきを以て自殺して其勅允掩匿の過を謝したる
なりと予が志賀の姻戚木村芥舟に親く聞ける所此の如し時
議者が遠敷と公唱せしは専ら米國の條約に在りて今日の史家が云々
するも亦此一事に存せしは雖も齊昭慶恕等が直弼を遠敷と勅せし精神
は外交繼嗣の二事を併せて之を論じたり其意京師の命は慶喜を立
つるに在るに其旨に背きて慶福を迎へたるも亦遠敷なりと云ふ者なり
然るに安政五年六月廿四日齊昭等が直弼を以て繼嗣に争論せし時直弼の
慶福を繼嗣とするの勅允を其手に有せしを以て繼嗣の一事ハ齊昭等

又曰、水滸撰其其名、而繼嗣
其實、世間有志之士不知其
實而慕其名、多棄身命、可憫
可惜、

輕く之を論じ去りて専ら外交の事を争ひし其本旨は二事を包括し
て遠敷の案を以て去りて専ら外交の事を争ひし其本旨は二事を包括し
ら上文に引用したる梅田源次郎が坪内孫兵衛に與へし書翰中彦根侯
を包參考ししに彼能く合ふの議を以て公然の争論を起し其意は二事
を以て彦根を制するに足らざるを知らざるを以て公然の争論を起し其意は二事
一事に歸したるなり安政年間政治の故に後日の論議は専ら外交の
受けるを知らざる甲の疑問を以て正陸が慶喜を立つべしとの旨を
乙の疑問(外交の疑問)の期し水滸及公卿の反對なくして勅允を得易
るべしと思惟して調停の案を出し慶福を立つるの勅允を得易
史家の想記するべき一要の事と云ふべし梅田の書中屠腹の刑に遭へる
者ありと記せるは或は志賀自殺の事を京師に於て斯く誤り傳
へたるにや續愛國偉績に曰く志賀某稱金八郎仕幕府爲與右筆
組頭安政六年夏自殺志賀の自殺ハ安政五年七月朔日ハ在リ續愛國
偉績ハ六年と記するハ誤アリ今原文の儘本
文ハ存して此ハ或謂井伊直弼命志賀書尾水越三侯罪案不肯而死
其誤を明にス蓋し近世の史家漠然幕府の失政を尤めて其失政の實何れの點
に在るを窮めず又直弼を以て一大罪人と爲し此見解を胸中に

豫定して後に筆を操るが故に一右筆の死も亦直弼の致す所と
 亦して漫にこの虚構の説を信じこれを記して世に傳ふるに至
 る徒らに其疎莽の著述たるを自證するに過ぎざるのみ石河土
 平ハ繼嗣の議に於てハ一橋氏を立てん時奉行を以て安政五年七月
 六日側近を免せられたる後自殺せり當時に在りて安政五年七月
 けし石谷因幡守程清の男石谷公清に此人自殺の状を問ひしに公服を着
 け其自邸の樓上程清の居居腹せしに意外の結果を生ぜしを以て嫌疑
 ハ受けたるが故に其幕府に背せしに意外の結果を生ぜしを以て嫌疑
 を着けて自居せしならん此事ハ同年十一月の事にして梅田の此に附
 後在るが故に書中の切腹云々の文に相関せずと雖も因みに此に附
 記す當時彦然の方にて二黨相疾みし時期の昏昧不幸の状を推想するに
 足るべし安政五年十一月廿三日字津木が長野に與へたる書に曰く御
 側御動被成石河土佐守殿此程切腹被致し由野不容易事有之見え申
 々云 因みに記す近世の史に堀織部正利熙の自殺を記して安藤
 信陸を諫めて死せりと傳ふるは誤なり初め諸外國の來航して
 條約を我に求むるや國論鎗攘の一方に傾けるを以て幕府深く
 訂約の困難を感ぜしが米露蘭英佛の五國の既に訂約し終りた

堀織部の正自殺の實況

中洲曰、我舊主亦嘗云、世傳堀利熙諫死誤其實矣、

香亭曰、利熙少放蕩、與市井無賴結交、其父豆州久在大坂、向將幽之、利熙懼、謀之幕賓島田熊二郎、島田勸急謀、將謀武以變謀、自是利熙自文、大改其行、嘉永中、自徒前監察、任箱館奉行、多所規畫、然性稍失偏急、其他日不其死者、實是之由云、
 又曰、島田氏嘗多議論、安政丙辰、建豐田築利熙不聽、後遂却之、島田賦詩曰、暮年豪骨未磨磨、又作逐臣向海中、贏得蒼蠅無處到、空洋雨領滿帆風、

れば此に一段落を立て其文を公布したり是を五ヶ國條約と謂ふ又葡萄牙の一國の先きに荷蘭官吏の紹介あるを以て訂約の内議定まり居りしも此他新來の國に一切條約を訂せざるべしと思惟するに際し萬延元年七月プルシア國の使節來航して條約を要求す幕府之を拒まんとせしに米公使ハリス此間に周旋し内議新來の國を拒むに在るも同く歐洲の邦國にして遠く東洋に航せるプルシアの一國を拒むの日本に利にあらず且氣運少しく進めば到底諸國と訂約するの時期に達すべきが故に今日プルシアの使節を却くるの徒らに無益の紛擾を累ねるに過ぎず今より以後來らんとするの諸國に向て予、日本政府に代り現時の狀を告て氣運少しく進む迄の訂約を謝絶すべし唯現に來る所のプルシアの此例を以てす可らずと言へり老中安藤對馬守信陸之を然りとして遂に談判を開きしが直接に其事

に當りしは外國奉行堀織部正利熙なり既にして條款零ぼ定まり其案文を見るに獨乙列國中某々國を併せて連署するの約書あるにより利熙其意外あるに一驚し信睦も亦一國に約するすら尙ほ物議を招くの時期に際して一時に數國の條約を爲すの如何と大に利熙の失錯を責む蓋し當時歐學未だ開けず外事を掌りし信睦利熙の如きも亦獨乙列國の組織を詳にせずして使節の權限如何を定めず其プルシア政府の使節たるを知りて他に帶ぶる所あるを知らず而して信睦も利熙も共に外人に騙せられたりと誤認したるあり利熙此事を悔恨して止まず是より先き利熙の臣水野行藏鎖攘の説を主張して時の慷慨論者に交結せしが横濱の街上に露人暗殺せらるゝ者ありて之を搜索するに行藏此事に與るとの説ありければ利熙躬外國奉行となりて其臣に此等の事あらんにハ譴責を受んとを恐れ之を要ふる

証言の

貫堂曰、當時余在中世局、開信睦利熙面詰之狀、決非諒爭等之事、

利熙の遺言の作はふ疑なり

信睦、利熙、ハリス、皆事實に背け既るの受

香亭曰、封建之世、諸侯第宅有内外之別、不許婦人妄踰限、主人以公事接賓客、必於正堂、内人不得與其坐、如侍妾云々、不知諸侯宅制者也、

に際し又プルシア條約の事起りしかば遂に自屠するに至れるなり幕府因て更に談判を開き遂に他の國を除きてプルシアの一國と訂約したりプルシアの條約は七月より談判を開きて十二月に至り初めて署名するに至りしは是等の紛紜ありしに由るありと栗本勳雲田邊太一須藤蓋し當時信睦外事を擔任して鎖國論者の敵視する所とありたれば其營中に利熙を詰責せしを誤り傳へて利熙が信睦を諫争し之か爲に自殺せしとの訛言起りしあり予又世に傳ふる利熙の遺書といふ者を見るに一篇の漢文にして徹頭徹尾想像の罪を信睦に歸して之を責る者に係る其書中に曰く。米國都督米理勞留。遣使。專論。我。政。務。閣。下。共。被。同。案。辱。之。如。師。父。遂。與。利。典。數。部。是。可。怪。一。也。閣。下。與。渠。結。伯。仲。之。義。渠。贈。衣。帛。珠。玉。巨。萬。閣。下。酬。以。慶。長。正。保。金。一。萬。鎰。是。可。怪。二。也。渠。醉。倒。之。際。挑。閣。下。侍。婢。閣。下。許。而。與。之。是。可。怪。三。也。渠。固。請。築。館。于。殿。山。閣。下。違。許。之。是。可。怪。四。也。此。四。者。皆。國。體。之。大。者。而。有。其。於。此。者。渠。固。朝。廷。固。持。抑。利。熙。是。永。井。尙。志。與。議。論。廢。帝。之。事。閣。下。總。通。使。國。學。者。探。乘。舊。典。云々抑利熙は永井尙志巖瀬震等と共に開港の説を持して専ら條約の事を掌りし人

るに所謂遺書といふ者には公議持重不決戰而決和、僕深憂之と云ひハリスの品行方正嚴毅寬厚宛然たる米民の模範文明國の紳士あるにハリスの謹嚴方正にして而かも勇敢なるは其人に親接して市吏外國公使を護衛せしむる所なり當時暴徒の外人を襲ふも屢に於て市申を往來せし者ありしがハリスは別に騎兵を従へずして公事あるにあらざれば外山せす以て暴徒を避くるを勉めたり之が爲に身體の運動を缺くを以て日夕居室の椽桁を往來して板之が爲に弱するに至れり又芝罘上寺の將軍廟を觀する所如く他の公使の靴を脱せざりしがハリスは進退悉く日本人の爲す所如くにして恭敬の意を表せしこと云ふ又英佛公使が暴徒の襲撃を怒りて米國に歸るに際し五百金を米國教會に寄附して日本の教導費に充てんとを乞ひしが今の横濱海岸の會堂は此金を基本として建築せし者なり(福澤諭吉植村正久の話を參取す)

渠醉倒之際挑閣下侍婢閣下許而與之と云ひ公使館を御殿山に築きしは英國公使あるに渠固請築館于殿山閣下遂許之と云ふが如き其統緒乖辰一も事實を得るものなくして少しく事理を解するものは一見して其經妄の言虛偽の文たるを辨知すべし此書中又渠聞朝廷固持異議論廢帝之事閣下慈惠使國學者探索

香亭曰、此稿初成、島田君造吾殿、談及廢帝之事、予曰、本朝稱例者、有帶法律性者、有帶習慣性者、未聞廢帝亦有法律習慣在、其爲說傳無疑、君曰、我所見亦如此、既而聞之、其說正峭合、

實室曰、慈惠論被無遺、

舊典云々とあり此一事は近世史上の一大問題にして史家多く此遺書を眞とするが故に併せて此事を眞とし傳へり予虛心此事の如何を考へて斷じて其經妄の言たるを信ず試みに其然る所以を考ふるにハリスが此説を進めしといふこと國學者をして舊典を搜索せしめしといふと既に事理に合ひざる者なり加之米使を以て躁暴の人なりと假定するも此時期の此の如き説を出すの必要万之なきを見れば他の諸事と共に虛構の言たるを確知するに足れり夫れ米國が他國の内政に干渉せざるの人の能く知る所にして且其條約の安政五年に決し日米の交際既に定まれり萬延年間米使が朝廷の異議あるを聞きて廢帝説を幕府に勸むるの理あるべからず而して幕府も亦和宮の降嫁を請ひて公武の一和に汲々たりしに實に此間に在るなり幕府米國の位置此の如くなるに何ぞ遂に廢帝の説を起す可んや且夫

中洲曰、近時石川縣暴士害
大久保公亦是已信浮説損
人命、粗暴亦甚、

れ此不祥の擧ハ北條氏が戦争の餘威を以て之を遂げたる者に
して典例の問ふべきものにあらざ故に若し幕府に逆謀ありて
又此逆謀を遂ぐるの實力あらしめバ之を遂ぐるに於て典例の
如何を待たざるべし之を要するに此の如き不祥の擧ハ實力争
鬪の結果に係りて儀文の典例に關せざるなり然るに國學者を
して其典例を探索せしめしといふ其説の妄且迂あるや又辨を
待たざるべし憶ふに當時の儒流外人を疾むこと賊の如くなり
しが故に米公使がプルシアの條約に關して苦慮周旋し信陸が
之を邸に延きて詢る所ありしを誤り傳へ特に米國の共和政體
たるを以て此公使が皇上に不利なる説を出せりとの浮説起り
しあるべし米公使館書記官ヒュースケンが赤羽根に襲殺せられ
しハ其ハリスの好意より日本とプルシアとの條約を助成せん
とてプルシア使節の假館に到りし歸途なりき當時我國人の迷

瀧村雄雄曰、ヒュースケン
暴殺ハ、必シモ舊國條約ノ
事ニ關セザルガ如シ、暴徒
チシテ是等ノ事情ヲ知リ
テ、之ヲ殺スガ如クナラシ
メ、尙ホ幾分ノ見アリト
言フテ得ベシ、願ルニ當時
ノ形勢タル、世間一切ノ災
厄ハ、悉ク外交ニ起因スト
ナシ、外人ヲ見レハ、弱者ハ
磔チ抛テ、強者ハ辱チ侮サ
ントセリ、ハリス能ク此事
情ヲ洞看シテ、其外ニ出ル
ヤ與ニ乘ツ槍チ衝ハシメ、
侯伯通行ノ裝ヲ爲シ、日本
人ノ耳目ヲ驚カサザルチ力
メテ、以テ暴人ノ襲撃ヲ避
ケタリ、ヒュースケンハ然
ラズ、乘馬ヲ好ミ、屢々九段
坂上ノ原、今靖國神社ノ號
馬場トナレル所ナリ、ニ試
乗シテ衆人ノ疾惡ヲ受ケ
タリ、是亦遭難ノ一原因ト
ナリシナラン

妄を懐けるや外人の好意を誤り疾みて常に之に酬ゆるに暴行
を以てしたると此の如し豈獨米使が廢帝論を勧めしとの譏誣
あるを怪まんや前田夏陸は國學詠歌を以て世に名ありし人
せんこゝを編輯所の長となり又陸篤敬喜等に國學を授け水滸其臣籍に
然し當時國學の名家大槻俊實、佐々木謙、服部武勝、其の諸君を
林大學頭、支那に學びしなり、故に水滸、伊東、支那、服部、其の諸君を
水滸少輔、出入したひしが、文久二年十二月、陸に於て、陸に於て、
廢帝の其屍傍に於て、罪状の悉くあり、前田夏陸等、其の諸君を、
之を見、父夏陸に語り、永以前、陸の禮式、亦其事の意、外なる國、
皇評を家受けて、此の禍に遭ひて、詛言轉々起り、遂に廢帝の事、
風評を受、此の禍に遭ひて、詛言轉々起り、遂に廢帝の事、
音填、方今、所、川、地、方、文、字、大、率、其、所、定、也、香、亭、雅、談、卷、下、以、
い、事、ら、浮、言、の、爲、に、在、り、恐、懼、せ、し、見、上、る、に、在、ら、ざ、り、殺、せ、ら、れ、し、も、亦、其、
全、く、究、入、枉、

主在京邸時、稱天誅黨者殺
 處士家里新太郎、與其首、或
 即狀に、交幕吏云々、或來縮
 戒余曰、幕吏指子也、蓋此時
 舊主爲老中、余爲其臣、故誤
 指余爲幕吏乎、然余曾以文
 字與新太郎交、既爲藩吏、々
 事忽忙不暇尋盟、何曾共謀
 國事、果指余則冤亦甚、想常
 時暗刺多此類、今日思之心
 爲惡

徒に出でしを確知するに足るべし○予更に當時の實情を考へて入るに
 狂謀ありたる者の飛語を放ちて人心を激し中出忠愛の如く幕吏謀逆
 上關の評に曰く事則無復及也云々原稿亦恐浮浪之流言の如く幕吏謀逆
 者なり○去政八月開慶帝云々の流言あり國事全承久清川八郎の故
 河田某出い據然人へ被申付専ら御取調有之事由云々文布仕間四月
 和泉後久留米藩主に上つりし書御取調有之事由云々文布仕間四月
 す此に二人當時より奥右木に移せり共目付の誤に名ハ相田宮の助
 河田某の二職を移るハ其例甚稀なり是れ餘年の間古賀一府の時
 後守府に以て安井調所取官を兼れり外國御用立合人易筋取調を命
 の者たるべき例の新進の妻木が之を命ぜらる掛りハ以て傳其月番
 所なるに安藤信隆當時外國事務取扱ひの辭令を以て傳其月番の事
 府營の内人官の辭令種々外部の評を下し甚は別例の機密なり是れ
 りも然るに其後突免官の嫌疑ハ如何なるも亦同一の理由に基く士

學者の不作

の内情を窺い知る者あり是れ長澤木に仕年丸を以て妻木に當る者
 の來仕を被り此を以て主入に疑はれ長澤木に仕年丸を以て妻木に當る者
 其の去りたり吉田ハ才幹あり時死望し聞けり又嘗て妻木の上門後
 年長藩の兵が京師に入らせし時死望し聞けり又嘗て妻木の上門後
 屏に當主人儀要路勤を焼拂ふに國論の左祖あり人心を益惑せられた
 其罪を鳴らし屋敷を焼拂ふに國論の左祖あり人心を益惑せられた
 亦此頃浮説の爲に妻木極悪を受け幕府の當路者より長藩人に内通せ
 びも帝の嫌疑を被り如き極悪を受け幕府の當路者より長藩人に内通せ
 るに解きて疑を被り如き極悪を受け幕府の當路者より長藩人に内通せ
 も亦其一助の疑を被り如き極悪を受け幕府の當路者より長藩人に内通せ
 督米理努留といふ既に都督と言へば其下に記するハ文理より
 推そに官名に非ずして人名たるべきが如し然れども米理努留
 の四字はミニストルの原音に充てたる者と見ゆるときは原と
 官名にして人名に非ざるなり蓋し此文の作者ミニストルを人
 名と誤認して此の如く書せしもの歟是れ天保年間幕吏が英人
 モリソンの名を船名と思ひしと其誤を同くする者あり利根洋

史家の
無識
耶軒曰、島田兄ノ論法、余之ヲ知レリ、先ノ許多ノ體左ヲ掲ゲ來リテ、史家ノ誤謬ヲ辨訂シ、其一冊ヲ出ス能ハザルベキヲ見テ、而シテ後ニ一罵ノ下、他ニ與フルニ腐儒迂儒ノ稱ヲ以テス、史家遂ニ是等ノ稱ヲ甘受セザルヲ得ズ、
青澤曰、予亦嘗聞之於舊幕臣通當時之事者、曰、細氏上書偽也、

學を修めずと雖も外國事務を掌りて吏務精敏ありと稱せらる豈ミニストルの官名たるを知らざるとあらんや此一事を見るも此文の利熙の手に成らざるとを證すべし然るに終身頭を書冊堆裏に没するの史家にして瞭然之を辨知せざる者多き何ぞや况や漢文の疏を呈するが如き幕府の公文書中絶えて其例なきに於てをや又况や死に臨むの諫書を草するに刻意詞章を先にし其平日の公用文體に異なる者を草して以て其言のんと欲するの事實を後にするの理あらんや夫の利熙の遺書と稱する者の當時外交を疾める儒生の擬作なるに史氏其眞偽を辨ずるの識なく之を其著書に編入して今日に傳へたる者なり然れども擬作の能く其人の心を得る者の予敢て之を辨ずるを要せず但其信睦を誣ひ併せて利熙を誣ひて鎖國論者とかし我外交に有功あるハリスを誣ひて暴言の狂夫濫行の鄙人とするが

香亭曰、此書初山、具眼者皆知其偽作、至近世自以大家任者、反爲眞物、殊可發一嘆
又曰、文中引曾子鳥之將死語、曾子以壽終者也、強死之人用之不當也、
青澤曰、論細氏上書之偽、可謂詳矣、而在此書則恐不免冗長之嘆、

故に此に其事實を記して近史の誤を正すといふ予又遺老の言を聞くに利熙の遺書と稱する者は大橋訥庵の擬作なりと言ふ者あれども其文辭鍛煉を缺きて訥庵平生の伎倆の如くならず蓋し漢學書生利熙の死を憐み又巷説に誤られて利熙の心事此の如くあるべしと推測して此文を作りしあるべし且此文の精神を見るに信睦を憤るや深くして其後文久二年正月信睦を坂下門外に襲撃せし暴徒の中に大橋の門生ありしと傳へ其斬姦趣意書と論旨相類するを見れば或は此書の其徒の手に成りしも知る可らず
新嘉坡對州代非伊氏の記内藤忠成の手に成りしは尊攘紀事卷三安魯生通商英米人築館織部伏義固爭稱爲有聲之節其自利熙時論深惜或作其與對州指斥五罪書一時流傳讀者感激云々同上の記利熙がブルシアの條約に關して信睦に誣せしを見れば世に然れども利熙が其條約を非難するの擬作と記せしは他の諸書が眞の遺書と記するに因りて知らるべし大橋順義著國邪小言痛斥外夷四方爭傳後草于代田問答貴難論論幕政失體義徒悔時事者宗之妻弟菊池幸兵衛爲府下豪商散萬金賑恤志

士。一日會同志謀。事。曰。第一橋氏。曰。安藤氏。正大典。因。二橋氏。臣山。本繁三。皇同志。意見。書。繁三。反。復。告。官。官。大。驚。七。士。以。事。暴。有。此。舉。云々。同。上。暫く所聞を記して参考とす

予遺文に徴して梅田の人とありを考ふるに故さらに虚構の言を造りて人を誣るの鄙人に非ず而して其書中實に遠へる事を載せしは當時世上に此類の訛言多くして梅田も亦眞に是ありと信ぜしに過ぎざるべし梅田等は是を以て直弼等を横姦とあし義に於て之を擠さざる可からずと固信し直弼等は梅田等を以て不逞の兇徒となし之を罰して國運を維持するを要すと考定せり其跡着する所を尋ぬるに亦唯政論の方向を異にするの一點より來りて其極途に此に至れるなり然れども是等の人をして互ひに憎む可からざるを惜み憤る可からざるを憤り遂に忠硬の老臣壯烈の論士をして共に血を流すに至らしむる者は政機秘密を極めて當路の困難社會に知られず言路壅塞して議者の衷情政堂に達せず訛

忠府の大

龍溪曰。叙事ノ際常ニ古今制度ノ異同ヲ舉テ其理弊ヲ示ス。著者盛世ノ情。言外ニ溢ル。ヲ見ル。

大時上合變局の下の士有て其爲の害を受く
時上合變局の下の士有て其爲の害を受く

言百出して事情咎悟せしも亦其一大原因たらずはあらず是れ東洋社會の大變局に際會して積弊一時に潰裂し以て此の否運を致せる者にして要するに個人の各責すべきに非ず却て當時遭難殉國の人を追弔して其不幸を悲まざる能はざるあり間部詮勝中山道を経行して九月十四日醒ヶ井驛に着す長野主膳姓名を變じて小川大介と稱し潜行して此地に在り夜詮勝の旅館に到りて密に京師の狀を告げ且反對黨を制するの方略を陳ぶ蓋し直弼の指畫する所にして詮勝悉く主膳の說に従へり

(證)御上京之上の迅速に御取計らひ兼て御見込之通り殿下より直に被達御聞速に御持濟に相成以様御丹精可被下併餘り据え膳の様に相成以て間部様御氣受如何に付隨分下總守様御手柄に相成以様御心得御取計被成以様にとの御沙汰に御坐以九月二日宇津水が長野に與へたる書 ○間部侯も今度は天下分け目之御使に以へば

捕獲した京師の意を人動さす

九月七日に京師に勝つて入るに妙満す

諸士捕へられし水藩の事を知らる

中洲曰、當時京師實無自主説、不過詭所謂者耳、此論切當、

香亭曰、王家舉事、編使賤人傳詔令、是古來慣手法、

一生懸命之思召にて申上し事共一々御承知に相成以間如此に
以へば高貴の方々へ迄は爲及不申ても不日に治り付可申と安
悦存以事に御坐し津木に與へたる野が宇
蓋し主膳の主とする所は京師の説たる水藩及び處士の遊説に基
くを以て此等の士を捕獲して其根據を動かし其聯絡を斷ち京師
の論を緩和して以て其をして自ら退職を決せしめんとするに在
るが如し詮勝九月十七日を以て京師に入り妙満寺に館し鵜飼父
子を捕へ尋て紳家の諸臣小林等及び處士頼三樹等を捕へ深川星
月二日連に病で没せし伏見に送りて之を鞫問し證するに山本貞
一郎の手記及び鵜飼の秘翰を以てせしかば此に別勅水藩に下れ
るの事實を確知するに至れり蓋し水藩に下れるの勅は八月八日
水藩在京の留守居鵜飼吉左衛門之を傳奏萬里小路の邸に受けて
其子幸吉及び薩藩の士日下部伊三次幸吉は姓名を變じて小瀬傳
左衛門と稱し伊三次は小瀬傳

幕府に下されし水藩の事を知らる

水藩の事を知らる

信三に附したる者にして二人乃ち潜行し東海道を經て八月十
七日江戸小石川の邸に達し即夜藩老安島帯刀を以て慶篤に呈し
たるなり同一旨趣の勅書が幕府に下れるは九日にして其江戸に
達せるは十九日に在り實に水藩に下れるより後れたると一晝夜
なり而して慶篤が資始詮勝を延きて勅書を示したるは十九日に
在りて其事は既に勅を奉ずるの返翰を幸吉に附したる後に係れ
り其返翰の文に曰く

謹呈一翰以當月八日の勅詔並御別紙共無相違相違謹て奉拜見
以被仰出以叙慮之趣深恐入奉存以併不肖の身右之風詔を奉受
以儀誠に以て一家之面目感激之至筆紙難盡奉存以乍不及幾重
にも盡力仕り成否は兎も角も追て可奉言上以先御請迄早々申
上以間宜御奏達可被成下以恐惶謹言

八月十八日

水戸中納言慶篤判

二
危
候
の
長
び

上
の
勝
を
起
る

壯
七
を
言
き
て
七
言
を
言
き
て
七
言
を
言
き
て

廣橋大納言殿
萬里小路大納言殿

幸吉此書を携へて間行西上し廿七日京師に入ると云ふ梅田等既に捕へられて辭齊昭及び京紳に連り又諸藩慷慨の士此謀に與かれるの状露れて四方の人心之が爲に大に動き幕吏の之に備ふる愈、嚴にして二黨危候の念是に於て益、長ぜり是より先き訛言あり詮勝の西上は直弼の逆意を受けて公卿を廢黜し延きて非常の計を行はんとすと梅田先づ捕へられて尋て公卿の諸臣を捕ふるに及び流傳の果して眞なるを語る者あり慷慨の士之を聞きて痛憤し博浪の一撃を直弼詮勝の身に試み機に乗じて幕威を挫するの計を行はんと議する者起るに至れり

(證) 九月十八日附鶴飼手紙江戶表へ着いたしは、直に水老出張先第一に赤鬼を切込直に登城一橋を押して將軍に立休は

起
言
の
言
を
言
き
て
七
言
を
言
き
て
七
言
を
言
き
て
七
言
を
言
き
て

中洲曰、妙喻、

敵對の者は有間敷との見込にて江戶にて赤鬼を切込は、京地にては彼の大坂へ兼て御頼の人数を以て爲騒其勢に乗じ一計を回らし可申云々十月廿五日長野の手翰○水戸屋敷より來狀文中に秘物破裂と申事は必死に切込は、隠語之由扱々悪しき巧みに御座し十二月六日津木の手翰○頃忽得江戶之報、尾水越薩將襲誅彦根大老、頭兒聞之、距離三百、日神州正氣、遂未消融也、政府之議、固當合從四家、鎮壓邪氣也、然兒猶有憾焉、事出于四家、吾因人成功、不免于公等碌々之數也、是以兒私不自揣、糾合同志、神速上京、獲問部之首、貫諸竿頭、上以表吾公勤王之衷、且張江家名門之聲、下以發天下士民之公憤、而爲舉旗趨闕之首魁、如是而死、死猶生也、云々吉田寅次郎其父及び叔父に與へたるの書而して此議の稍漏るゝや誤まり傳へて西方の強藩、水藩と謀を合せて幕府を夾撃するの謀ありと云ふ者あり蓋し訛言の一たび起るや恰も雪塊を雪上に轉ずるが如く其轉ずるに隨ひて愈、大を加

訛言に憤怒を激す

藩論を擧げて撃つに及ばずなりし者

諸藩の強盛を廢せんとするは幕府の意に非ざるに征長の敗れは幕府の意に非ざるに始り

訛言を激す

へ遂に人力の之を動かす可からざるに至ること多し詮勝が直弼の逆意を承けて非常の計を行はんとするの訛言は其實を尋ねるに京師の謀士を捕へ因て以て反對の精神を自退せしめて九條氏の關白を保持し是により水藩が京師に有するの勢力を壓せんとするに在りて其期する所の精神は外交條約の救允を得んとするに存せり而して西方の諸藩が兵を擧げんとするの訛言は諸藩慷慨の士が水藩攘夷の説に動かされ且幕府に異圖ありとの巷説を信じ幕吏が救旨に違ひて外夷に親昵し以て國計を誤まると爲して直弼詮勝等を撃たんと計りしに過ぎず而して水藩を除き其他は一二少數の士人が襲撃の説を唱へしに止まり藩論として之に與みしたる者未だ嘗てあらざるなり

(參)前段に引證せし吉田寅次郎の書及び長野宇津木の手翰によるに當時西方諸藩の士が幕府の罪を問はんと議せしことは真

に是ありしなり然れども是れ其少數の論に止まりて決して藩論と言ふべきに非ず蓋し強大の諸侯が意を幕府に絶ちしは征長の幕兵が一敗したるの時期に在りて然るに幕府が安政年間訛言に誤まられて一時驚擾せしは左の書に因て之を證すべし曰く薩長土より軍船差向いしと申一條も大坂堺兵庫等へ京より物見の與方同心追々差遣し彼の國々の藏屋敷等内探いたさせし處一向夫等之模様無之至て靜謐之由申來尙西國筋へも隠密之者遣し有之し由渡邊金三郎京都町より申來大に安心仕し九月廿五日薩州は家督にて公儀への御禮等に多人數家來も出以由長州土州は兵庫大坂等の御固にて御人數出以事にて全く跡形なき事には無之との御沙汰に御坐し夫等を種として水藩の人氣を引立以謀計に可有之如何にも能きもの御手に入り重疊之御儀と奉存し津木の手翰

波瀾の士を控

史家の義務に於

文久年開闢の間に安政の間に異なるに

山洲曰、諸名士當首肯于地下、
龍溪曰、異説同愛ノ一語、兩
黨志士ノ心事ヲ盡ス、兩黨
ノ士地下ニ相逢ハ、一、笑
ノ外無キヲ知ル、

此の如き紛擾の時期に際しては忠硬の臣義憤の士が唯其見る所を異にするの故を以て相疾視し刑戮の禍に逢ひ暗殺の殃に罹る者其例比々之あり非伊直弼が櫻田に死し安藤信睦が坂下に傷し西郷吉之助が大島に誦せられ成就院月照が薩海に沈み梅田源次郎日下部伊三次が獄中に斃れ吉田寅次郎橋本左内等が刑場に斬られし如きも亦皆此政海洶湧の波間に捲倒せられしあり我徒今日海内一家中外親交の世に在りて軀を閑窓の下に操り以て往事を公書するを得るは此等有爲の士が身を邦國に致したるの餘恵に出づるが故に其形迹を措き其心事を明にして異説同愛の士たることを知らしめ以て腐儒の陋見を破り史上無限の雲霧を筆端に排するは亦此等の人に酬ゆるの一端に非ずや二黨の士中尙も磊砢の氣象を有する者は既に前生の憤争を忘れ却て不幸の時期既に経過し去りて今日の社會を現出せしとを互に地下に祝する者

世儒の所見の矛盾

寛政の奇士の所見の矛盾

るべし後年長藩に開鎖の二黨並立したるに當り永井雅樂は公武一致外交修睦の説を執りて久阪玄瑞武通等と相容れざりき此等の人は史家の認むる所あるに安政年間二黨の事を記するに至りては常に此公正の精神を有する能はずして漫に直弼詮勝信睦等を貶す是れ予が今日の史家も亦鎖攘の夢尙ほ全く覺めずして舊時の遺文に誤まらるゝと明言する所以なり
(案)續愛國偉績には永井雅樂久阪玄瑞の二傳を並掲して齊く之を稱し殉難草には二人の詩歌を列載して共に殉國の士たるを認めたり此見甚だ可ありと予を以て之を見るに直弼の反對諸士に於けるは猶ほ永井雅樂の久阪玄瑞等に於けるがごとし世の腐儒之を察せずして區々偏僻の私評を下すは眞に解す可からざるなり因て憶ふ林子平嘗て高山正之を嘲りて曰く彼れ

京師の
多事は
野の長
決す案

中洲曰、是余前評所以謂藩
臣假藩主成其志也、

泣癖あるものなりと夫れ同く憂國の士と稱せられて其憂ふる
所を異にするに此の如し之をして同時に政界に驅馳し其所見
を執りて相争ふの地に立たしめば開明の社會に於て言論の敵
となり未開の時期に於て流血の不幸を見んと必しも之れ無し
とせざるあり若し世儒の見解に従て一正一姦の稱を異見の士
に下さば二人を傳ふるに於て果して如何に之を區別すべきや
傳者子平正之の事に於て共に之を稱道して嘉永以後の政史を
編むに至り獨此寛容の見を缺くハ抑何ぞや
此時に當り幕政に參して京師の方面に當る者は老中間部詮勝所
司代酒井忠義にして上に在りて之を輔くる者は關白九條尙忠
あり然れども眞に大政の機關を京師に動かす者は此等の人非ず
別に其背後に坐する者ありて天下の事往々是より出づ即ち尙忠
の意は島田左近の心を映じて左近の心は長野主膳の案を寫せり

諺者の
憤怨の
直一
る身に
集

又曰、或云、直弼非姦人、其謀
臣、長野主膳不免姦、此言或
當、

又曰、當時雖水戸烈公、其名
譽多出藩臣、而直弼則
獨身當大政、是直弼之所以
不凡君、

詮勝忠義の臣には主として之を輔くるの顧問あくして獨立の運
動を爲すが如しと雖も其實は主膳の指畫せる範圍を出でざるが
如し此間政界を定めて其臣を驅使し其れに倒用せられざりしは
直弼にして功過共に躬其責に任ずべきは勢の自然に出づ安政年
間諺者の憤怨が直弼の一身に集りて之を辭する能はざるは免れ
ざるの數と謂ふべし
(證)直弼の大政を執るに當り其密議に參せしは新臣には長野舊
臣には宇津木の二人ありしのみ其他は藩老と雖も其藩内の常
務を掌るに止まりて一も大政に與かりて輔翼の任に當る者な
かりき又直弼の生涯は全力を大政に傾けて其藩政を視るは僅
々二三年に過ぎざるが故に直弼卒して其藩論一變し藩勢頓に
挫けたるも亦偶然に非ざるなり藩老岡本半介は梁川星巖に學
べるの人にして其政論直弼と合はず嘗て上書して水藩の議に

直弼は
内外に
異論を
有せり

與みせんことを勧め又庵原助右衛門初め虎吉と稱し主税助と稱せと記せるは以て通稱す梅田の書中に主税助等と共に苦諫せしとあり又安政五年八月五日長野の上書に岡本も近々出立之由に付可相成は御大事の折柄心得違ひては御爲不相成と存じ三條殿の事に托し段々論じ以處得心参り以て大に被悦先々當分安心仕し又文久二年閏八月彦藩二郡上知之命を受けたりしが其十一月藩臣加藤吉太夫が井上河内守に呈したる書に二郡上知之儀は全く先掃部頭在職中不都合之次第柄有之故之儀にも可有之哉然るに先掃部頭在職中勤向之儀は家來共への重役を初め申談し事一切無之總て御公役方と評議之上夫々台命相伺ひ取計以趣にて在職中彼此諫言仕し家來共有之へば公邊之儀は歴々御役方万事御評決之上御處置被爲在し事故決して其方共之案思に不及旨申聞しと以て直弼の獨力政途に當り内外に

忠義の進強
一義の進強
忠義の進強

直弼の進強
見近の進強
司近の進強
等近の進強
氏近の進強
九近の進強
條近の進強
位近の進強
在るに

良輔なかりしを見るべし

初め梅田等を捕ふるに當り忠義は躊躇して手を下すに憚りしが主膳の切に之を論ずるに及びて遂に決せり然るに小林等既に捕へられて京紳及び水藩の勢力挫折せらるゝに至り忠義の氣力頓に加はり詮勝と共に公卿の處分を議して直弼の意見を問ふ蓋し直弼の主とする所は關白尙忠の位置を維持せんとするに在り而して鷹司近衛三條等の諸氏と九條氏とは持論方向を異にして朝廷に協同する能はざるとは恰も齊昭と直弼と幕府に聯立する能はざるが如くにして九條氏を立たしめんとせば鷹司近衛等の諸氏を退けざる可からず鷹司近衛等の諸氏を進めんとせば九條氏を罷めんとを要す是れ水藩の黨が先き九條氏を退くるの計畫を立てたる所以にして直弼の之に反對して鷹司近衛等の諸氏を除くに決せしむ亦同一理由に出でずはあらず而して忠義は此

前後の
説を
異に
す

直勝、
詮勝、
忠義、
異見、
案に
見る

香亭曰、難哉兵庫開港、

間に處り初めは此等異黨の公卿を調停して朝廷に並立せしめん
とを試みたりしも直弼は之を聴かずして其謀士を捕へ以て鷹司
等諸氏の退身を促がさんと謀れり此時期に際して幕吏の考案を
通考するに直弼は嚴を主張して忠義は寛を勸懲せり既にして後
計を議するに至りて忠義及び詮勝は公然刑を堂上に及ぼさんと
して直弼之を聴かず罰を處士と紳家の從臣とに止めて公卿の退
身を促がし刑を之に加へざるに決せり或は言ふ此時に及び詮勝
忠義は兵庫開港の救允の得難きを慮り他港を開きて之に代へん
とするの説を建つ外交の一事に於て此の如く一步を退くの政略
に出でんとするが故に公卿の處分に關して一步を進むの方策を
示し以て直弼の意を測りしなりといふ此説果して詮勝忠義の心
を得るや否や今之を確知するに由なしと雖も左の諸書を見るに
此説大に憑據するに足るものゝ如し

公卿
の案

鷹司氏
父子を
流刑に
せしむ
るに
説

直弼
の處
分
を
指
令す

中洲曰、起大獄非直弼初心、
可以見矣、

鷹司殿父子之儀ハ今般一件之重犯人に付此儘にて相濟ハ
再度之謀計も難計ハ間有家來小林民部金田伊織之兩人吟味
申口を以て難差置一條に相成ハ上右父子を遠嶋に被仰付ハ
更に外堂上方口出しハ者無之可及御靜謐左ハ近衛殿内
覽御辭退之場合に引付九條殿御復職に相成ハ様相治り可申
の若狹守見込に付御考論之趣熟讀御趣意御尤に存ハ尤兩人吟
味口より難被差置御筋合にハ重き御咎被仰付ハ共子細ハ
無之ハ共可成丈ハ穩當の御取計にて此度之一件一ッ橋を兩
城ハ入可申との巧みより外夷御取扱之儀を惡ハ様に申立ハ水
府隱謀之次第柄達秘聞事實御分りに相成ハハ隱謀荷撥之向
ハ夫々御咎めも付ハ様自然と可相成左ハハ九條殿御復職の
道も付近衛殿にも御辭退に相成御安心の場合に至り可申嚴科
を以て一時衆人を威伏爲致ハ方ハ何分不穩御處置向後御取締

鼎軒曰、是書ノ如キハ川原
最モ周密ニシテ、彦侯ノ苦
心ヲ察スルニ足ル者アリ、
此精神世ニ知ラズ、身慘
禍ニ罹リテ宛テ死後ニ被
ル、悲ムベキ哉、

も不宜哉と被存以尙御考量可被下十月六日直衛が詮
御申越し至極御尤之儀素より兵庫を閉以へハ萬事御都合も
宜以御事は疾より心付居以儀にて是迄時々懸りの者共へも討
論に及以へ共段々の次第柄にて何分六ヶ敷第一彼の相望み以
眼目之場所に付たどへ來春彼地へ參り如何様故障を付代港之
儀申諭以共迎も取整可申共不被存其上アメリカ而已からず先
頃追々參り以諸夷へも條約相濟以事に付尙又彼には強みも有
之強情に申立條約破れ以處迄之勢ひに可相成と被察以事にて
詰る所の争亂之覺悟之上からては代港之儀相整申間敷左以ハ
還て宸襟をも被爲惱以期に至り可申儀往々之御大事に有之
今日之所にてハ朝廷之思召一事として通徹不致處御不滿に思
召以段ハ何共奉恐入以へ共右邊之儀ハ御發途前にも兼て御咄
合も有之事にて貴様以ハ御承知も御坐以次第に有之兵庫開港

香亭曰、兵庫開港之難如是、

中洲曰、直衛亦有戰爭之論、
世人所不知、

之御取計に相成以儀は聊以恐臆之御處置には無之儀と存以間
如何にも御丹精被盡御申解に相成以様仕度今度御使之專務天
下之御爲に以間何分にも御骨折被成以様一同より申上以猶又
如何程御申解被成以ても御承引無御坐節には致方も無之其砌
は又々可被仰下左以はハ戰爭に決以し以より外無之何分穩當之
掛合にては代港之儀可行届見込更に無之御勘考可被下以同上
の未だ大老に任ぜざるや兵庫開港の不可を論ずる書草したる被
り安政五年四月に草せし建案中に左の文あり曰く數港御開き被
被爲儀は彼に懸願難止付如何にも無據御兵庫申諭し右港は深く
至りに相成以亦前説を更めて之を就職の後兵庫の開港を拒むを
疑問に生じ送外に維新の頃一大難問にして公然たる開港の許
○慶應元年十月朝延の頃三條約を開くを允して兵庫は豫之許
紀十二月を薩藩奏議止之期せしり同三年五月漸く兵庫の開港を
布告せり

此二書は直弼が公然詮勝に答へて公卿を處するに法を以てす可からず外交に關しては訂約の移動し難き所以を論じたる者にして當時詮勝忠義と直弼との間に異見の端を萌せしを見るあり然れども是れ眞の公文に係りて尙ほ表面の事迹を見るに止まり未だ其眞相を窺ふに足らず更に私書によりて其裏面を窺ふに此公然の往復ある所以の者は別に其基く所あるを知らざる可からず同日宇津木が長野に與へたる書は前二書の註釋に當つべきものにして當時の眞相を知らしむるに足らん其略に曰く

御所司代枝葉に携り肝要之所に御心附無之故三浦七兵衛酒井の臣にして小姓頭を勤め事ら京師の事を掌りし人なりへ嚴敷御説得被成下ら次第御紙而拜見切齒致し右様御あせり被成し事に付其次第被仰上らは御手ぬるく可被思召との御懸念にもい哉今度之重犯人は鷹司殿御父子に付小林金田之吟味口より御父子を遠嶋に被仰付らは

外堂上方口出しし者無之近衛殿内覽御辭退九條殿御復職に可相成と被仰越ら斯迄之御意氣込にい今日迄之御處置御手強く可被成處右様被仰越らても關東にて御取用無之と申事疾く御承知にていかめしく被仰越ら儀何共笑止千萬依て御乗合さく御返答被仰遣ら間部侯も表は強く見えらへども内實は鋭氣くいけいと見え兵庫を閉らいすらくと相濟可申亞米本國へ使者を以て何様にも懸合代港にて爲濟ら様相成らいら可然との御談じ夫さへ出來ら事あれば下總守様御上京にも及不申今日之場合と成らいて何分條約變じ事難相成強て變じい時にい曲我に在りて後日不埒之事有らいても制し事難相成に付條約を守り彼れの曲を待日本之威を示しい時にい信義を以て伏従爲致しとの儀は飽迄御承知にて今日前文之様成事被仰進君上にも甚御危踏被遊らに付委細御紙面にて被仰遣

京師の
少く二
條氏、
九條氏
の止む

十月十
九日尚
忠内

忠義再
の調停
爲し、
勝朝、
東歸、
思ふ

京師の
分要の

いへ共貴様にも御心得御鋭氣御引立被成し様可被成尤前文兩
條極秘に被仰越し事に付泄れし様相成して一大事貴兄御心
中に秘し被置御大事の場合に付何分御丹精被成し様にと被仰
出い云々

此の如き往復の後京師の勢少しく變じ十月八日二條氏、九條氏に
來りて其辭職を止む然れども尙忠出で、條約の許否を廷争し再
び孤立の位置に陥りて敗を取らんことを恐れて遂に起たず十五
日夜天皇書を賜ひ疾を力めて參朝せんことを論さる尙忠感激し
て遂に復職に決し十九日參朝して京師の狀大に變ぜり然れども
外交の件に於ては兵庫の開港至難の問題とありて遂に之を決
るに由さく鷹司氏等の勢力尙ほ甚だ熾にして忠義再び前説に復
し調停の計を立て詮勝も亦久く京に居るの困難を感じて東歸の
思を起せり故に關東より指令して間接に京囚を處分する能はざ

領を以て
江戶に
移すに
決す

四月廿
十日、
勝朝、
條約、
事、
情、
を、
奏、
す

十二月
朔日、
軍、
宣、
命、
を、
行、
ふ

二條氏
東下し
て、
調停、
を、
試、
み、
ん、
を、
直、
彌、
を、
以、
て、
見、
な、
す

香淳曰、天保中伊三次承賢
侯命仕水府老公、弘化元年、
老公蒙難、近臣皆屏居、伊
三次潛出、寓吾外、朝川善庵

るの事情を生じたりければ悉く之を東送して江戸に訊鞫の廷を
開くに決す然れども關白其位置を保つを得て奏上の便路此に開
けたるを以て十月廿四日詮勝參朝して假條約の事情を奏す大旨
は嘗て書を以て奏上せる者の如くにして更に傳奏に對して分疏
の問答あり翌日家茂を將軍に補するの宣旨下れり尋て二條齊敬
大納 將軍宣命の敕を奉じて東下し十二月朔日家茂宣命を江戸城
に拜受す二條氏は先に九條氏の辭職を勸告して鷹司氏等と共に
水藩の政略を助けしが諸士捕に就きてより後少しく其方向を轉
じ此東下を機として直彌と相見、二黨の調停を試みんとせり直彌
之を辭して曰く詮勝西上して奏言未だ局を結ばざるに宣命を帶
びて東下したるの敕使と私に相見るは徒らに在京の詮勝を困惑
せしむるの憂ありと遂に相見ずして止みたり其實は齊敬の舉止
如何を疑ひて其會見を避けしかり是より先き鶴飼父子及び日下

翁、及其就捕、官道菅朝川
氏、時翁父子已歿、家人以不
知情對、凡是等事、大抵小人
微上意、以廣求其連累爾、然
而此弊至今不已、

忠義再
のび調停
主張す

部等を江戸に鞠し尋て京囚を東送するとなり東海道を経て十
二月十九日江戸に達す此の如く謀士を關東に糺すに着手したる
も公卿の處分は未だ定まらずして幕吏の間に議論紛々たり此時
期に際し忠義は調停の前説を主張して早く局を結ばんとせしが
直弼聽かずして曰く鷹司近衛氏等は關白大老相謀りて非常の計
を行はんとすと告げたり是れ今回の大詔降下して危疑の人心を
動かす所以の大本なり關白既に職に復すと雖も此一點自せざれ
ば再び同一の騷擾を發するの虞ありとせず所司代が公卿を待つ
に寛優の法を以てするの議取るべしと雖も自冤の一事は之を曖
昧に付すべきに非ず是れ敢て他を窘むるに非ざるあり實に後害
を防ぐに在りと

(證)十五日三浦七兵衛被參申には今度堂上方自縛さへ被成ら
れ關東より尋問無之様可致との諸司代思召之由申に付堂

幕府の
約する
已むる
得ざる
事情を
奏し
解意を
釋する

上方自縛被成ら節御大老始之謀反等被申立は次第全く心得違
之旨所司代より御糺しにも相成らぬ其上關東より別段御尋
問の有間敷いへ共是迄之如く大老之謀反等之事吟味は様江戸
表より申來いても夫れは御大老之御私事として御糺も無之故
此間之救説にも矢張殿下と手を引け杯之事被仰出は位之事故
縦ひ堂上方自縛被成らても右等之邊迄明白に不相成て關東
より御尋問無之とは難申^{略中}如何にも後々御取締肝要之事に付
成丈之御宥免の御坐いても邪正之御糺しは肝要之儀と奉存^ハ
^ハ十二月廿八日宇津木
^ハ長野に與へたる後

而して外交に關しては幕府好みて海外諸國に通ずるに非ず時勢
の變遷によりて之を致せる者なるが故に時機を測り智力を盡し
て漸く之を遠ざくるの計を立つる旨を奏す聖意是に至りて稍解
くるを得たり是歳十二月晦日詮勝が直弼等に贈れる書に此事情

を窺ふに足るを以て之を左に掲ぐ
 當春爲御使堀田備中守被差登亞墨利加條約一條委細及言上ハ
 處神州之大患國家之安危に係り誠に不容易奉始神宮御代々ハ
 被爲對恐多被思召東照宮以來之良法を變革之儀は國人心の
 歸向にも相拘り永世安全難量深被惱慮下田開港之條約以後
 假條約之趣御國威難立諸卿群議にも後患難測猶御三家諸大名
 再應衆議書面を以中上且假條約之儀も不被仰上前に取結ハ段
 恐入被思召ハ共其初魯西亞英吉利佛蘭西等追々渡來仕ハに
 付假條約御取結無之ハ以ては跡々之者共御取扱方御六ヶ敷より
 不得止事條約調印迄に相成ハ儀等委細其節之次第柄内外密事
 等迄及言上殊に不容易隱謀有之哉にて堂上方其外ハ種々之手
 段巡らし外夷一條爲混亂其機に乗じ隱謀を可相遂内存にも相
 聞之内亂を引起非望を希ハハ隱謀之向有之實に内外大患を一

香亭曰、終始不指其名、妙共

時に可引起萬一爭端を開ハハ三百年に近き太平忽ち紊亂之
 世と相變可被奉安宸襟期も有御座間敷自然關東之御力に不被
 爲及譬大藩御守護中上ハ共戰爭と相成ハ以ては乍恐皇居御安穩
 可被爲在様無之戰爭敗亡之後條約取結ハ様相成ハハ既に清
 國同様之姿夷人十分之處置願通に不被仰付ハ以ては承知不仕様
 成行温恭院様御配慮被爲在ハ旨及言上其他掃部頭初同列ども
 心配之趣意併軍艦銃砲御全備に不相成内は必勝之利無之假條
 約之通御聞濟被成下置追々右等全備に至リハハ思召通如何
 様共御國辱に不相成様御取討方者幾重にも可有之旨精々盡丹
 精參内之節も愚辨之及だけ申述ハ其後九條殿より十一月以若
 狹守被仰聞ハには奏達之處不得止事情とは被聞食ハハ共猶被
 慮ハ當春以來に不被爲替唯々貿易取結御免に相成ハ以ては譬五
 六年は借置一日にても夷人と國民馴合貿易商館相極めハ時は

去る六月伊勢へ公卿敕使被發遣以節宸筆宣命之御趣意にも組
 斷致し中々以容易に御聞受可有之御姿無之に間即先般申上置
 以通一體外國御取扱方之儀容易之事には無之關東に於ても御
 沙汰之通相成儀には、斯迄御心配は不被遊縦ひ何様之譯
 柄有之に共重き敕諭之儀に付如何様にも御處置被爲在敵慮相
 立儀被遊度思召に在之に、共追々英佛渡來之期に至り和戰
 之二道御決着之境に付御累代御委任之御場合を以御決斷有之
 併被仰上無之調印相成儀は御斟酌被思召温恭院様深く御心
 配被爲在被仰合儀御趣意此程申上以通り之次第殊に双方調印
 爲取替以假條約引戻儀は迎も出來難仕只今引戻之儀如何様
 及談判以共決して承伏不仕今般御沙汰之次第にては條約を破
 り戰爭を仕儀に、被仰出儀も御同様之儀此方より條約を破
 りは、彼に名有て我に義なく各國擧て不信不義の名を唱へ

香澤曰、當時外交家之困難、
 可想見矣、

香澤曰、内外事情就得明晰、
 松室亦廣長舌哉、

軍艦差向は、當時船砲之御備も不相整無謀に兵端を引起し
 以ては勝算無之而已、あらず三百年に近き泰平も忽亂世と相成
 可申目當も無之兵端を開き得失輕重何之所に可有御坐哉、營夷
 族を帝都へ可被召呼敕諭出以共國家之御爲不相成儀は御奉行
 難被遊既に假條約爲取替相濟以上之儀に付何様御沙汰御坐以
 共當節引戻方之儀は内外危難を招く儀に御坐以強て引戻以に
 は戰爭と覺悟仕以、外無御坐然る處軍艦大砲之兵器全備不仕諸
 大名迎も同様不相整上下疲弊之折柄如何様神國之勇武を振ひ
 及戰爭以とも彼者年來實戰に事馴れ軍艦砲器自在を得彼同盟
 之國々申合御國四面之海岸へ軍艦數艘差向放火亂妨に及以節
 は御國一ヶ國にて萬國を相手に引受以儀差當り只今之防禦さ
 へ手段無之其上隱岐佐渡を初海中孤立之嶋々者忽彼に奪取ら
 れ以場合に至は、皇居も御安穩可被爲在様無之億萬生靈之

香亭曰、兵庫開港如斯其難、

艱苦如何計に可有之哉實に其患害難申上盡戰爭後終に和議を講じしは十分之條約取結難居の勿論地所貸渡彼が意に隨ひ不申ての難叶清國之姿荒増申上乍恐幾應も御諫諍申上當節無餘儀次第被爲聞召分往々敎慮相立し様取計可申公武御合體被爲在度との事に付當六月伊勢公卿敎使被發遣し節宸筆宣命之御趣意にも齟齬致し段何とも奉恐入敎慮之所御尤之御儀奉存以へ共關東之情態倨傲不遜あど、事々敷申觸し以者有之妄言虛説等漸々天聰を汚し以哉之趣相聞え悉遂吟味し以重罪に當り以者も不少哉厚き敎慮も却て御趣意に觸れ以儀と實以奉恐入以儀に付嚴重吟味仕明白に入敎聞し様可仕京關共に此節追々吟味取懸り罷在し云々と迄申上し段の先便申上置し處今般別紙之通り再九條殿より所司代若狹守を以被仰しには亞夷之子細能々分明に御承知に以へども皇都近國大坂出商賣丈少

假令事約の條に於ては、
條約の條に於ては、
條約の條に於ては、

十二月十日
内証
受領

にても被止且夷人雜居遊歩等總て唐蘭同様との御趣意にて人民馴合邪教傳染之時の神國之風俗も自然と崩れ易く其時に至り悔し事眼前に有之と思召是非唐蘭同様之取扱に可相成様と被仰出し趣尤先々之儀の極密之義にて内々九條殿にも御内含有之儀筆頭を以て難申上筋合に御坐し尙私歸府之上篤と可申上委細別紙之趣被遂御一覽御承知可被下し様奉願し事
前狀を報ずるの同日天皇詮勝を廷に召して左の詔命を下附せらる此儀に參せしは關白九條尙忠傳奏は廣橋光成のみにして萬里小路正房は與からず蓋し其持論に異なるが故に病を以て之を避けたるあり其敎文に曰く

畿夷和親貿易以下之條件皇國之瓊瑾神州之汚穢既先朝にも甚被惱敎慮被仰出之御儀も被爲在し當御代より被始行以ては實に被爲對皇太神宮御始御代々恐多無被仰譯深歎被思召しに付

中洲曰、違勅疑案至此水釋、故世雖評直躬爲違勅、直躬則當自信爲奉勅、

違勅の疑案

日夜被惱敵慮ハ御趣意者春來度々被仰出ハ御事ニハ處今般間部下總守酒井若狹守上京後彼是言上之趣ハ大樹公已下大老老中役々にも何れ於蠻夷者如敵慮相遠け前々御國法通鎖國之眞法に可引戻段一致之儀被聞食誠以御安心之御事ニハ然る上は彌公武合體にて何分早被回頁策先件之通可被引戻ハ於不得止事情は審御水解放爲在方今之處御猶豫之御事ニハ殊神宮并京師近海之儀は先日申達ハ通全御傳國之神器被相重ハ御事ニハ間宜在御勘考被仰出ハ事詮勝が京師に入りたるは九月十七日に在り此に至りて百有三日を経たり此間計畫を盡し辨疏を力めて此勅書下るとを得たり夫れ世儒が今日に至る迄直躬を痛斥する所以の者は勅允を待たずして米國に假條約を結びしと云ふに在り是によりて直躬を勅するに違勅の罪を以てせり予を以て之を見るに違勅の二字は齊昭

違勅の反字對出勅史に存するに疑はざる見留上の告

の上書に見え梅田頼等處士の文書に見えて要するに直躬と反對の位置に立ちたる政敵が使用したる言語に過ぎざるなり抑政敵並立して相疾視するに當り甲は乙を尤めて隠謀ありと曰ひ乙は甲を責めて違勅なりと曰ふ之を以て互に攻撃の論鋒を磨し捷を政界に制して自説を實行せんとするは其事固より怪むに足る者なし然れども朝廷の文書と前後の事實とを推察するに違勅の二字は史上に存留するの迹を見ざるあり想ふに違勅の字面を論場に生じたる所以の原を考ふるに安政五年八月八日水藩に下れる勅文に「皇國重大之儀調印後言上大樹公敵慮御親之御趣意も不立尤勅答之次第に相背輕卒之取計大樹公賢明之處有司心得如何と御不審被思召ハ云々」とあるにより幕府に下れるの勅當時の論者が假條約を訂せしを以て違勅の罪ありと勅せしあるべし然れども虚心此勅文を案ずるに有司の處分が勅旨に合はざるを疑ひ

香亭曰、自詮勝之辨疏說起、入遠勅云々之論、遂及梵鐘銷解之令、與論言如汗之說、詳則詳矣、而在此般史部之書、則覺冗長、若不節略則恐來好虛飾之譏、

之が辨解を要むるに在りて直ちに斷ずるに違勅の旨を以てしたるに非ず其有司心得如何と云ひ御不審被思召と云ふは分明に疑問の文字にして斷定の辭句に非ざるなり若し世儒の解釋に従はん歟違勅の事既に決する者なり違勅の事既に決せば何ぞ不審の字面を用うるを要せん何ぞ三家大老を召すの令を下すを要せん又何ぞ幕吏に上京して辨解せしむるを要せんや其三家大老を召すの命を下して更に理由を辨解せしめんとせしは則ち不審云々の精神と前後相應じて疑團の範圍を出でざるの明證にして直ちに違勅の罪を以てせざりしと斷じて知るべし其後詮勝西上して分疏陳謝するに及び朝廷乃ち假條約を訂せるの事情を照察し其眞に己むを得ざるに出でたるを諒して其疑團を氷釋せられしと上文所掲の勅文に見ゆる所の如し事實の世に發表する者此の如くなるに拘らず後の史家尙ほ當時反對黨の攻撃に使用せし言語

梵鐘の令を出して汗の旨を以てして評するに非ざる

汗の旨の格

中洲曰、呼秦以虎狼、當時六國皆秦之敵耳、後世學者無怨于秦、猶秦與六國之辭曰、虎狼秦、虎狼秦、與此同矣、

香亭曰、篇中第一大議論、一層重一層、一段明一段、條理井然、如裁列宣言、然予嘗謂、熊澤藩山孝經外傳、論平治之亂、情實兼該、彼此斟酌、如乘槓衡秤物、非世間庸儒所企及其與、辨政經論國家、非偶然也、開國始末一書、正堂堂時大審判、予觀此以下作者、竟非蘇耆堆中之人也、雖然後日之事、安得逆知乎、

を踏襲して責むるに違勅の二字を以てするは何ぞや蓋し是等の史家大抵事實を精査するの勞を取らず加之其胸中鎖鑰の迷想を全脱せずして漫に好惡を所に僻するに過ぎざるあり予が此評の架空に非ざるとは之を梵鐘銷解の令に證すべし安政二年春幕府が梵鐘を銷して砲銃を鑄るの令を發せしは將軍の獨斷に出づるに非ずして實に詔命を奉じて之を天下に令したるあり然るに僧徒が知恩輪王の二宮に訴へて之を止めんとを請ふに及び其事遂に沮格せられて銷鐘の令廢せられぬ夫れ論言如汗とは一出して還らずといへる譬論的の格言なり之を解して號令苟もす可からずとの義を示し出入常なきを警戒するの言とせば則ち可あり若し世儒の見解に従ひて一出の令終始變ずるを得ずとの義なりとせば天下古今此の如き空疎の格言が實地に行はれたるの時期あるを見ざるのみならず其政理と矛盾すると尤甚しとす夫れ命

を發するの權ある者は又之を變じ之を廢するの權無かる可からず同く聖斷に出づる者にして後令の前令を廢する能はざるの理あることあり而して聖意を輔翼して時運に應ずるの治道を行ふは啓沃の責に任ずる大臣の職任あり抑法律は主權者の命令にして敕を奉じて此命令を公布するは君主國の恒例あり若し如汗の格言を誤解して一出の敕令遂に動かすを得ざるの義とせんには一たび定めたるの法律は遂に之を改正する能はざる乎維新以後我政府が大に外交を修めて以て今日の社會を現出するも亦令を發するの權ある者は能く之を廢し又能く之を變ずるの權あるの致す所にわらずや世の迂儒此政界の通義を解せずして區々の説を爲す者は其極將に帝者の戯言をも併せて之を成さんとするに至らんとす其の柳州の爲に笑はれざらんこと難いか否夫れ假條約の一事は聖主嘗て斷ずるに違敕を以てし玉はずして世の史家

龍溪曰ク、違勅ノ評論誰カ
之ヲ違論ニ非スト旨シヤ、

漫に之を言ふ而して梵鐘の事に至りては恰も其例を同くして彼等違敕の二字を下さず獨假條約の事に異然たるは豈是れ公平の觀察ならんや予が斷じて其好惡する所に於て僻すと評する所以あり彼等又或は言ひんとす假條約を追諒するの敕命は幕府の奏請により關白の周旋に出でたるを以て前令を動かすに足らざるが故に直弼違敕の罪遂に遁るゝ所ありと嗚呼此説をして黨論激昂の時期に際し政敵攻撃の言たらしめば則ち可ありと雖も爭議既に痕迹を社會に絶ち時運全く變ずる明治年間の史筆に出でしめば予は斷じて其不可あるを明言せざるべからず抑後發の勅は幕府の奏請と關白の周旋に出づると言ひん歟前發の敕は水滸の内奏と鷹司近衛氏等の援引によると論ずるを得べし故に予は斷じて此等異黨の爭論を斥け直ちに前令後令を同一の水準線上に置き後令能く前令の疑團を排したりと評するの公平あることを信

中洲曰、彼此對照、皆恐非至
尊真意、而不過兩黨互假至
尊詞論、

中洲曰、總領、

ぜり而して九條氏は其主義を以て輔弼の職を盡し鷹司近衛等の諸氏は其持論を獻じて廷臣の節を致したる者にして究竟政論の異あるに外ならず而して責任を人民に負はざるの君主其上に在りて時勢に應ずるの説に左祖せられしと解するを以て不偏不黨の觀察なりと信ず但其政略の得失に至りては義に於て大臣執政等之が責に任せざる可からざるなり予の見解此の如し若し夫れ然らずして世儒の見解のごとく後發の令は九條氏の意に出て、聖意に非ずと言はん歟是と同時に前發の令は鷹司氏等の議に出ても聖意に非ずと言ふ者あらんとす是の如くされば論將に何れに至りて止まんとするや世儒其誦習する所の古人の遺文に誤られて其論理の結局此に至るを曉らざるあり予故に此義を辨じて以て近時史家の函犇を聞くといふ

假條約の事情を諒するの救書既に下りて彦黨又勝を占めたり是

の内政對外府の政略上の疑問

鷹司父子近衛三條四衛落師解

近史の編評の

に於てか幕府が内政に關するの疑問は黨四の決獄京紳の進退及び水藩に下れる内救の處分とあり外事に關するの疑問は鎮港猶豫の救旨を公示するや否やの問題とされり

安政六年正月十一日鷹司父子近衛三條の四氏自ら政途を過てりと辭謝して解官落飾を請ふ其水藩及び處士の説を廷に進め幕府に異圖ありとの訛言を信じて關白尙忠を退けんとせしによるなり廷議遂に四氏の退職を許さず間部詮勝酒井忠義京四諸人の口供を引き其事實を證して切に朝允を請ふ皆直弼の意を承けしなり是歲四月廿二日に至り遂に其解官落飾を許せり

(補)是より先二月十七日青蓮院宮謹慎を命ぜらる其朝廷の達文に曰く昨年來關東御間柄にも相拘り不容易御心得違有之關東より申來い儀も有之は間御慎可有之關白殿被傳仰之事

近史多くの此免黜を評して事ハ直弼の羅織に成り命ハ幕府の強

詩によりて下るとするもの、如し

(參)鯖江侯至。則厚賂關白九條公。傳奏廣橋公。說以利害。密偵廷臣及諸僚持清議者。徃々以飛語中之。逮諸大夫及處士議國事者數十人。械送于關東。鞫訊。語連廷臣。輒皆追使免官。於是前關白鷹司公父子。左大臣近衛公以下皆脫冠屣居。朝廷清議者一掃無遺。中略事皆出羅織。略府

蓋し是事の關東の要請に出で、自由の廷議に發せざりしとの眞に近史の記の如くにして其當否の責任の幕府の政務を總理する直躬の身に存せり敢て他に推諉して之を辭するを得ざるあり然れども予が上來叙述せし事情あるが爲に辭官に至りし其事實にして之を約言するに水産二黨の争鬪廷臣の身に連り彦黨捷を政界に博して水黨の廷臣其權を失へる者にして之を羅織と評すべきに非ざるなり蓋し從來の史家も亦是事實を否認するに非ず

香亭曰、以下内勅爲正、不復問其曲直、不獨此時爲然、古來論者率如此、是以道徳觀史之誤也、

然れども其内敕を下せるを以て正となし之を回收するの舉を以て姦と論ずるが故に四氏の落飾も亦尙忠直躬に擠陥せられたりと論結するに至れるのみ是等の誤認皆政論の異議を以て正姦に分評するの陋見より出で、政界觀察の正見に非ざるあり夫れ水黨の計畫彦黨の爲に破られて謀士皆既に捕に就けり其推戴を受けて政論を同くせし京紳が退老を告ぐるに至れると亦何ぞ怪むに足らんや試みに水産の計畫成就して彦黨挫敗したりとせよ家茂は將軍の宣命を拜受するを得ずして直躬は唯坐廢の罪を獲るに止まらず尙忠も亦關白を辭して退身を告ぐるのみに非ざるべし二黨の成敗を平等の地上に置きて公平の觀察を下すに其關係實に此の如し是れ予が四氏の退老は關東の要請に出で、自由の廷議に發せざるを見認め之と同時に羅織の字面を以て允當の評言に非ずと言ふ所以なり

(參)因みに記す三條氏の井伊氏に於ける通家の舊ありて三條公充の室は井伊直興(二十七代)の女にして井伊直通(二十八代)の室は三條左大臣實治の女なり井伊直惟(三十一代)の女は三條右大臣季晴に許嫁し未だ婚せずして死す依て又井伊直定(三十二代)の女に嫁す三條右大臣實起の室は井伊直孝(三十五代)の養女にして實萬は實起の孫直彌の孫なり實萬の直彌に於ける其間交情も亦洵しとせず本番六十六十五頁に至る實萬が然るに直彌大老に任じたる頃より外交の政論二人相協はず尋て繼嗣の紛議起れり是より先禁裏附都築峯重^{駿河}堀田正陸の囑を遂ぐる能はざるを謝して自殺し京師の狀日に困難を告ぐるを以て其後任の人を難しとするに際し大久保忠寛^{是時伊勢守といふ初め右近將監大隅守後に越中守}を薦むる者あり忠寛此時駿府町奉行たりしが直彌擧げて禁裏附とせり蓋し幕吏中に勤王家を以て稱せられし人なればあり既にして忠寛京に入るの後三條實萬の邸に到りて謁を請ひしに實萬病あり起坐して久く談ずるを得ざるを告げ且侍臣をして其意を傳へしめて曰く

實萬伊勢が御附職を命ぜらるゝを聞きて其上京を待つこと久し^{是より先き安政元年皇居火災に罹れる後忠寛目付職を以て皇親く居の建築を督するの命を受けて四上し公卿と相知りたり}親く而して關東の實狀を詳にせんと欲すと雖も不幸にして疾の爲に相見るを得ず澤村出雲^{御執次頭取を勤む是職の禁裏附の次府なり}の實萬の信任する者されば出雲に依て事情を詳告せよと忠寛因て幕水の關係繼嗣論の實歴外交の事情等を具さに出雲守に依て實萬に告ぐ實萬曰く予水黨の説を偏信し外交繼嗣の問題に関する事實を詳にせずして殆ど公武の一致を破らんとせり特に一婦女李恭の言によりて大計を誤まらんとせしむ安からぬことなり京師の事予親く之を補綴して乖離を防ぐべし關東の方の遠隔にして予の志を告るの便なし伊勢をして是意を體して關東に傳告せしめよと出雲守を以て是言を忠寛に傳へたり^{李恭は水戸領の出生にして皇學に精く詠歌に長ぜり京師に入りて神家に入らし水藩の爲に周旋し鶴岡の密教を奉じて東下するや李恭も亦大に其間に力を盡す}

香亭曰、才雖不其然乎、

實萬の途中

坐りたる中時既に有るに轉じて京都町奉行となり安政六年の宣旨の席に陸
 國英門入りたす野村修驗實壽院厄介とありて其文中東坊城家へ
 差出趣意尋受る次第に至るなら前中納言殿御儀解之儀を申込手續
 年可相成さ長歌短歌之書面書綴東坊城家へ取持云々ありて嘉永明治
 紀し其下に長歌短歌を掲げたり蓋し京師に至り密奏する所あり
 かるべし又當時の京紳の皆公武一致の政略を取りし是より以後京師
 關東の間に處する實萬の意見前日に異なりて其内救を水藩に
 下すに強て力を出さざりし蓋し之が爲なり然れども是等の
 秘事の世之を知るものなくして其嘗て實萬と政論の方向を一
 にせし水藩の士も亦何の故に實萬の意見變化せしを知らざり
 しが如し安政五年九月十八日鶴岡吉左衛門が安島帶刀に與へんこし
 内府公し甚ごた山云々あり此一書恰も大久保一翁の語と符合して實
 萬の意見變化せしに足れり其後數年世態一變して維新の業成り更に
 十餘年を経たる後忠寛一夕實萬の嗣子實美實萬の弟に謁して親

實萬の途中

東洋史

漢文の事

くこの事情を詳述せしに實美曰く予當時年少にして之を詳に
 せざりしと足下の言によりて先人の事を聴くを得たりとて忠
 寛の話を悦びしといふ忠寛の今の議官大久保一翁子にして實
 美は今の内大臣三條公なりこの一話によるは實萬得罪憂憤不
 食而薨と尊攘紀事卷之二興大賦のに記したるの誤にして蓋し
 後年鷹司近衛諸氏の皆要職に昇りしに三條氏獨先だちて薨せ
 しが故に斯く悲愴の文字を以て想像の記事を掲げしなり予嘗
 て東洋の史傳を評して文調を先にし事實を後にし記者の想像
 によりて讀者の感情に訴へんとするの弊あり是れ歴史に非ず
 して一種の小説なりと云ひしことありしが是等の記事の其的
 證とするに足れり予平生我國の作者が漢文を以て歴史を編む
 を信ぜり蓋し事實の記録は當時の情態を描寫して其委曲を悉し
 ざるに非ざれば筆者に至るに意を盡し難き者なるに漢文の類は
 其原文を掲